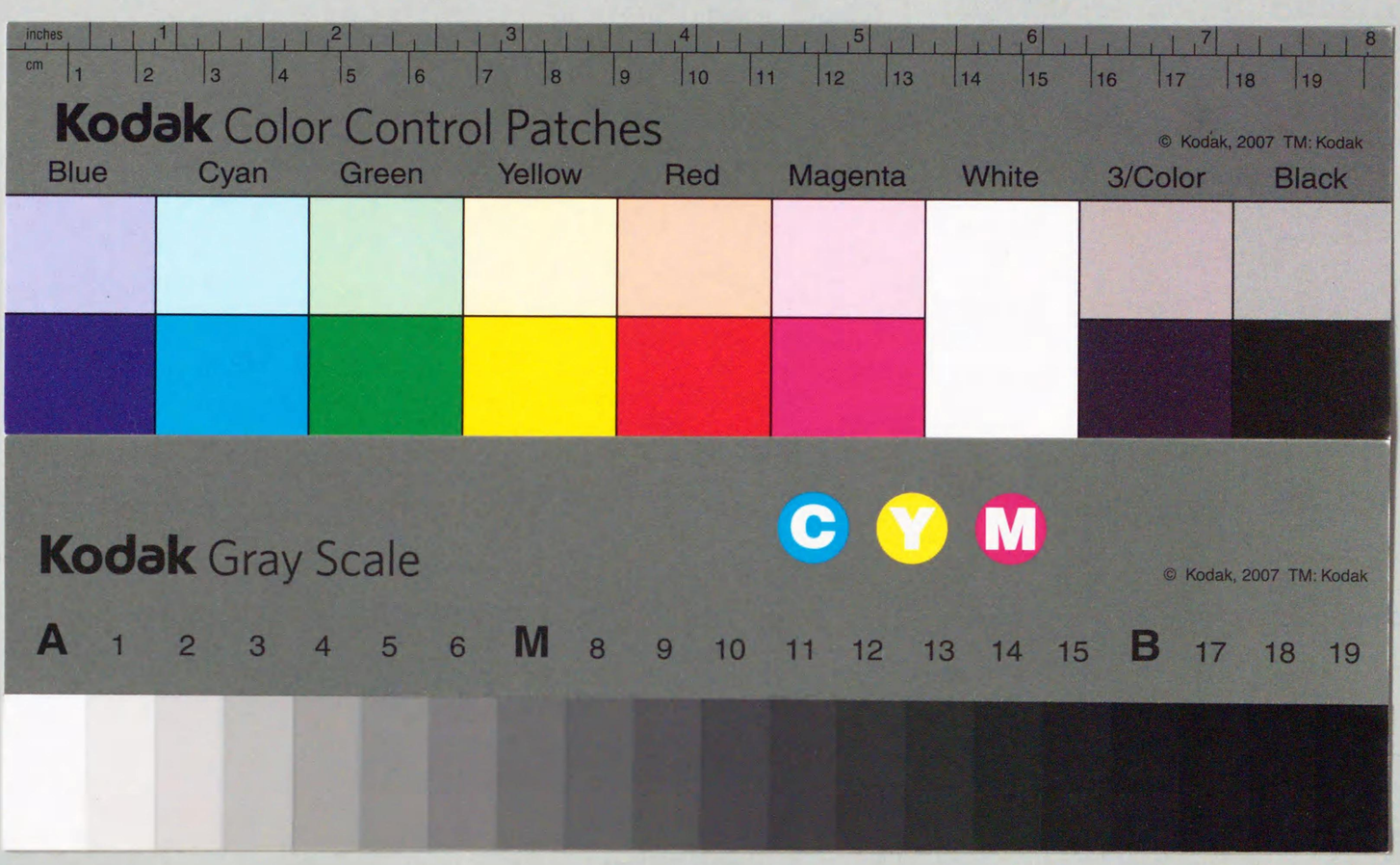

GA44
3
00798030
X 複写

エト6M10

櫻井藏書

シメル・バビロン社會史

井上芳郎著

ダイヤモンド社刊

GA44
3

本研究については財團法人啓明會の援助に負ふところ多大なりし事を特に記して謝意を表す

著者

44.7.17
798030

はしがき

本書は此書名が示す通り、今より六千年前までの約二千年間に於けるシュメル諸民族社會の全期、及びそれに次ぐバビロン民族初期時代の社會史の研究であり、尙之を地域的にいへば、西方亞細亞のメソポタミヤ地方即ち北緯卅一度より北緯卅七度までゞ、恰も我國の九州南端より東北地方の緯度と同一の地帶である。而して彼等は、現在、世界の學界に知られてゐる限りに於て、世界最古の文献を殘した人類であり、從て本書は、是等の文献的資料によつて爲し得る限りの最古代の社會的研究である。

本書構成の意圖は、かゝる最古代の人類が彼等自身の時代的實際生活を、彼等自らの手によつて書き殘した文書を直接の資料として、其資料の許す限りの最古の社會的集團生活の實情並びに其本質と、又それより發する其史的進展推移の狀態と其進展推移の根柢としてそれを基礎づける社會史的基調を考察すると共に、出來得る限り、是等社會關係の發生狀態をも把握せんとしたものである。從て之を具體的にいへば、本書序說としての第一篇第二篇を除き、第三篇に於ては宗教、第四篇は政治、經濟、第五篇は法制と分けてある通り、其各篇はそれ〳〵の各種資料を主材として其時代的生活實體を把握すると共に、それ等に關する社會的諸關係の史的過程を觀察し、かくして其論斷を原始時代から古代社會へと進めてゐる。

然しながら、是等に關しても、その研究方法的過程からいへば、其資料の有する實際生活への直接關聯の緊密度と其資料的性質に鑑み、第一に政治的文書を採り、以て其國家的地位の外劃を摑み、更に之を經濟文書によつて個々的に具體的な生活内容の核心へと掘下げ、次に法制的資料により、其時代の法治關係とそれ等の法制的諸機構が時代的民衆生活に如何に關聯し反映してゐるかを見んとした。然るに、是等と共に、當時既に發生してゐた正文的法律條文の原文研究の結果、此時代の社會的上部構造たる統治組織、法治組織が悉く先驅的に前代的社會機構の殘存形態たる原始的血族及原始宗教との強き相關々係を背景としてゐる事を觀取せしむるものがあり。從て、最後に來た此時代の研究が卽ち、第三篇としての、宗教的資料による原始時代が主題となつてゐる。

ところが、若し之を方法的にいへば、それ迄は上述の資料による時間的繼起に注目して來たのが、玆に至つて、此文獻以前の時代に對しては、前記諸資料に併せて考古學其他各般の資料に據り論理的溯源的方法を採る事となつた。然るに此第三篇の研究方法は、果して正しき歷史的始原時代を示すものであるか否かにつき、方法論的にも尙論議の餘地を殘してゐるともいひ得べく、又此事は、私自身の抱懷してゐる歷史的世界觀の一つの現はれ方に過ぎないともいひ得るでもあらう。更に又此事は、よし社會史的過程を語るとしても、尙その奥に必要とされる社會史的構造に對する方法論的理論構成が與へられなければならぬとの批評をも受けるかも知れない。

此方面の理論構成の研究的準備としては、私自身、曩に發表した「支那原始社會形態」の序論に於て、在來の學說の一端を顧みたが、是等のもの、多くは、其理論構成を主としてゐるが、私の期待する發生的な社會史としての史的研究のためには、尙相當の隔たりがある事を見、遂に玆に自らの不敏を鞭打つて未到の資料の中に猪突した所以でもあつた。次に私は、此研究を進むるためには、本研究の外に、現代の南洋其他に存在する原始人類社會の再吟味をも併せて豫想してゐるものであり、又それ等のためにも自ら或程度の方法的準備をも有つてゐるが、然し、此事は、同時に方法論的にいつても、又根本的な確實なる理論構成の必要の上からいつても、一應是等の研究が實踐されてから以後に於て、此自己の理論が果して正當に其學的要求を滿し得たか否かにつき、自己自らが更に嚴密なる自己批判の的とならなければならぬ事を覺悟してゐる。

從て方法論上の要求は、此意味からいふと寧ろ今後の問題として殘さるべきであらうから、玆では之れ以上に進む事を差控へ、而して、次の問題として、本書が取材した各種資料が、此ための研究材料として如何なる地位にあるかといふ事と、玆に使用した各種資料が、それを單なる資料として見ても、我國學界に於てすら、在來餘り多く觸目しなかつたかと思ふから、此點からも一應の卑見を述べさせて戴き度いと思ふ。

本書は、既に記した通り、研究主體として宗教、政治經濟、法制等の諸方面に於て之を取材し、それ等の資料を、一應其各個的な立場に於て觀察し、更にそれ等の各種資料並に其資料を通して見た其時代的社會生活の間に橫はる相互的な相關々係を求める事により、其所には、個々的にも亦相互關係的にも、何れも其史的發展的過程に於て、一致的な指向性の存在する事を認め、更に此點を追求して其所に綜括的な歸結を把握せんとしたものである。

從て、それ等の諸關係を具體的に表示し、且つ其存在を證明し裏附けて行くために、是等の諸資料を一々に提示する事とした譯であるが、其中にも、特に最も具體的な史的資料と認められる、經濟的諸資料を以て其各時代的諸相の眞實を示す事に力めた。尙此間に於ても、其時代の生活基調となつてゐた農業關係の資料は、勞働組織、諸生產の基礎

的數字、勞働賃銀、物價其他につき、出來る限り、計算的文書を採り、其一々につき數量的計算の正否を確むべく、其數字的根據にまで之に突き進み、且つ其判斷の根柢を示さんために、資料全部につき、悉く原資料寫眞或は原文謄寫の寫眞を出し、之に附するに其音譯と、井上自身のシュメル原文に就いて爲した日本譯文を併記した。だから、若し讀者諸賢に於ても、稍々注意深く其原文謄寫と音譯と日本譯文とを、各行毎に對照的に辿るだけの勞を惜まれなかつたならば、原文解讀の知識を缺くとも、或る程度迄は原文の眞實性を味得し得べく、又其一方、私自身としても斯くして、上記論斷の一切の資料的根據と其責任を明かにせんとしたものである。

尙本書に於て取扱つた範圍はシュメル時代が主となつてゐるが、此時代のシュメル語そのものは數千年前に既に死語となり、それが約三千年前のアッシリア語の對譯的土版文書が發見されて僅に解讀の曙光を得たものである。從て此言語に對する智識は、現在と雖も、未だ相當の限界點があるが、此言語に就ては、別に井上著「東洋古代言語文字論講」に古代埃及語、バビロン・アッシリア語と共に解說してある。

此シュメル語は、かく尙或る程度の未知の分野を殘してゐるが、然し本書に於て行つた資料取扱上に必要な程度としては、先覺諸學者の成果を綜合研究して一個の指針が明かにされてゐるから、此種の死語の復活解讀に對する不安も大體に於て一掃されて差支へないと思ふ。尙之に就ての實際問題としては書中隨所に說明してある。

尙此以外に資料取扱上の批判材料としては經濟的資料の計數的記載事項より之を見る事が出來る。卽ち上述の各種資料に於ける計數事項の正確さを知るといふ事は、同時に其數的記載に附帶する說明的原文の正確なる理解を要請する事となり、從て其結果として、自己の解讀上の技術的反省の上に於ても亦明確に其正否を判斷し得る重要な鍵となつて來る。故に此事は、客觀的にも其等の文書が研究者の手によつて正しく理解されてゐるか否かの批判的根據ともなるべきものと考へられる。されば、更に之に一步を進むれば、此種の文書解讀上の準備を別問題としても、單に上述の如き計數又は算數式を理解するといふ數學的用意を以て見るだけでも、尙且つ此至難なる文書の研究的取扱が果して正鵠を得たるや否やの批判が可能となるべきものであらう。故に此點からいつても、私は確信を以て此五千年以前の古文獻の記載計數が正確なる事並に此點に關する解讀も亦決して誤りに非らざるべきを主張する事が出來、又之に對する第三者よりの批判も亦、此點に關する限り可能なるべき事を附言する。卽ち此意味に於てゞも、私自身の研究成果に對する批判材料としても亦、玆に私は、此經濟的計數的資料全部の影寫を諸賢の前に提示したものである。

さて之れまでは私自身の研究方法及び研究範圍に就ての問題であつたが、次に本研究の有する現代的意義につき一言附加へて置き度いと思ふ。

今や我が日本は、全東洋の大宗として、同時に此の大東亞の共存共榮の全責任を双肩に擔ふて邁進してゐる。眞に此時、現に我等自身の形成してゐる此未曾有の大歷史が、如何にして現前の大業として顯現され、又、今後、如何にして此の新生面に對處すべきかを知るためにも、單に東亞のみならず、更に進んで全東洋の歷史を正視しなければならぬ筈と考へられる。

然るに、此際、此の全東洋史の考察的基礎たるべき、純粹無雜の東洋的社會の東洋的特質、卽ち、全く外來的、西歐的影響を蒙らざりし時代の最古代的社會狀態の研究が尙殆んど顧みられてゐなかつた事を遺憾とする。此事は單に

東洋史にのみ局限した問題ではない。更に一歩を進めて世界史的な全體的研究の上に於ても、此種最古代的研究の缺如は、卽ち、歷史學の史的發展的過程に於ける基礎的地位の缺如ともなるといふ點に於て、在來の歷史的研究の不備が指摘され得るものでもあらう。

尙又、此東洋古代社會並に古代歷史的研究は、我が日本、支那、印度以外に及んでゐない。加之、印度以西の如きは我國學界に於ても、稍々ともすると之を東洋歷史學の研究範圍から除外せんとしてゐる有樣であり、特に本書が主題とした西方亞細亞諸地方は、完全に西洋史の一部と見做されてゐた。しかも之が地域的には亞細亞に存在する事を直視しつゝも歷史的に之を東洋の圈外へ追放せんとしてゐた事は何故であつたらうか。

此種の見解の根源は、在來其の歷史的文化關聯を、希臘又は羅馬を主體とし、又宗教的にはユダヤ教並に基督教との關聯に於てのみ之を理解してゐた事に據ると想像される。

然しながら、斯くの如きは寧ろ眞の歷史的意義を理解し得ざりし時代の僻見に過ぎないといふべきである。本書が取扱つてゐる今より四、五千年前の時代は勿論、其以後に於ても、希臘文化の根源は古く見ても三千年を溯る能はず、希臘以前の地中海文化を以てしても、そは決して西歐的文化ではなく、悉く東洋的色彩によつて染めなされてゐる事は、埃及文化、ミケネ文化に於てすら之を明かにする事が出來る。從て西方亞細亞文化を西歐とのみ關聯すると考ふるもの〻如きは、東洋人としての自らの地位を自ら侮るものといふべく、「學」は希臘よりなど〻考ふるもの〻如きも、眞に希臘に先驅する東洋的先進文化に對する無智を表白するに過ぎない事となる。

今より五千年前のシュメル人は、既に其地理的區分に於て、地中海を以て東洋と西洋とを分ち、之を「上海」と「下海」とに呼び別けてゐた。セミト系のアッカド人亦之を踏襲してゐる。卽ち見よ當時此地の居住人は、上の海の自稱により、東の國、朝の國、光明の國人たる意識を有し、之に對して、地中海以西を、下界、暗黑の國と考へてゐたのである。卽ち此の悠久五千年の以前に於て彼等の間に既に東洋人たるの意識形態が存在してゐたのだといふ事を、東洋の宗主たる我が日本は正して認識して置いて然るべきであらう。故に況や、此時代以後に於ける全東洋の歷史に對しては、確乎たる東洋的歷史的觀念を以て研鑛しなければならぬ事を銘記すべきであらう。

更に私の企圖した本書著述の目的は、純粹なる東洋的資料によつて、眞に東洋人として發揮した最高古代文化と其社會層の形成並に其史的發展を求むるにあつた事は元よりであるが、尙他に一つの重大なる要請がある。そは上記の純東洋的古代社會の樣相は、如何に他の東洋諸國の社會的基礎形態に共通するところ多きかを示すと共に、是等數千年來、全く固有的に保持した東洋的特質を正しく把握する事は、我等日本人のためのみならず、新らしき全東洋的團結を要望する總ての人々のために、其寄與するところ如何に絶大なるべきかを指摘し度いからでもある。

私は、本研究に於て、東洋社會が有する古代的性格の中に、血族的結集性の著しき事、並にそれが多く社會的主體となつてゐる事を強調してゐる。而して一つの民族の構成が、其存在の基底に於て、強き血族組織を其根幹として保持する場合、其社會的存在が如何に高度の强靱性を有するであらうかを知ると共に、しかも同樣な血族的結合を形成するものと雖も、必ずしも同樣な史的過程を辿るものではない。卽ち多くの歷史の上には、かゝる血族結集體が遂には自ら混亂に陷り、壞滅に歸した例も亦頗る多い。かくの如きは、彼等自らが其血族組織を、偉大なる國家組織にまで盛上ぐる歷史的意力が缺如してゐたからである。是等は彼等自ら、小主觀的、自族中心的血族社會のみを見て全一

的に之を考へる事が出來なかつたからである。

茲に於てか、我人共に大いに考へなければならぬ事は、此の血族的結合が昂揚されて、更に偉大なる力によつて民族的な、更に民族的國家としての、より大なる統治組織にまで上昇されなければならぬといふ事である。我日本の如きは、血族的組織が核心となつて、之が其儘、民族的に昂揚され、其民族中心が更に國家的統治形態へと進んで來たもので、眞に血族的民族的國家組織としての理想型であり、純粋性を示してゐる。此意味に於て、悠久の往昔、之を皇祖にうけ、爾來、皇統連綿、我等國たみは悉く同一血族として萬民皆此すめみまの直接の臣子に外ならないと信じてゐる。此國柄こそ將に萬邦無比の精華たるを示すものに外ならない。而して此長き歴史の間に於て、よし外來の種族ありと雖も、大御稜威の下、等しく此例を出でなかつた事を知ると共に、今後も共に同樣である事を疑はず、八紘爲宇、萬邦をして各其處を得せしむといふ事こそ卽ち此事であらうと拜察する。

更に是等の事を全東洋の古代信仰に顧るに、其所には「產靈」の信仰と「血族的祖先神」との信仰の存在を見る。而して此二つのものは必ずしも別のものではないが、只其社會的層位によつて、一つのものとしても、二つのものとしても現はれる。我々は、現代に於ても、南方の自然的原始民族の間に此「產靈」が農業神として祭られ、「母神」の信仰と結合してゐる事を見るが、此母神の祭祀は、母系的な社會的機構として、有力な地位にある事を認めるであらう。

然るに、之を古代社會に於て見ると、既に此程度の原始信仰的段階は早く揚棄されてゐる。卽ち民族的に發展して、それが大なる國家的態制に進まんとする場合は、此產靈的信仰が其血族自體と密接に結合し、其所に其の血族的發展

の信仰的中心となるべき血族的祖先神の姿として出現し、此祖先神が、其血族守護の立場に於て產靈神の生產神的役割をも融合包括してしまふ。此時は、曩の原始民族の間に於ける產靈神がその生產されるもの〳〵の一々に降下すると信ぜられて、寧ろそれは呪物崇拜的、或は原始的多神論的信仰ともいふべき形で現はれる事と異なり、此の原始的信仰對象としての產靈が、一躍して血族的祖先神として、强力なる人格的神靈として顯はれて來る。然るに此場合、其血族が民族的發展に伴ひ、國家的形態へと昂揚すれば、其の神靈も亦國家最高の中心的神格となつて顯現する。而して此神靈の現世的顯現は、其國家的信仰の中心たる帝王的地位と結合し、祖先神的神靈は、其神の直系と認められる帝王以外手を觸るべからざる神聖無比の存在となる。

然し茲に注意すべきは、是等の社會的或は信仰的層位は必ずしも歴史的繼起を意味してゐるものではない。其事は原始的なるものが却て現代の原始人類の中に現はれ、高度のものが古代社會に存してゐた事を以てしても、是等に關し、安易なる進化論主義的な見解に墮してはならない。寧ろ之は社會的集團形態の異質性を示すものとして、此間、層位上に於ける質的飛躍の存在を考ふべきものであらう。

さて、是等の民族國家的態制と血族的信仰形態との相關々係に於ける、最高の理想型として發揚されたるものに實に我が國がある。

卽ち我が皇國は、古來純粹なる民族的精髓の結晶により、其所に生じた强固なる民族社會と、更にそれ等の諸關係の上に構成されたる民族國家たると共に、此民族國家の中心が同時に偉大なる統治力の發現體として歴史的に存續し來てゐる。卽ち此事は、同一血族たる意識的基調の上に立つ强固なる民族的社會集團が、其血族的意識の核心たる血

族的信仰と、其血族的信仰を中心とする統治形態を、二者共に同一根源より發する統一體として把握し、更に其上に構成されたる純乎たる民族國家形態として發現されたものと見る事が出來る。尙之を再言すれば、同一血族たる信念並に信仰の下に、其血族的信仰を中心とする民族國家の統治組織が成立し、其國家的構成の上に、それ等の信仰と、社會的構成機構と、國家的統治機構とが、密接不離なる全一體として結合し、之が社會的最高意識形態としての根源的基礎となる。而して其國家的意義に於ける統治主體が、同時に絶對的なる信仰主體として顯現してゐるところに、永遠不動の民族的皇國國家としての國體が承認され、更にそれによる、國家としての統治的顯現的意力の發動が肯定されて來る。

而して、之を純粹信仰の意味からいふならば、此顯現的意力の根源即ち其發現主體は、時間と空間を超絶した、永遠、且つ無偏在の絶對者として考へらるべき筈のものである。正しき信仰とは常にかくあるべきものであり、且つ信仰對象としては、常に永遠より永遠への絶對者が要求される。

さて最後に、本研究に對する先覺諸賢の甚深なる御援助に對して茲に滿腔の謝意を表します。本研究が、かうした形を得て世に出るためには、財團法人啓明會の援助が至大なる光明となつた。尙此ためには、慶應義塾長小泉信三先生、慶應義塾圖書館長高橋誠一郎先生、三淵忠彦先生、故醫學博士藤浪剛一先生、藤原道純先生、並に啓明會笠森傳繁先生の御盡力と平常の激勵を賜つた事を銘記し謝意を表します。又慶應義塾社會經濟史學會長野村兼太郎先生より此書の研究から出版に至るまで特別なる御配慮を得ました事を深謝致します。同時に本書の如き困難な印刷と出版を引受けられたダイヤモンド社諸賢に對し、之れ亦何れも茲に謹んで御禮を申上げます。次に末尾ながら、本研究のために、日本に於けるバビロン學の先驅者であり、バビロン學會の創設者並に會長たりし故原田敬吾先生の學德を偲びて、斯學のために敬意を表し度く、謹んで申添へます。

井上芳郎

Ur の遺跡に於ける王の墳墓より發掘せる Mes-kalam-dug の着せる黄金假髪。西紀前約 3000年。原形の 1/2（Woolley）

シュメル・バビロン社會史

目次

第一篇　序　說……（一―三二）
一　小　序……二
二　シュメルの語義並讀方……七
三　シュメル人の年代記……一三
四　シュメル・バビロン史の年代學的根據……一九
（一）古典時代の年代學……一九
（二）近代的年代學……二九
第二篇　傳承より歷史へ……（三三―九二）
一　歷史となつた古代都市……三三
（一）年代記の都市と年代……三三
（二）歷史への結合……三五
二　大洪水以前の都市と傳承……四四

三　大洪水以後の都市と傳承……五三
四　歴史時代と其先驅的遺跡……六五
五　メソポタミヤ地方の對外交通——特に印度とシュメルの交通——……七九

第三篇　宗教より見たる原始社會……〔九三—二〇四〕

一　帝王の稱號出現——ルガルとパテシの併稱——……九三
二　宗教主長者パテシの意義……一〇一
三　政治主長者ルガルの原始的意義……一一五
四　原始的主長者エン……一二〇
五　帝王の神聖視……一二八
六　信仰上に於ける女性の地位……一四三
七　宗教的建造物の內容……一五三
八　神婦と神託を受ける樣式……一六八
九　神と人との信仰的婚姻……一七五
一〇　神殿と mal-gi-a と神婦——神婦 kar-lil のイニンニ女神讚歌——……一八七
一一　バビロン市の神殿 mal-gi-a と地主——〔附〕、土地貸借契約證書——……二〇〇
一二　神殿より家庭に降だるシュメルの神婦……二〇四
一三　バビロンの妾 shu-gu-tu……二〇九
一四　他の家系に去る妻と妾、自族に止まる神婦……二一二
一五　前代の神婦が次代の妾（シコケツ）に變化……二一〇
一六　婚姻の問題……二一三
一七　結納と持參金の關係……二二五
一八　持參金 sheriktu といふ語の原意……二三三
一九　シュメルに於ける婚姻の原義……二三六
二〇　婚姻は大母神の許容による……二四五
二一　シュメルに於ける婚姻の族的範圍……二五一
二二　神が結ぶ神聖結婚……二五五
二三　氏族母神と主女神……二六六
二四　主女神の代辯者たる神婦……二六八
二五　町と町、族と族との婚姻關係……二六九
二六　原始的集團と神婦の地位……二八〇
二七　原始的婚姻制度の變革と神婦の地位……二九〇

二八　母系と父系、相續制度の變革……二九三
二九　帝王時代の最高神婦……二九五
三〇　商人階級の出現と神殿の商人化……二九九
三一　神婦制度の崩壊と聖賣笑問題……三〇一

第四篇　政治及經濟より見たる古代社會……〔三〇五―六七四〕

一　政　治

一　血族的信仰と統治形態の結合……三〇五
二　遺跡に見る原始的國家の成立……三〇九
三　ラガシ王朝第一王ウル・ニナの家族群像……三一四
四　ラガシ王朝の王位繼承順位……三一六
五　神殿的信仰と國家的經濟の背反……三二七
六　神官と官吏との關係……三三二

二　經　濟

一　ラガシ王朝エンケガル王の土地文書――當時の耕地、運河、穀倉――……三三五
二　ラガシ王朝の頽勢……三四六

三　神官エン・リ・タルジの家屋購入文書……三四〇
四　ラガシ王朝末期の勞働者――ウルカギナ王の神殿經濟文書――……三四三
五　ラガシ王朝の租稅……三五〇
六　ラガシ市の沒落とウルカギナ王文書……三五二
七　世界國建設への過程……三五四
八　アガデ王朝の商業政策……三五六
九　マアンイシュトス王の土地文書……三五八
一〇　アガデ時代の農村社會――特に血族共同態――……三五九
一一　農村勞働の問題……三六九
一二　奴隷の問題……三七九
一三　耕作地と收穫量の問題……三八〇
一四　農業勞働者の賃料……三八二
一五　シュメルに於ける土地計測法……三八五
一六　シュメル社會の沒落過程……三八八

第五篇　法制より見たる古代社會……〔六七五―九四四〕

目　次

一　シュメル法に現はるゝ家族制度……六七五
一　シュメル法の原文資料出典……六七五
二　家長又は父の地位……六七八
三　妻及び母の地位……六八四
四　子供の地位……六八八
五　相續者離別問題……六八九
六　シュメル法に於ける傍族離別問題……七〇五
七　バビロンのハムラビ法との比較……七一一
八　子弟追放と其剃髪文身の問題――〔附〕追放奴隷の標徴――……七一三
二　シュメル法と婦人の地位……七一四
一　序……七一四
二　妻(1)……七二五
三　妻(2)……七三三
四　神婦……七四〇
五　女奴(1)……七四七
六　女奴(2)……七五九
三　バビロン法の神婦……七六五
一　神婦の種別……七六五

二　最高神婦 nin-an……七六六
三　神婦 aghat nin-an……七七一
四　神婦と貞操……七七五
五　神婦の財産と結婚問題……七七七
六　妾と神婦……八〇三
七　神婦 zikru と其子供……八一一
八　下級神婦……八一七
四　シュメル及バビロン法に於ける婚姻……八二二
一　婚姻の原始的記錄……八二二
二　婚姻法總括……八三三
三　婚姻の原義と法令……八三五
四　所謂賣買婚的見解の批判……八四四
五　遺産分與と婚姻の持參金……八五五
六　法律上の結納と持參金……八五七
七　シュメル時代の婚姻……八六三
八　離婚と手切金……八七五
九　原始的婚姻の樣式……八七六
五　バビロン王朝ハムラビ法典の階級性……八七九

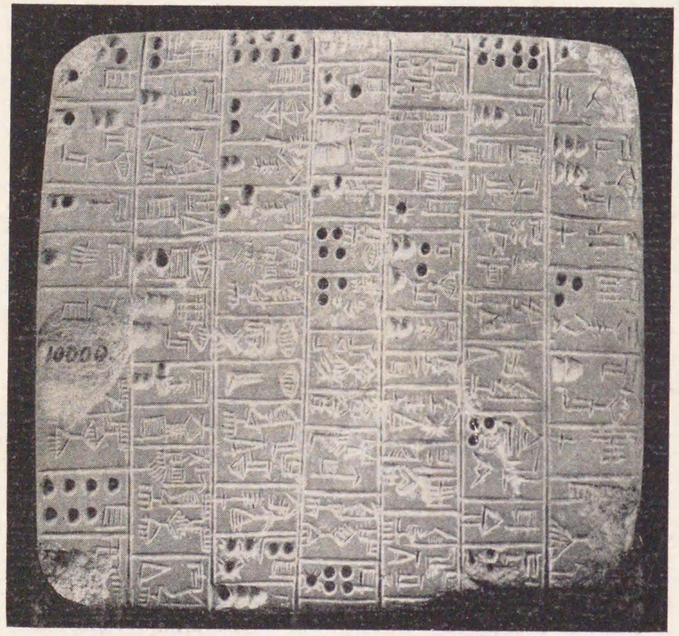

（表面）

ラガシ市エンケガル王の土地購入記錄石版文書　其一、西紀前約三〇〇〇年、$4\frac{3}{4}\times5\frac{1}{2}\times1\frac{3}{4}$インチ

（本書の讀方及日本譯文に就ては本文三九一頁參照、本寫眞は Barton P. B. S. S. に據る）

（側面）

ラガシ市エンケガル王土地購入文書　其二

（ク續＝部下ノ面表ハ戴記）

目次

一　ハムラビ法典時代の三階級……八七九
二　第一階級アヰル……八八一
三　第二階級ムシュキヌ……八八三
四　第三階級アラド及アマト……八九六
五　自由人賣買問題……九〇八
六　女奴の生みし奴隸の子……九三七
七　自由人を父とする女奴の子……九三八
八　奴隸を父とし自由人を母とする子……九四三
九　結論……九四五

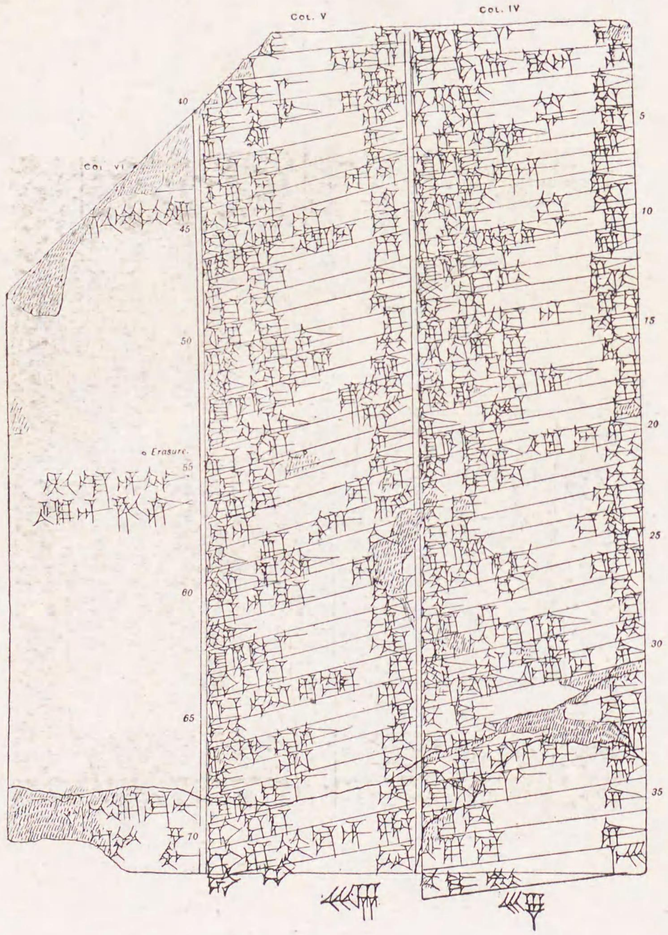

前出せるシュメル法律原文の謄寫（Clay に據る）
右第四欄、左第五欄

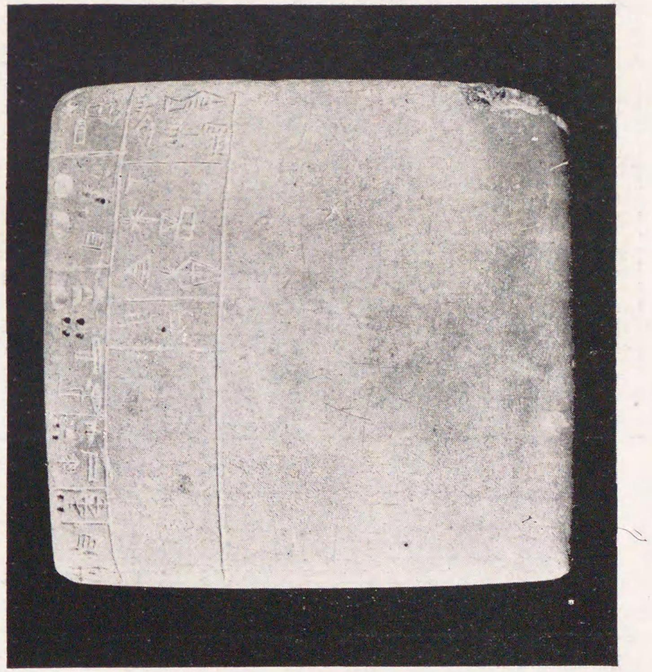

（裏面）
ラガシ市エンケガル王土地購入文書　其三

シュメル・バビロン社會史

第一欄　第二欄　第四欄　第三欄

（表面）　（裏面）

土版　其一

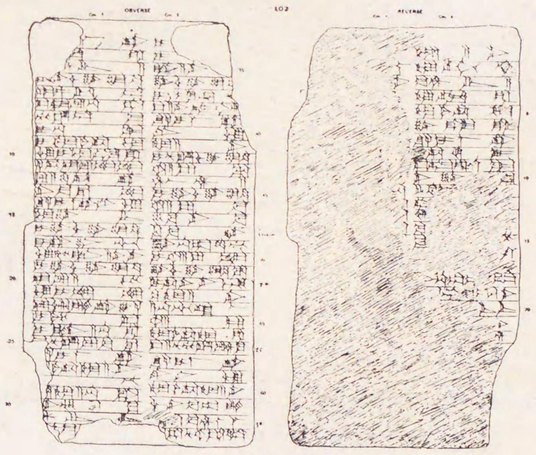

第一欄　第二欄　第四欄　第三欄

（表面）　（裏面）

土版　其二

シュメルに於ける法律原文所載土版より謄寫、西紀前約二二〇〇年、112×67×3　上　及　131×72×63　下

（謄寫は H. F. Lutz 發表のもの、法文は表面左方Ⅰより右方Ⅱに進み、次に裏面の右方Ⅲより左方Ⅳに行く、本文書の説明、讀方及譯文は本文六八二頁以下參照）

第一篇　序說

一　小序

世界最古の高度文化は、先づ東洋に於て發祥したといふ事は、世界の學者の何人も否定出來ない嚴然たる事實である。しかも、現在の歷史學的資料の證し得る限りに於て、此最古代の文化は、西方亞細亞に於けるメソポタミヤ地方に發し、其隆興時代は、今から約六千年前、西曆紀元前四〇〇〇年に遡るものと考へられる。此地域に起つた事實が本書に於て論ずべきシュメル・バビロン社會の文化中心地點である。

此メソポタミヤといふのは、現在イラク國の建國されてゐる場所で、此處はペルシャ灣に注ぐチグリス河、ユーフラティス河といふ兩大河の流域である。此地方の地理的名稱をメソポタミヤといふのも、希臘語の *Meso-Potamia* 「兩河の間」といふ意味の地勢的命名で、地理學者の所謂「兩河地方」といふ譯語もこれから出てゐる。緯度でいふと、其文化圈の最南端、古代のエリド市でも北緯三十一度に當り、それから北へ、福島縣までの地帶が此地方と同緯度になつてゐる）日本の九州最南端の佐多岬が北緯三十一度である。それから北緯三十七、八度位までの間で、（恰も我そして、東方はペルシャ高原、西方はシリア及びアラビヤ砂漠地帶に挾まれた、河添ひの土地で、肥沃ではあるが狹

小な地帶である。此地點で、如何して、かゝる古い時代に文化が發生したか、といふ事を知るためには、先づ其時代以前の、世界に於ける歷史的地理的狀況をいはねばならぬ。

地球の北半球が、長い酷寒の氷河時代から脫したのは、今から大略二萬年前の頃といふ。それから一萬年を經て、考古學でいふところの、新石器文化時代に入る。地理學者ウエーゲナー A. Wegener の大陸移動說には、曾て地球の北極は、今の北緯七十度、西經十度にあつたといふ。(Die Entstehung der Kontinente und Ozeane. 一九二二年第三版第七五頁) さうすると、今の英吉利の如きも、其北部の大半が北極圈內に入る譯となり、之に反して、今の亞細亞北方地帶は、すつと赤道に近く傾いてゐて、遙かに暖かつた事となる。さうすると、氷河時代には、歐羅巴全體は氷河の中心地帶となつて、人間の住むに不適當だつたといふのも尤もな話となり、之に對し、亞細亞の地はそれ程寒さが烈しくはなかつた事となる。從つて氷河時代が終る頃には、亞細亞では、歐羅巴より遙かに早くから、文化が輝き出したのも亦當然であつたといはなければならない。

亞細亞の始源文化に就いては、パムペリー R. Pumpelly の中央亞細亞トルケスタン探檢調查報告 (Explorations in Turkestan, Expedition of 1904. 1908 ed.) があり、此中に、探檢隊の一員で動物學者たる J. Ulrich Duerst が當時發掘した各種の動物遺骨の研究を、長い論文として發表してゐる。それに據ると、調查の中心であつたトルケスタン地方の、アナウに近い、北方クルガンに於て發見した遺跡では、家畜としての豚或は牛の遺骨を、一萬年前の地層から發見し、それより稍々後れて、羊、山羊の遺骨が存在し、(前引書四四〇頁及四五〇頁所載年表參照) 八千年前位の地層では、金屬遺物を發見したとある。

歐羅巴では此頃漸く新石器時代に入り、氷河時代から離れた暖かさが來ると共に、北佛から中北歐へ、漸く文化の曙光が訪れんとしてゐた狀態であり、玆で亞細亞からの文化的誘導を受けるに至つたものである。此亞細亞と歐羅巴の直接交通は、小亞細亞を經て黑海から、ダニューブ河の溪谷を傳つて中歐地帶へ入つてゐる。

地理的な大陸の變化からいへば、二萬年前頃、漸く伊太利が半島となり、西班牙がジブラルタルによつて阿弗利加大陸から分離し、地中海が出來上つた。南方コースを採つた一方の東洋文化は、直接希臘へ入るものと、埃及文化と交流して北阿弗利加沿岸を西へ進みつゝ、地中海島を足だまりとして伊太利半島へ入るものと、西班牙半島から北上するといふ徑路を採るものとがあつた。

然らば、東方に於ては、メソポタミヤ地方が、何時、如何して文化の中心となり、それが如何して出來上つたかといふと、現在の歷史學進展の程度では、尙之を適確な點まで斷言する事が出來ないが、私の見解からいへば、資料的確實さからいつても、西紀前四千年前には、既に餘程の進步を示してゐるのであるから、前にいつた八、九千年前の、中央亞細亞の初期金石併用時代の文化が、其後、漸次南下してペルシャ高地へ入つたものと、西方のアルメニア地方に入つたものとの何れか、或はその兩方からのものが、西紀前五千年以前に、既にメソポタミヤの地方へ移動したといふ事が、大體に於て推定出來るやうに思ふ。

ところで、メソポタミヤの文化の研究に就いては、以前は、此地方の文化は、アッシリア文化が之を代表するものと思はれてゐた。だから、曾てはメソポタミヤ地方の古代文化の研究を、學者は單に「アッシリア學」Assyriology といふ語で表はし、今尙、此語が一部の學者の間には生きてゐる。然し歷史の上で、主としてアッシリア人が活躍し

たのは、西紀前一五〇〇年頃から以後、新バビロン王朝及びペルシャ建國までの事で、それより古くは、バビロンの都市を建設した、バビロン人の文化が之を代表する。然し、研究の上では、之を「バビロン學」といふ人は殆どなかつた。それは尙、アッシリア學といふ語が、依然として勢力があつたからでもあらう。然し、實をいへば、アッシリア文化よりは、古くして且つ優秀であつた「バビロン文化」の名を以て、之を代表させんとした人々は必ずしも尠しとはしなかつた。

而して此バビロン王朝の建設は、大約西紀前二〇〇〇年前後と見られるに對し、その研究が進むにつれて、更にそれより一層古く、且つ此バビロン文化に比しても、左程に遜色のない文化の存在が明かとなつて來た。それは卽ち、所謂シュメル人の建設にかゝるもので、之が前に指摘した通りの、西紀前四〇〇〇年に遡る「シュメル文化」に外ならない。しかも此年代は、資料の上からいつて、確實と認められるところをいつたので、尙それに就いて研究した結果によると、其事は本書に於ても、次ぎ次ぎに論及せられる通り、更にそれより、一千年又はそれ以上古く遡るものであらうとの推定が下されるのである。

而して、此年代は、歷史上に於ける、學問的研究の上からいひ得るものであるが、此外に、古い歷史を有する國は多くは、其民族なり、國家なりに就いての、發祥神話又は建國神話といふやうなものを有すると共に、又極めて古い時代から、早く優秀な文化を有した結果、自ら其國の歷史學者的な、所謂賢人達の手によつて、其發祥神話又は建國神話等に伴ふところの、年代記といふやうなものが遺される事が屢々あり、此シュメルの古代民族の間に於ても同樣であつた。私は彼等の文化を研究する上に於ても、又其歷史的發祥に就いての、彼等の見解を知る上に於ても、此種の年代記的研究が、重要な意味を有するものと考へてゐる。然し、今それ等の研究に入る前に、先づシュメル人そのもの、名稱其他に就いて概念を得て置き度い。

二　シュメルの語義並讀方

シュメルといふ稱呼に就いては、我國では之をスメルと呼んでゐる人があるために、時折その異同の質疑を受ける事があるから、一應說明を要するかも知れない。

シュメルとは、元來シュメル人自身から出た名稱ではない。彼等自身の記錄によると、自らキ・エン・ギ Ki-en-gi（楔形文字體では ）と呼んでゐる。卽ち西紀前三〇〇〇年代のキ・エン・ギ國（シュメル國の自稱）の王エン・シャグシュ・アンナが、ニップル市の主神エン・リル神へ奉納した瓶に、自分の稱號として、この如く其國名を記してゐるのも其一例である。之は此文字の象形からも推定し得る通り、第一字のキとは大地、天に對する大地、又は「土地の一定區劃」、第二字のエンとは其一定區劃の土地の上に建つ「高臺或は標幟」、第三字のギとは「蘆」である。つまり「蘆の高殿の國」を表はした名であるが、此高殿、高樓とは、主長者、王者などの權威を示した意味を含んでゐる。

此地名は大河の流域地帶であるから、自然其河の洲に蘆が密生する。そして年々に、其蘆が枯れては生え、生えては枯れして、其土地を埋め且つ押し擴げて行き、同時に、上流から押流された土がそれに止つて、立派な沖積層土が

出來上り、其處に又人類の居住地が出來上る。しかも、其地點に密生する蘆は、彼等原始人のよき建築材料であつて、聚落の家々は之で造られた。漸次文化が進んで、煉瓦で家が組立てられても、原始的な形式を尊ぶ神殿の如きは、やはり此蘆を必要とした。從つて此「蘆」は、神への用途を現はすものとして、特に、之に神聖又は光輝といふアザグ azag といふ形容詞を附して、ギ・アザグ（聖蘆）と呼んだ。又エンとは高樓の象形ではあるが、尙此外に主長者、接神者の意味でもある。（此エンの原始的性質に就いては、後に項を改めて記す）それで、キ・エン・ギといふ國は、形態的にいへば「蘆の高殿の國」ではあるが、權威を示す意味からいへば、「神聖なる高殿にゐます主長者の國」といふ意味に外ならない。

然るに、此キ・エン・ギといふ自稱に對して、シュメル人と殆ど同じ時代に、此地方の北方地域を占居した、種族的對峙者たるアッカド人、卽ち後の、バビロン人や、アッシリア人と同系語を使用した、セミト系統の祖先種族の間では、此對手國たるキ・エン・メ・エル šu-me-er といつた。例へば、アッカド王朝の建國者サルゴン王の後繼者たる、西紀前二六〇〇年のリムシュ王の記錄や、バビロン王朝の西紀前二〇〇〇年代の、ハムラビ王の有名なハムラビ法典の序文（第五段第八行）には、 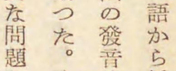 šu-me-er-im とある。此中、語尾の im は、所持格を表はす接尾詞であるから、之を除くと、其語幹が šumer となる。（此語はセミト系であるから、語幹とは其三子音をのみ指すのだが、玆では特に母音を添へて示す）而して最後のエルは、場合によつて er とも ir とも ir ともなり、又其語格によつては、別なシラブルともなる場合もあるが、元來固有名詞たる其語幹は、シュメール或はシュメルで、隣接アッカド人は、彼等を斯く呼び做したものと認められる。

ところで、歐米學者の間では、此シュメルといふ國號が、第一に論題に上つた時、之を Šumer といふ綴を以て表はした。之は勿論原語のバビロン語から採つたものであるが、最初は、其綴字の發音法を限定しなかつたために、世界の學者は、此羅馬字體を、自國の發音法に據つて勝手に發音するので、專門學者が特に之を論ずる場合は、特殊な發音記號を附して限定する事となつた。次にそれ等の推移の概略を記さう。

先づ、此シュメルに關し、重要な問題を提供した Oppert（註1）は、一八六九年の所論及び後の一八七六年の所論中に、之を Šumer と呼んだ。一八七二年の Sayce の文法書（註2）に於ては、之を Šumiri（Sp.）とし、「シュメルとアカッドの王」といふ原語を示すのに、Šar Šumiri u akkadi（註3）とした。此語尾の i は主語の šar（王）に對して、シュメルとアッカド國の名が、前にも出した例の im の i と等しく、所持格的に活いてゐるのだが、Šumer を Šumir としたところに彼の特色がある。又彼は、シュメルといふ語に對するバビロン記法の、第一シラブルを表はす （この文字は手卽ち五本の指を示す象形から出來たもの）の音に就き、Oppert の意見（註4）を引用し、ヘブライ語には （sh）と （s）との兩者の差があるが、アッシリアには單に s 音があるのみであるといひ、そして Sayce 自身も、此アッシリアの s が、バビロンでは sh（註2）（ש）になると記してはあるが論者自身では、シュメルといふ固有名詞に對し、特別な表音符などは附けなかつた。尙續いて發表した一八七五年の文法書（註5）にも、 といふ文字に對して、單に šu といふ音を指示したに過ぎない。

次の一八七四年の J. Halévy（註6）は、シュメルといふ國名をヘブライ語で 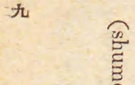 （shumer）として表示したが、此第一字の に、s と sh との兩音ある其區別を表示しなかつた。

（ヘブライ語――アラビヤ語やエティオピヤ語も――右から左へ横書きするのだから、此處のやうに、縱書する日本文の中へ組入れた場合は、下から上へ讀み上げなければならぬ。だから、上記のヘブライ語の文字三箇でいふと、其第一字とは最下の文字であり、それが s 又は sh で、それから第二字目たる中間の文字が m、それから一番上の文字が r となり、以上の三箇の文字が三箇の子音を表はす。即ち下から上へ s (sh)-m-r といふ shumer の中の子音だけを表示し、それから其文字の下の點々が、母音記號である。尙 ש に s と sh の區別を示すためには、ש のやうに左端上部に點を加へれば s、ש のやうに右端上部に點を加へれば sh を表はすといふ事になつてゐる。

然るに、一八七七年の W Deecke のセミティック・アルファベットに關する論文（註7）には、在來の此方面の學者として知られた Ménant, Chossat, Halévy, Schrader, Norris, Lenormant, Schumidt 等の諸論を綜合の結果、[illegible] をヘブライ語の [illegible] (s)、アラビヤ語の [illegible] (s) に當て、而して [illegible] をヘブライ語の ש (s, sh)、アラビヤ語の [illegible] (sh) に當るものとした。

一八七八年のの F. Lenormant（註8）の論文中には、特に [illegible] といふ文字に就いて論じてゐるに拘らず、之を單に s として表はした。斯くの如く、當時までは、大體此文字に關して、s とすべきか sh とすべきかに就いて、深く注意を拂はなかつたやうである。

然るに、此 Lenormant が發表した雜誌の、同じ號に載せた、M. S. Guyard（註9）の、Notes de Lexicographie Assyrienne といふ小論中には、此文字の發音を表はすために [illegible] といふ特殊記號を附してゐる。

又、一八七九年に、獨逸で出した Haupt の論著（註10）には、アッシリアの š は、アラブの [illegible] (th) 及び [illegible] (sh) だといつた。一八八九年の Delitzsche のアッシリア文典（註11）には、アッシリアの s は、ヘブルウの s であり、アッシリアの š は、ヘブルウの sh であるが、之は ש (sh) と ש (s) に分かたれる。バビロンでは、此音は s でも sh でもないといつたが、最後にシュメルといふ呼稱に注意して、之を Sumer と書き表はした。（註10）

一八九八年の King の著（註12）には、アッシリア人は之を š と發音し、バビロン人は sh と發音すると特記して、尙アッシリア語研究の此書には、[illegible] の全部に、š といふ表音記號を附した。尙一九一六年の「シュメル及びアッカドの歷史」（註13）には、一九〇八年の Hrozny（註14）の所論を引用し、且つ Sumer は、より正しくは Shumer と書くべきであるとした。

之より曩き、一九一一年に S. Langdon（註15）はシュメルの原稱を、セミト語の Šumēru だとはいつたが、敢へて Shumer とはしないと附記してゐる。

さて、以上は自分の目に觸れた一部のものに過ぎないが、要するにシュメルの第一音は、大體ヘブライ語の ש 又はアラビヤ語の [illegible] に當り、之は普通 sh 又は š と發音されるものであり、元よりそれでも、原音を正しく表はすといふ譯には行かないが、近來の學者が、之を特に Šumer と書き表はしてゐる理由も其處にあり、自分は、更に是等に則つて、日本の假名に移したものである。

此 Šumer 又は Shumer といふ名に就いて、アッシリア對譯に據ると kalam 或は matu となつてゐる。之は大地又は平地といふ意味であるから、此言葉を使つてゐたアッカド人からは、キエンギ國と自稱した「蘆の高殿、宮居

の國」人を見て「平地の人」といふ意味を以て呼んでゐた譯だ。之は恰も、キエンギ國の「蘆の國」である、河口地帶の沖積層土の地勢を、其まゝいひ表はしてゐるといつていゝのであらう。尚之に對して、アッカド國の意味は、今まで「高地」の意味に解されてゐたが(註2)その字形から見れば、「二つの容器から流れ出る水」を表はしてゐるのであるから、恐らくチグリス河とユーフラティス河の、兩大河の水源、卽ち上流地方を指し示す意味だとする方が、より適切と考へられる。それは、南方河口地帶のシュメルから見て、アッカドは北方であり、河の上流（河源までは遡らないが）に位するが故に、自らそれには「高地」の意味が附帶すると見ても一向差支ないのである。

註

(1) Oppert, Extrait de la notice de M. Oppert sur les Textes Sumeriens. (Journal Asiatique I. 113 pp.)
(2) Sayce, An Assyrian Grammar, (3p.) (4p.)
(3) 〃　〃　〃　(172p.)
(4) 〃　〃　〃　(34p.)
(5) Sayce, An Elementary Grammar of Assyrian Language, No. 317. (27p.)
(6) Halévy, Observations critiques sur les pretendus touraniens de la Babylonie. (Journal Asiatique III. 490p.)
(7) Deecke, Ueber das indische Alphabet in seinem Zusammenhange mit den übrigen südsemitischen Alphabeten. (Z. D. M. G. XXXI. S. 598. 1877.)
(8) Lenormant, Hymne au Soleil, a Texte Primitif Accadien (Journal, Asiatique XII. 378p.)
(9) Guyard, Notes de Lexicographie Assyrienne. (J. A. XII.455p.)
(10) Haupt, Die Sumerischen Familiengesetze, S. 72.
(11) Delitzsche, Assyrian Grammar, Trans. by Kennedy. 169p.
(12) King, First Step in Assyrian. XXVIII.
(13) King, History of Sumer & Akkad. 14p.
(14) Hrozny, Ninib und Sumer. (Rev. Sémit. July, 1908. Extrait, 15p.)
(15) Langdon, A Sumerian Grammar and Chrestomathy. 1p.

三　シュメル人の年代記

シュメル人自身が、自族の發祥的年代記といふものを有つてゐる。此年代記は、神話的な構成基礎に立つだけに、其年代の如きも亦、天文學的數字ともいふべき、超歷史的なものである。然し神話と雖も、必ずしも、人間の歷史的生活から全くかけ離れたものでなく、何處か、其建國的歷史との間に、大なる關係を認むべき點も存在する。

シュメルの年代記は、大洪水以前と以後との、二つの時期に分れてゐる事、ヘブライ神話に據る、舊約聖書の創世記に於ける、ノアの洪水の傳承と非常に近いものがあるが、それも當然な話で、實はヘブライ神話は、古いシュメル神話の繼承に外ならないからだ。しかもシュメルの歷史的研究、並に考古學的研究の結果として、やはり此大洪水の存在した形跡が、發見されてゐるのであるから、かうした神話も亦、何かしら、古代の人間生活から影響を受けたものだといふ事の證據ともなるのである。

シュメル人の年代記といふものは、シュメル人の時代に既に書き殘されてゐたのであるが、其外に、又それより遙

か後代の、バビロン・アッシリア時代を經て、新バビロン王朝の時代のものさへ殘つてゐる。

是等の年代記的記錄は、神話的傳承としても重要なものであるが、之が又歷史的年代學の史料としても、重要な點が多々あるから、忽諸に附する事が出來ない。先づ古い時代の年代記としては、今知られてゐるものに二種類ある。是等は兩方とも、ニップル市の主神であつたエン・リル神の神殿の遺跡から發見されたものである。此ニップル市とは、シュメル人の居住地域と、アッカド人の地域の丁度中間に位し、其神殿の信仰的勢力も、兩民族の間に、充分な支配的地位を有したものである。

此二種の年代記の中其一は、現在アメリカのペンシルヴァニア大學博物館の所藏品となつてゐる。大きさ七吋×八吋、厚さ一吋位な土版に楔形文字で書かれてある。此土版の原物が數箇の破片に破壞されてゐたのを、同大學の教授 Arno Poebel が、他の多數の土版文書の中から整理發見し、教授自ら楔形字原文を謄寫し、之を一九一四年同大學出版の Publications of Babylonian Section of the University Museum. 第五冊、圖版第二、三、四として發表した。しかも此土版には、他の大きな缺損部分があつたが、止むなくそれを其儘發表した。然るに其後 Leon Legrain 博士が、之も亦他の多くの土版文書の中から、いしくも其破片殘缺を發見解讀し、此方は一九二二年に同じ叢書の第十三冊第一圖として發表した。尙之には H. V. Hilprecht 及び Scheil の發見に據つた分も補足してある。

ところが、此ペンシルヴァニア年代記に對比さるべき、今一つの年代記は、之も亦前のものと同樣、同じニップル市から發見したものだが、此方の形は、前者の平坦な土版とは全然樣式を異にした、八稜形の筒で、其八つの面の各各に細かく年代記の文章を書き込んだものである。此種の稜形の筒といふ樣式は、我々には珍妙に思はれるが、バビロンでは他にも例のあるもので、後の新バビロン時代のセンナケリブ王 Sennacherib（西紀前七〇五―七〇三）の年代記も亦、かういふ古い樣式を模し、やはり六稜形の筒である。

ニップル市出土の此八稜形年代記は、現在オクスフォード大學と關係のある Ashmolean Museum の Weld-Blundell Collection 中にある。此 Weld といふ人は、此時、オクスフォード大學に、ニップル市發掘の費用を出した人だといふ事だ。而して此發掘並に其文獻的研究が、同大學のアッシリア學教授 S. Langdon の手によつて行はれ、特に此年代記の原文並に譯文は Oxford Editions of Cuneiform Texts. vol. II.:—The Weld-Blundell Collection. Vol. II. Histrical Inscriptions, Containing Principally Chronological Prism, W—B 444, といふ書名で Langdon 教授によつて發表された。

それで、前にいつた第一の Poebel 教授と Legrain 博士の年代記と、後の、第二の Langdon 教授の年代記とを比較すると、其內容は兩者殆ど同一で、其文章までも共通してゐるのであるから、是等兩方の年代記を作製したシュメルの時代には、何れも恐らく同一な原資料があつて、それに據つて書いたものであらうといふ推定が下される。尙特に重要な點は、此兩年代記の末文、卽ち其年代記の最後の記事に於ける兩者の相違が、自ら記錄終結の年代に差を生じてゐるので、其の事から推斷して、此年代記そのものゝ作製の相互關係と、其年代の差異の生じた理由までも明かとなつて來るのである。

卽ち Poebel 教授 Legrain 博士發見の分は、其末尾にシュメル時代末期のイシン王朝（大約西紀前二一七〇―一九五〇年と考定され、第十六王まで續いた）の末王、卽ち第十六代目の王「ダミック・イリシュの二十三年」といふ

記述を以て、此年代記が擱筆されてゐる。今其結末の部分だけを採つて、其音譯と日本譯を示せば次の通りである。

原文行數	音　譯	日　本　譯
第九欄		
第 22 行	dingir sin ma-gir mu 11 (in-ag)	シン・マギル十一年（統治す）
23a	da-mi-ik-i-li-shu	ダミック・イリシュ
23b	dumu sin-ma-gir	シン・マギルの兒
23c	mu 23 in-ag	二十三年統治す
24a	16 lugal-e-ne	十六王等
24b	mu 180+40+5 itu 6	二百二十五年六ヶ月
24c	in-ag-esh	統治す

（譯文）

シンマギル王は十一年間統治す。シン・マギルの兒ダミック・イリシュは二十三年間統治す。（合計）十六王。（其年數合計）二百二十五年六箇月間統治す。

とあり、此結末の最終の年は、大體西紀前一九五〇年と推定される。（備考、原文第二二行の Diugir とは神聖の意味で、神名の先行的決定詞であるから普通は之を譯さない。）然るに之に對し一方の Langdon 教授發表のものは、

第八欄	
43	dingir-sin-ma-gir　シン・マギル
43b	mu 11 ni-ag　十一年統治す
44	13 lugal　十三王
45	mu-bi 180+30+3(=213)　其年數二百十三年
45b	kat mu-ur dingir nin subur　ヌル・ニン・スブルの手寫

（譯文）

シンマギル王十一年統治す。（合計）十三王其年數二百十三年。書記ヌル・ニン・スブル手寫す。

とあり、後者のシン・マギル王が、前者のダミック・イリシュ王の父王である事は引用の原文にある通りである。（後者の文中、十三王とあるのを Langdon 教授は十四王と訂正した。成る程帝王の名は明かに十四王悉く記されてあるのだが、其最後の世代數が十三とある事も亦事實で、恐らく原筆者の署名者ヌル・ニン・スブルの誤記であらうが、敢へて之を勝手に訂正する事もないから、私は其儘に出して置いた）

さて是等兩方の末文に據ると、第二の Langdon 教授の年代記は、父王シン・マギル王の代に書き上げたものである。然るに之に對し、第一の Poebel 教授、Legrain 博士のものは、大體同じ資料に據つてはゐるが、シン・マギル王の次の、ダミック・イリシュの代になつて書いたもので、しかも其王の統治年數を二十三年と附記してある。只玆で注意しなければならぬのは、此ダミック・イリシュ王の時代の記錄には、此イシン王朝全體の代數を「十六王」としてあるが、實は、丁度この代數を書いたところの部分が、缺損してゐるので判明しない。只其各世代だけを計算すると、やはり十六代となつてゐるから、第一原譯者の Hilprecht が、一九〇六年の P. E. U. P. Series A. vol. XX. pt. I で、かう其缺損箇所を補足譯出したものかと考へられる。

が然し、さうすると、此王の父シン・マギル王時代の記錄即ち Langdon 教授の方は、其父王であるシン・マギル

王を以て第十三代（實は十四代の誤記と認められる）としてあるのは如何いふ譯かといふ疑問が起る。が然し、此父王の時の記錄には、第九王に次いで、今一王あつて、僅か六箇月統治した事が全然脫落してゐるから、それを入れると結局十五世代で、それに此王の子の代が加へられて十六世代になる譯である。

それから、統治年數が、父のシン・マギル王の末年まで二一三年となつてゐるに對し、小供のダミック・イリシュ王の統治年數が二十三年なので、之を合計すると二三六年となり、王位繼承の年は父子兩方へかゝると見ると、之が二三五年となる。然るにダミック・イリシュ王の記錄では、二二五年六箇月となつて九年六箇月の差となる。此點につき Langdon は、第二王の年數二〇年を Hilprecht 及び Poebel によつて一〇年と訂正し、結局其年表の統治年數合計を、二〇三年と訂正して辻褄を合せ、しかも、第二王の年數訂正のための附記に於て、かうすると合計の二〇三年に合致するといつてゐるが、之を Langdon の原文謄寫によると（同氏は、原物の寫眞を載せなかつたから、寫眞の原文と、手寫の原文を照合する事が出來ない）明かに 180+30+3 で合計二一三年なのであるから、其 Langdon の附記も直に肯定出來ない。而して若し此訂正を肯定しないとすれば、此年表は、ダミック・イリシュ王の第十二年目に記錄したものといふ解釋が出て來ると共に、統治年數も多少異動する事となる。

年代記の年數に關し、大分末梢的な考證となつたが、實は此年表の作製年代を、一部の基礎として、シュメルの最古代の年代を考定する必要があるので、煩瑣ながら、かういふ方法を採つて年代計算の實例を示したものである。

四　シュメル・バビロン史の年代學的根據

（一）古典時代の年代學

一體シュメル・バビロンの古代の年代を、果して如何なる方法に據つて決定したかといふ事は、研究上の大きな問題である。此歷史上の年代決定に就いては、紀年學 chronology といふ一箇の學問となつてゐるのであるが、之が歷史家又は其他の人々から、まちまちに取扱はれてゐる場合が多く、古代史の年代的想定に於て、特に甲乙兩文化、又は兩國間の歷史的比較研究の如き場合に、非常に困難な問題を惹起する事がある。

バビロンの歷史紀年の標準となつたものは、現在のバビロンの歷史學で、Nabu-nasir (Nabonassar) 王の紀年を、西曆紀元前七四七年と考定した事から始まるものと思はれる。然し、之は勿論、西曆紀元といふ限りに於て、基督の誕生を紀元としたものである事は論を俟たない。然し此西曆紀元といふものは、實は西紀後五五六年に歿したと傳へられる、ローマの僧院の修道士であつた、スキタイ人（アジア系人）の Dionysius Exiguus. (Exiguus とは「小」といふ意味で、大ディオニシウスに對していふ）といふ人に始まるといはれる。此事も後に一寸觸れるが、兎も角、西紀前七四七年と考定されたナボナッサルといふバビロン時代末期の王の年代を、然らば、如何なる理由と根據によつて、此基督紀元でかく計上したかといふ事が問題となる。が、之は又、此紀元的決定は別としても、其年代的決定

は恐らく、西紀後一三九―一六一年頃に、アレキサンドルに生存してゐたところの Ptolemy (Claudius Ptolemaeus) に據つて、最初に注意されたものゝやうである。

之に就いては、バビロン時代からプトレミーの時代まで――或はそれ以後までも續いて、非常に盛んだつた、所謂「カルデアの星占學」が關係があり、此星占學の上では、バビロンのナボナッサル王の時代を、此星占學的に、又は星占的判斷に據る理論から割出して、此年代以後に於て、何等か人間の世界に、重大なる事件が起きて、人間の歷史の上に、一大劃期的な非常な事件が發生すると信じてゐたものらしい。

といふのは、シリアのアンテオーカス第二世 Antiochus. II 時代卽ち西紀前二六一―二四六年頃に生存した、Berosus といふ、バビロンのベル神（太陽神）の神殿の神官が殘したと傳へる記錄に、バビロン古代の傳承といふところの「年代記」があり、それは、前項に述べた年代記と直接に關係が生じて來るのだ。其中には、世界の始まりに近い最古代を、大洪水以前時代と、大洪水以後の時代とに區劃して居り、そして、洪水以前は 432,000 年と計算されてゐる。之はシュメル・バビロン的計算の一單位のサル（此サルとは、元來シュメル文字であり、圓形から變化した楔形文字を以て書き表はされ、šár と讀む。之をギリシャ古典が σάρος として傳へた）といふ 3600 年といふ數の、更に一二〇倍卽ち 3600×120＝432000 と等しい年數である。然るに此年代記は、此大洪水以前の年代に對し、次に來た大洪水以後の年代を左の通りに記してある。

王朝	王の代數	總年數
第一王朝	86王	34,080年

第二王朝	8王 メディア人	224年
第三王朝	11王	48年
第四王朝	49王 カルデア人	458年
第五王朝	9王 アラビヤ人	245年
第六王朝	45王	526年
		35,591年

此記錄の中にある大洪水以後の年代は、三五五九一年であるが、彼等の間では、大洪水以前の年代を表示した時と同樣に、三六〇〇年の一サルを單位とする觀念があつたのだから、此洪水以後の年代も、其サルの滿了と共に、卽ち一〇サルの滿了が 36,000－35,591＝409年後となるから、之に近い四百餘年の後、世界に昔の大洪水のやうな劃期的な事が起り、更に次の新しき時代に移るといふ、大きな期待と危懼の中にあつたらしい。然らば、此一〇サル滿了の三六〇〇〇年目に當るのは、自分等の生れて來てゐる此時代から、一體何年以後であるかといふ事、又は、自分達の生きてゐる此時代が、往昔の大洪水以後、果して何年目に相當するものであるかといふ事が、實になみなみならぬ重大なる問題となつて來ない譯には行かなかつた。此事は、後の歷史學の進步した時代から見れば馬鹿げた事のやうでもあるが、然し、是による年代的計算が歷史年代學に寄與する事となつたのだから、年代的注意を爲すものは、之を觀過する事が出來ないのだ。そこで此事を充分理解するには、前に記した、大洪水以後三五五九一年といふ年代表を計算し出したのは何時であるか、又其時代が大洪水から、三五五九一年目に當ると考へたのは、何時であつたかといふ事を知らなければならないのだ。

之に就いては Robert, Rogers は、その著 A History of Babylonia and Assyria, 1915. 6 ed. 509p. に、'Eusebius が、此ベル神の神官ベロサスが、傳へたらしい年代の問題に言及してゐる事を記し、且つ大洪水以後の三五五九一年に續く年代に就いて、次の如くいつてゐる。

ユーセビウス（Berosus の記錄を拔萃したアレキサンドルの史官）は、其事につき、其處にカルデア人たる phulus といふ一王が現れた。

と記した事を示し、そして尙、ベロサスが殘したといふ、前記年代記の最後の第六王朝に次ぐ、第七王朝の第一王統は、バビロンの歷史に對比すると、西紀前七三一年に當る年の Nabu-mukin-zer によつて初まり、此 Nabu-mukin-zer 王が Tiglath pileser 第三世王に倒された。此 pileser 王は pulu といつたから、ユーセビウスのいふのは、此後者の phulus である事が明かであり、之が又、プトレミーの Canon にある Chinzer と Poros とに合致してゐるといふ意味を記してゐる。プトレミーの Canon の寫しは、本項の末尾に出してあるが、それによると (2) Nabios 二年に次いで (3) Khiniziros, Poros 五年とある。此 (3) にある二つの名は、妓でいふ第七王朝第一王といはれる Phulus 卽ち Poros と、此 Poros に倒された Khiniziros, Chinzer, Mukinzer である。而して更に其 (2) Nabios の前に、Nabonassar の名が記されてゐる。

此プトレミーとユーセビウスの記事に據ると、此ナブ・ムキンツェル或はポロ王が、大洪水以後三五五九一年に起つた、新しき第七王朝の時代の開始者に當ると考へられてゐたのだ。さうすると、尠くも此プトレミーやユーセビウスの時代に、既に年代計算が玆まで計算され、それが正しいと信ぜられてゐたのだ。だから、それから計算して四〇九年後が、丁度大洪水後三六〇〇〇年に當る事となり、之が恰も、アレキサンドル大帝時代となる。而して大帝の卒去の翌年は、西紀前三二二年であるから、之に問題の四〇九年を加へると西紀前七三一年となり、之が大洪水以後三五五九一年のナブ・ムキンツェル王の年代に當るのである。而して、アレキサンドル大帝卒去の年又は其翌年の大洪水以後三六〇〇〇年目に當るといふ年などは、プトレミー等の以前に明確に判つてゐたか如何かは疑問だが、若し或る程度の計算が出來てゐたとすれば、恐らく此種の見解に、星占學者や、それに惑はされてゐた狂信の徒が、極端に沸騰したであらう事が想像される。

更に之に關しては、西紀後二世紀のプトレミーの、次の記載に注意しなければならぬ。それは紀元前後の年代計算に一層大なる寄與をなしてゐると思はれるからである。彼は「シリアの Seleucus 王時代の天象計算に於て、曩に記載したナボナッサル王の卽位の年を起點として、其第五〇四年目の toth の月（井上附記、此月名は埃及曆の第一月で toth 神の祭り月）の廿七日と廿八日の間に起つたといふ、スカピオ座の北方の星と、水星とが蝕をなしたところの天象が、丁度シリアのセレウコス第一王の卽位元年を起點としての第六十七年の apellaios 月（井上附記、此月名はマケドニア曆の第二月）の五日に起つたものと同じである」といふ事を指示した。

プトレミーの指摘してゐる、此シリアのセレウコス Seleucus は、西紀前三一二年に卽位してゐるから、それから六十七年目とは西紀前二四五年に當り、之が一方のナボナッサル王の卽位から五〇四年目に當るとすると、ナボナッサル王の卽位は西紀前七四九年となる。卽ちプトレミーが此計算に記した、ナボナッサル王卽位より五〇四年といふ年數の根據は、彼以前に、既に當時以來の年代記的記錄の存在を示してゐる。但し此年數は前に出した、プトレミー

の Canon 及びユーセビウスの記載を基とした記事と、數年の相違が出來てゐるが、少くも、西曆紀元後二世紀のプトレミー（一三九―一六一年代に生存）は玆まで計算し出した。それで、第七王朝初めの西紀前七三一年といふのは前にいつた Canon の Khinziros と Poros の年代であるから、それに、その前の(2) Nabios の二年と、(1) Nabonassar の一四年を加へると、丁度西紀前七四七年となり、之が現在の史家が、ナボナッサル王の卽位年代としてゐるものである。（後出 Canon 附記の紀年參照）

西曆二世紀のプトレミーが、自分の時代から四五百年前乃至一千年前に近い頃の年代を、斯くして種々の方面から計算してゐたものとすれば、其時代の他の人々でも、又はそれから後代の何人でもは、さうした年代的記錄により彼の時代から遡つて、シリアのセレウコス王の時代までの年代を計算し、更にそれからバビロンのナボナッサル王までの年代を計算し、其間に毫も間隙のない年代表を有したか、然らずとしても、自ら之を作る事も亦出來る譯であつたらう。

西曆紀元といふものは、前にもいふ通り、紀元後六世紀以後に定められたものだとすれば、プトレミーの時代には現在、歷史學者がいふやうな、又私も現に玆でいつてゐるやうな、ナボナッサル王は西曆紀元前何年に當る、などゝいふ計算は未だ出て來てゐない譯だが、此ナボナッサル王の年代から、西曆紀元前後の年代までに、間隙のない實際の年代記錄を作つてさへあれば、後代の學者は、今いふ通り何時でもそれを整理して此時代の正確な年代表を作製する事が出來た譯だ。

之に就いては、バビロン末期以後に於て西方アジアの各國では、皆各々の國の年代記、又はそれと類似の記錄を有してゐた。埃及なども勿論であるが、更に此年代を知る記錄として、現代から見て最も理解し易いのは、ギリシャのオリムピックの年代表であらう。此オリムピックの行事は、紀元前七七六年の Corœbus の勝利の時から初まり、最後は、第二八三回目のオリムピック大會が、西紀後三九四年に行はれたのを以て終りとし、其後は中斷してしまつた。尙其間とても、全年度に渉つて一貫した年表的記錄があつた譯ではない。其記錄を實際に活用した最初の史家は Timæus（西紀前三五二―二五六）であるといはれる。彼は西紀前二六四年までの歷史を記し、更にその年より後を繼いだのは Polybius（西紀前二〇四―約一四六）である。此オリムピック年表の歷史に與へた紀年的價値は、ローマの帝王ハドリアヌス Hadrianus（西紀後七六―約一三八）により、第二二七回目（西紀後一二九年）の三年卽ち西紀後一三一年に、アテンに於て、オリムピヤに獻じた文書の中に、公に記してから、公文書の上にも曆年として用ひられるやうになつたといはれる。

此外、西方アジアに於ける、紀元前後の各國の年代記は、尙他にも澤山あつたらうと考へられる。それ等を一々擧げないでも、此オリムピック年代表なり、或はローマに於けるローマ紀年などに對比し、又曩に指摘したスキタイ人のディオニシウス（西紀後五五六年歿）の計算した基督紀元などのやうなもので、曆年の起點を決定し、それを紀元元年として、それから其時代以前の各國の年代表を比較研究したなら、歷史年代の計算が直に出て來る譯である。否其時代の歷史年代記は、既に其時代の學者等により、それが果して學問的であつたか否かは別としても、兎も角、之が出來てゐたものらしい。

バビロンの歷史年代に於て重要な地位にある、バビロン末期のナボナッサル王の年代を、西紀前七四七年である

と、一體誰が最初に決め、又如何なる根據によつたものであるかといふ事は、尙ハツキリ判らないが、恐らくプトレミーの後に、此プトレミーの計算から影響を受けた、古代の歷史學者であつたらうと想像される。

プトレミーに就いては、一八八四年に A. H. Sayce 教授が、The Ancient Empires of the East. 104p. に、彼の Canon に於て、西紀前七四七年以後のバビロン年代に關する記錄を殘した事を記し、此 Canon を譯載してゐる。又 Rogers は、前引書の五一三頁に於て「*Κανων Βασιλεων* (Canon of Kings) はバビロン、ペルシャ、ギリシャ、ローマの王の表である。此注目すべき年表の根據が何處から來たかは今決定出來ないが、王の順序を最初に發表したものとして、且つ其解讀の最も早きものとして、大いに價値あるものである。それはナボナッサル王に始まり、アレキサンドル大帝まで續いてゐるが、之は明かに星占學的のもので、歷史的の目的に出たものではない。そこには王の名が存するのみで、卽位年數は其年の初めから終りまでになつて居り、王は年の始まると共に王位に在るといふやうに記されてゐる。又數箇月位のものは記してゐない」とある。

プトレミーの Canon といふものゝ譯文を、玆に擧げた Sayce 教授に據つて、次に出してあるから就いて見られ度い。ところで前にいつた通りプトレミーが注意した、シリアのセレウコス王の卽位第六十七年が、ナボナッサル王卽位第五〇四年であるといふ事が、計算し出されてゐるのであるから、其間の事は其時代以前の年代記的記錄によつて、既に判つてゐた筈で、更に此シリアのセレウコス王から以後、基督紀元でも何でもかまはない。兎も角、一定の紀年的起點までを追つ驅けて、間隙のない年代表を得れば、歷史學的價値は別として、年代表だけは出來る。又其作製のための資料は前に擧げたオリムピック年表にしても、ローマのものでも、埃及の記錄でも、アルメニアのものでも、又は西方アジア各國の、シリアでも、カルデアでも、尙其外にも種々あつたと信ぜられるから、之は實際に不可能ではなかつた筈であつた。然し、事實としては、之が果して如何して行はれたかは、Rogers 教授も指摘した通り確たる事は明かでないが、前の各種資料を綜合し、シリアのセレウコス王卽位の六十七年を、基督紀元と決めた年から二四三年前（卽ち西曆紀元前二四三年）に當るといふ事が見出され、其處で更にプトレミーの記事により 243 + 504 = 747 といふ數を得、之を西曆紀前七四七年のナボナッサル卽位元年の紀年と決定したものであらう。

此年代決定は、前に指摘した通り、星占學的理由から、バビロン古代の年代記に現れたサル *šar*（サロス）の計算に據り、其一〇サル紀年滿了と共に起る、世界的大天變地異が果して何時起るかといふ事のために、何處の國でも紀年的計算が重大なる問題であつたであらう。而して、此大洪水以後三六〇〇〇年に近づいた時は、恰もアレキサンドル大帝の歐亞に涉る大功業の時代であるから、帝の偉業が此劃期的事件の先驅とも考へられたであらう。此時代には數學家にして天文學者たりしプトレミーが未だ生れ出てゐないのだから、明確な紀年的觀念は尙充分判らなかつたかも知れないが、星占學的計算が繰返へされた事は勿論で、その結果が、後代となつて歷史上の紀年學に至大の貢獻をなす事となつたものである。

尙次に參考のためプトレミーの Canon を譯載する。(Sayce 教授、前引書第二九〇頁、二九一頁所載)

THE CANON OF PTOLEMY (in the Almagest).

1. Nabonassar, 14 years ..... B.C. 747
2. Nabios, 2 years 733

3. Khinziros and Pôros, 5 years 731
4. Iloulaios or Yougaios, 5 years 726
5. Mardokempados, 12 years 721
6. Arkeanos (Sarkeanos), 5 years 709
7. Interregnum, 2 years (Hagisa or Akisês, 30 d., and Merodach Baladan, 6 m., ac. to Alex. Polyhist.). ... 704
8. Bêlibos (Alex. P.: Elibos), 3 years 702
9. Aparanadios (Alex. P.: Assordanios) 6 years 700
10. Rêgebêlos, I year 694
11. Mesêsimordakos, 4 years 693
12. Interregnum, 8 years 689
13. Asaridinos, 13 years (Alex. P. : 8 years) 681
14. Saosdoukhinos, for 20 years (Alex. P. : Sammuges, for 21 years) 668
15. Kinêladanos, 22 years (Alex. P. : 21 years) 648
16. Nabopolassaros (Alex. P. : Nabupalsar, Abyd. : Busalossoros, General of the Assyrian king Sarakos), 21 years 626
17. Nabokolassaros (Alex. P. : Nabukodrossoros),43 years 605
18. Ilouaroudamos, 2 years (Alex. P. : Amilmarudokos, 12 year) 562
19. Nêrigasolasaros (Alex. P. : Neglisaros), 4 years 560
[20 Josêphos: Laborosoarkhodos, 3 m ..... 556]
21. Nabonadios (Alex. P. : Nabodênos; Josêph.: Nabonidos), 17 years 556

Kyros captures Babylon 538

(二) 近代的年代學

ところで、ベロッスの歴史的年代に對しての古典的歴史學者は、大體に於て、上述した程度の見解を有つてゐたらしいが、之に就いては近世の學者は尚治と之を信用してゐなかつたようだ。その點を近代の歴史家に徴すると、古代史に對する新解釋を與へたといはれる碩學、獨逸のゲッチンゲン大學の古い神學、史學の教授 Heeren, Arnold Hermann Ludwig (1760—1842) の一七九九年の著 Geschicht der Staaten des Altertums. (Göttingen. 1799.). の第一版序文に「波斯の Cyrus 以前の年代を認める事が出來ない」と記してゐるが、一八二八年第二版以下には、一八〇九年の C. F. Volney (1757—1820) Chronologie d'Herodot. 1809. Paris 3 vols. に據つて、之を採る旨を記してゐる (A Manual of Ancient History. 1854.)。さうすると此 Heeren 教授及び其時代の先覺者等は、此時までは、波斯以前、即ちベロッスの歴史年代に關する古記錄を、信じてゐなかつた事が判るが、此時代以後は、ヘロドートスその他の古記錄の歴史的批評研究を採つて以て、昔日の星占學的見解を捨て、之と截然と區別するに至つたものと認められる。之は此 Volney の年代考證が大きな力となつたという事が出來るが、此時代には、尚古典的な史料からのみ考證してゐたのである。然るに、其後になり、十九世紀末期から、考古學的遺物が多く發見されるやうになつて、アッシリア學の興起となり、それよりベロッス、シュメル時代へと研究が遡り、且つ同時に是等と共に、古典との此

較研究が行はれるやうになつたものである。

然るに、此間に於て、此年代學の上に問題が現れて來た。それは、そのためには、今一度バビロン末期の歷史を引用するが、前に擧げたナボナッサル王の卽位から十五年目に當る、西紀前七三一年に、此バビロン王朝が倒れ、一時アッシリア人の時代となり、更に西紀前六二五—五三八に至る新バビロン王朝が興つたのだが、玆で、此新バビロン王朝の最後の王たるナボニダス王（西紀前五五五—五三八）が、波斯のキラス王 Cyrus（楔形字記錄の表音に據るとKi-ra-aš が正しい）のために完全に滅されてしまつたのである。

バビロンの紀年學に對して、一大問題を投げかけた原因を造つたのは、此新バビロン王朝の末王ナボニダスの記錄がもととなつたのである。此ナボニダス王が、エサギラ神殿を修覆した記錄が發見され、それには「此宮殿の修覆は今から三二〇〇年前のナラム・シン王の時に一時修覆された」と記されてあつた。此年代的記錄が、最初は、新バビロン時代より遡つてアッシリア時代、カッシート時代、古代バビロン時代よりシュメル・アッカド時代への通算的年代記錄として、非常に重大視されたものである。此記錄にあるナラム・シン王の父のサルゴン王とは、シュメル人と對立して、アッカド人自身が建國者となつた其第一の王者であり、大祖でもあり、後代からは、シュメル・バビロン史を通じて、歷代帝王中の隨一の英雄として、神話化されてゐる程である。そこで紀年の事だが、バビロン最後の王ナボニダスを、西紀前五五五—五三八とするから、それから三二〇〇年前となると、アガデ王朝（アッカド人は自己の主都をアガデ市と呼んだ）のナラム・シン王は、大略西紀前三七五〇年頃と計算される。そこで此年代が在來、此ナボニダス王の記錄に據つて通說となつてゐたのだが、其中に此年代に疑問を抱く人が出て來た。

例へば Oppert は Journal Asiatique, (1883) I. 89p. で、又 Hommel の如きも最初之を信じてゐたが、其後、此三二〇〇年といふ年數は、餘り長過ぎるといふ事となり、Hommel が Hastings. Bib. Dic. 1905. I. 224 p. にナラム・シン王を西紀前三七五〇年から西紀前三四〇〇年に引下げんとし、又 Lehmann. Zwei Hauptprobleme der altorientalischen Chronologie und ihre Lösung, 1898. s.186—には 𒈬𒀀𒄀𒈬𒀀𒄀𒈬𒀀𒈾 (shalasha-limu-shina-me) 3200 は 𒈬𒀀𒄀𒈬𒀀𒄀𒈬𒀀 (shina-limu-shina-me) 2200 の誤りで、（バビロン語では shalasha は三、shina は二、それから limu は一〇〇〇、me は一〇〇を示す）其一千年の減少により、西紀前三七五〇年は、西紀前二七五〇年と訂正すべきものだと主張し、Winekler は Untersuchungen zur Altorientalischen Geschichte. s. 44—に、レーマンと共に年代短縮の意向を述べてゐる。又 King は A History of Sumer and Akkad. 1910. 65p. に、此年代を西紀前二六五〇年とした。然るに之より曩き Hilprecht は、B. E. U. P. Series A vol. XX pt. I 1906. 45p. に、上述の諸論を綜合し尙自己の歷史的年代の比較に關する意見を述べて、結局西紀前三〇〇〇——二七〇〇年の間とすべきであらうといつてゐる。

是等の事は悉くシュメル古代の發祥時代の年代決定に對して、直接關係を有するものであるが、之以上詳細な點は論ずる遑もなく、それは專門の論文に讓らなければならぬところであらう。更に、是等實際の歷史上の年代を、シュメル古代の年代記の天文學的紀年の數字に對し、直接に關係づけ、又は無批判に之と比較する必要はない。天文學的數字は、要するに一の神話的記載であるからで、只本書の記述が、後に考古學的發掘並に、それによつて發見せられたる諸記錄に關聯して、之が歷史時代に結びついて來るから、其時に始めて、實際の歷史上の紀年が役立つて來るの

Ur の遺跡に於ける王の墳墓の一部。原始的信仰思想を示す瀝青製の死者の舟と飲食物用壺（Woolley）。

である。さらば、次にその年代記の天文學的數字が、如何にして現れ、それが如何にして、實際のシュメルの歴史に關係づけられて行くかに就いて檢討する事としよう。

第二篇　傳承より歴史へ

一　歴史となつた古代都市

（一）　年代記の都市と年代

曩に記したところの年代記、即ち西紀前二一〇〇年代の、イシン王朝末期に書き遺されたものを見ると、Langdon 教授收錄（W.B.第四四四號）は、シュメルの最古代を大洪水前と大洪水後とに分けてゐるが、しかも此洪水前の時代は全く創世記的神話に屬すと見ていゝのである。Poebel 教授のものは、最初の部分が缺損してゐるために、此邊の記載が如何なつてゐたか不明である。只大洪水に關するものは、是等の年代記以外に創世神話並に洪水神話があり、その中に斷片的に織込まれてゐる。又別に、後にいふ Weld-Blundell 蒐集第六二號があつて、これ亦其一部と見る事が出來る。然るに是等の外に、前項の古典時代の年代記を取扱つた時に出て來た、Berosus の年代記なるものがあつた。彼は西紀前二六一―二四六年の頃に生存してゐた人で、バビロン市のベル神（太陽神）の神官であつた事は既に記した。此記錄はギリシャ語で書いた *Βαβυλωνιακα*（*Χαλδαικα*）といふ三冊本であるが、原本は亡失してしまつ

た。只エルサレム生れの猶太人史家である Josephus-Flavius（西紀後三七―九八年）や、パレスチン生れの Eusebius（西紀後二六四―三四〇年）や、Syncellus 等の著書中に引かれてあつて、其面影を知る事が出來たといふのであるが、之が又、ニップル市から發見した、西紀前二一〇〇年のイシン王朝時代の年代記と、前後二千年を隔てるに拘らず、略〻其記載を等しくしてゐるところを以て見ると、元來是等に關する同系統の神話傳承があつたもので、決して後代からの創作ではないといふ事が考へられるのである。

さて、それ等を比較すると、各〻多少の出入がある。Langdon の發表した年代記に據ると、洪水前は Alulim 王以下八代の王で 241,200 年となつてゐるが、同じ Weld-Blundell 集錄第六二號（J. R. A. S. 1923. pp. 256.）には、やはり Langdon 教授の The Chaldean Kings before the Flood. といふ論文に紹介されて居り、此年代記は洪水以前だけを記した小さい土版である。それは Alulin 王以下十王で其年數は 456,000 年である。但し一寸注意して置くべきだが、Langdon 教授の論文中に紹介されてゐる原文謄寫に據ると、此合計年數と合致するのだが、同氏の譯文では之とは違ふ。恐らく譯文の方が誤りであらうと思はれる。卽ち原文謄寫では第五行目（第四王）と第九行目（第六王）の統治年數は、共に同數で何れも六サルであるから、兩方とも 3600×6=21600 となるべきを、如何した理由か、譯文の方は第五行目を 20,800 年とし、第九行目のみが 21,600 年となつてゐる。此第五行目が譯文の通りとすると、もつと複雜な數字を加へなければならなくなるから、それを原文謄寫で脫落し、且つ書いてある本文まで誤記したとも思はれないから、恐らく原文謄寫の方が正しいのであらう。尙謄寫の方で行くと、記載數字で見ても統一があり、且つ全部の總計數で行つても、星占學的理論的計數に適合してゐる。

次は西紀前三世紀の Berosus の年代記であるが、之は此六二號と略一致し、世代も Alorus 王以下十代で、年數は 432,000 年である。此最後のものは、一サル 3,600 年の百二十倍で、卽ち 3600×120=432000 である。又 W.B 第六二號の年數456,000 年は、一サルの一二六倍三分の二であり、又最初の Langdon 教授年代記の 241,200 年は一サルの六七倍に相當する。以上のやうな大數となると、サルの計算は 3600 を以て表はさず、大サル sar 1 gal といふ 3600×60=216000 年で表はす。だから、此大サルで計數を記すと、ベロサスの 432,000 年は大サルの二倍であり、卽ち sar 2 gal (216000)×2=432000 と書き表はされる。又 W.B 第六二號年代記の 456,000 年は sar 2 gal(216000)×1+sar (3600)×2+sar(3600)×6+600×4=456000 とし、又 Langdon 教授年代記の 241,200 年は sar 2 gal(216000)×1+sar (3600)×7=241200 といふ書き方を以て表はす（次に出す原文を參照）。

そこで是等の大數を通觀すると、全部が、此バビロン的數字記法に則つて、三六〇で割切れるやうになつて居り、端數があつても六〇で割切れるやうになつてゐるのだから、初めから、數學的意圖と同時に、星占學的意圖の下に考案された計數であるといふ事が推定されるのである。然るに、此意識的な構成を有する數字を、實際の歷史の上に持つて來て、バビロン末期のナボナッサル王又はネブカドネザル王（西紀前、約一一七〇年）の時が、之を計數的に見て、星占學的一定點に當ると見做し、支那流の言葉を使へば、所謂易世革命の時期であるといふやうに說いたものである。

實際の歷史年代は、別に史的事實又は史料の上から、正しく檢討出來るから別として、洪水以前時代の神話的計算は、今いふ通り、かゝる有樣のものであるから、何れも架空な机上的計數と見て差支へないのである。

尙參考のため、以上、三種の年代記の代數と帝王名、並に國名（都市名）と統治年數を次に出す事とする。此固有名詞は、日本假名にすると讀み易いが、原書索引の際混雜するであらうから、特に羅馬字綴りで原音の儘を示す事とした。尙それ以外、次々に記載引用される原文音譯は、特に母音關係を示す必要があるから、これ亦、皆此例に據る事とした。

W. B 62 號年代記

代數	帝王名	都市名	年數
1	Alulim	Habur	67,200
2	A-lal-gar	〃	72,000
3	…ki-du-un-nu sha-kin-kin	Ellasar	72,000
4	…uk-ku(？)	〃	21,600
5	Du-mu-zi（牧人）	Badtibra	28,800
6	…en-lu-anna	〃	21,600
7	…sib-zi-anna	Larak	36,000
8	En-me-dur-anna	Sippar	72,000
9	Su-kur-lam(Arad-gin)(Uburtutuの子)	Shuruppak	28,800
10	Zi-ud-sud-du(Arad-gin-giの子)	〃	36,000
		+	
			456,000

Berosus 年代記

1	Alorus	Babylon	36,000
2	Alaparos	〃	10,800
3	Amelon	Pantibiblus	46,800
4	Ammenon	〃	43,200
5	Megalaros	〃	64,800
6	Daonos	〃	36,000
7	Enedorachos	〃	64,800
8	Amempsinos	Larak	36,000
9	Opartes	〃	28,800
10	Xisuthros	Shuruppak	64,800
		+	
			432,000

W. B 444 號年代記

1	Alulim	Eridu	28,800
2	Alalgar	〃	36,000
3	En-me-en-lu-anna	Badtibra	43,200
4	En-me-en-gal-anna	〃	28,800
5	Dumuzi（牧人）	〃	36,000

6　En-sib-zi-anna　Larak　28,800
7　En-me-en-dur-anna　Sippar　21,000
8　Ubur-dudu　Shuruppak　18,600
+
241,200

上記の三様の帝王年表の中、第一の W.B第六二號の原文並に音譯と逐語譯を示せば次の通りである。但し、此原文の文體が非常に古いのと、譯文が逐語譯であるから、意味の取り難い事を慮れ、玆に和譯を添へて置く。

（譯　文）

一、ハブル國の王二人、アルリムは六七二〇〇年、アラルガルは七二〇〇〇年。
一、エラサル國の王二人……キヅウンヌ・シャキンキンは七二〇〇〇年、……ウクク？は二一六〇〇年間統治せり。
一、バドチビラ國の王二人、牧人ドゥムジは二八八〇〇年、エン・ル・アンナは二一六〇〇年。
一、ララク國の王一人……シブジ・アンナは三六〇〇〇年。
一、シッパル國の王一人、エン・メヅル・アンナは七二〇〇〇年。
一、シュルパク國の王二人、一人はウブルッツの兒アラドギン二八八〇〇年、一人はアラドギンギの兒ジウドスドヅ三六〇〇〇年。

（以上は）洪水以前の王十人なり。

尙此記錄に就いては、之を發表した Langdon は其時代を指摘してゐないが、文體から見てシュメル時代の他の年代記と始ど等しい頃のものと認められる。

W.B62號年代記

1
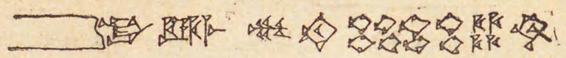
(a)—lulim　mu 36000+3600×8+600×4
ア・ルリム　年　六萬七千二百

2
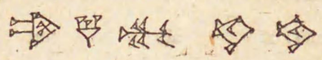
(a)—lal—gar　mu　36000+36000
ア・ラル・ガル　年　七萬二千

3

(2)　lugal　ba — bur — ki
二人の　王　ハブル　國の

4

ki — du — un — nu　sha—kin—kin　mu　36000+36000
キ　ヅ　ウ　ン　ヌ　シャキンキン　年　七萬二千

5
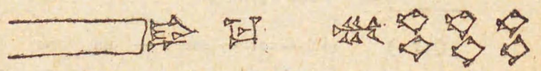
uk？　ku？　mu　3600×6
年　二萬一千六百

6
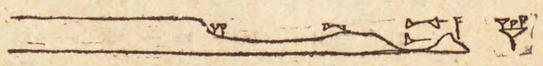
？　？　ne？　gar
彼等が（統治した）

13

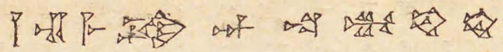

1　en—me—dur—　an — na　　mu　36000+36000
一人エン・メヅル・　アンナ　　年　七萬二千

14

1　lugal　ud　— ul — nun—　ki
一人の　王　　シッパル　　國の

15

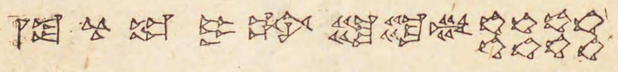

1　arad　gin　dumu　ubur　tu　tu　mu　3600×8
一人　アラド・ギン　小供　ウブル・ツツ　の　年　二萬八千八百

16

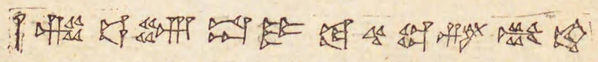

1　zi　ud　sud　du　dumu　arad　gin　gi　mu　36000
一人　ジ・ウド　スド　ヅ　小供　アラド・ギン・ギ　年　三萬六千

17

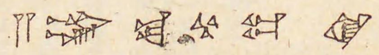

2　lugal　su— kur —ta　　ki
二人の　王　　シルバク　　國の

18

(10)　lugal　(pa) — nu　　a — ma — ru
十人の王　　以前の　　洪　水

(The Journal of the Royal Asiatic Society. 1923 pp. 256. The Chaldean Kings before the Flood. S. Langdon)

7

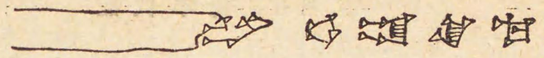

(2)　lugal　ud — unu — ki　ma
二人の　王　　エラサル　國の

8

(dumu) zi　sib　mu　3600×8
ドゥムジ　牧人　年　二萬八千八百

9

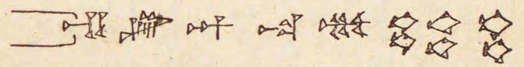

(?)　en — lu — an — na　mu　3600×6
エン・ル・アンナ　年　二萬一千六百

10

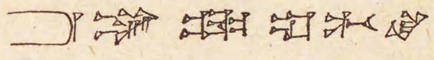

(2)　lugal　bad — tibira — ki
二人の　王　バド・チビラ　國の

11

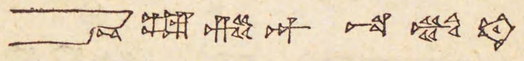

(?)　sib — zi — an — na　mu　36000
シブジ・アンナ　年　三萬六千

12

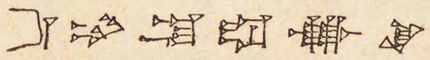

1　lugal　la — ra — ak — ki
一人の　王　ラ ラ ク　國の

是等の年代記に於ける洪水以前の、いはゞ神代ともいふべき時代に存在したといふ、都市の名と其年代を一括して見よう。Langdon のW.B第四四四號年代記では

一	エリド市	(二代)	六四、八〇〇年
二	バド・テビラ市	(バド・ウルヅ・ナガル市)	(三代)	一〇八、〇〇〇年
三	ララク市	(一代)	二八、八〇〇年
四	シッパル市	(一代)	二一、〇〇〇年
五	シュルパク市	(一代)	一八、六〇〇年
	計	(八代)	二四一、二〇〇年

といつた有様で、しかも此長い年月の間を、八代即ち八人の帝王で統治した事となつてゐるのだから、一人平均三萬年生きてゐた事となる。又W.B第六二號年代記では

一	ハブル市	(二代)	一三九、二〇〇年
二	エラサル市	(二代)	九三、六〇〇年
三	バド・テビラ市	(二代)	五〇、四〇〇年
四	ララク市	(一代)	三六、〇〇〇年
五	シッパル市	(一代)	七二、〇〇〇年
六	シュルパク市	(二代)	六四、八〇〇年
	計	(一〇代)	四五六、〇〇〇年

ベロサスの年代記では

一	バビロン市	(二代)	四六、八〇〇年
二	パンティビブルス市	(五代)	二五五、六〇〇年
三	ララク市	(二代)	六四、八〇〇年
四	シュルパク市	(一代)	六四、八〇〇年
	計	(一〇代)	四三二、〇〇〇年

是等の記錄は純然たる年代記であるから、記錄の最初から建國の記事に入つてゐる。普通でいふと、此建國の前に創世に關する記述があるのであらうが、創世神話は此年代記から全く切り離されてゐる。だから此年代記といふものは、往昔の賢人とでもいふべき、宗教主長者又は最高神官等の手で、一箇の建國的な記錄として選述され、それに中古になつてから王の記錄として書き繼がれたものかと想像される。創世神話及び大洪水神話といふものは、別に記錄となつて傳へられ、その創世神話の中には、前に出したやうな帝王の名の一部や都市の名が出てゐる。尙大洪水神話は、後の舊約聖書創世記の中に現れてゐるノアの大洪水の始原的傳承の根原を示してゐる。卽ち此大洪水により、一旦人類が絶滅し、次の新しい人類が出現するといふのだから、此大洪水以前時代は、半神半人の世界で、直接の人類の歴史と見得べきでないだらう。但し此大洪水以前の都市の名は、必ずしも假空のものではなく、何れも最古代の聚落建設時代の、原始的記憶を辿つてゐるものである事も亦忘れてはならない。

(二)　歴史への結合

次に、大洪水以後に出來たといふ都市は、キシ市とウルク市、ウル市の順序となつてゐる。然し此中、キシ市とウルク市に興きた王朝とは、古い史家が、之を歴史時代と見做し、其年代記の王朝を兩市の第一王朝といつてゐるところのものだが、之とても、キシ市の第一王朝は二十三代「二四五一〇年三月三日半」となつてゐるから、これ亦一代約一千年に當る。次のウルク市の王朝も、十二代で二三一〇年といふのだから、一代約二百年に當りやはり神話的である。

ところが、此以後に出現した都市並に王朝といふウル市のそれは、今までのものとは全然異つて、最近の學界に於ける發掘の結果、之が確然たる歴史的事實として現れて來た。

此ウル王朝の年數は、年代記では四代で一七七年となつて全く人間の壽命らしくなつてゐるが、それより、より重要な事は、最近、一九一九年並に一九二二年以後、現在に於ても尚此ウル市の王城の遺跡を發掘して、此年代記に記載されてゐる通りの、王の名を刻した遺物や、其王の子が建てたといふ、墳墓や神殿などを發見したので、今迄は、此王朝の年代記の記載に對しても、やはり神話視してゐたのが、俄然、之が歴史時代の實在的人物の名であつた事が證明され、其結果、其發掘遺跡並に年代記等を併せ研究し、其發掘者等は、之を西紀前三二〇〇年頃と考定した（年代的に反對してゐる人も多いが、それ等の詳細は後にいふ）。そして此發掘した遺物の主人公である王の名と、合致した年代記記載のウル王朝を、歴史時代と見做してウル第一王朝と呼んでゐる。

其處で、年代記に於けるウル市以後の記述が、俄然實際の發掘上の遺跡として、現實的に、考古學的、歴史學的事實となつて、直接歴史上の交渉が生じて來たが、然らば、此歴史的推定年代としての西紀前三二〇〇年以前に、此シュメルなりアッカド地方なりに、人類の居住又は聚落的、都市的構成がなかつたなどとは、元より考ふべきではない。茲に、實際に發掘された此ウル市の第一王朝の都市の構成様式、建築物、工藝美術品、音樂の精粋を示すべき樂器のハープやライア等の出現、文字の存在等々の事實に徴して、當時の文化が既に遙かに高い水準に達してゐた事を知り得ると共に、かゝる高度の文化を創り出すために、此時代以前に、尚遙かに長い先驅時代の存在した事を想定せざるを得ない。

單に此ウル市のみならず、メソポタミヤ諸地方に、此外尚幾多の都市が存在した事は勿論、只それが年代記の記載と具體的な合致がないといつて、年代記を根本資料と見做さんとする、所謂古い型の文獻學的研究を退けなければならぬ。例へば Langdon 教授が、最初に發掘した、Jemdet-Nasr の都市遺跡などは、元來年代記には記載されてゐないが。そして發掘者自身は、西紀前三八〇〇年と考定し、ウル市の遺跡より古いものと主張した。之に就いて、Langdon 教授の考定年代を、もつと引下げようといふ學者もあるが、何れにしても、ウル市の第一王朝より古い都市が、年代記に記載がなくとも、尚多々ある事は、後に簡單ながら總括的に擧げる考へである。

然しながら、特に年代記に傳へ殘された古代都市は、其時代に最も古く建設された都市としての傳承的遺存であるから、之は決して輕忽に附すべきものでなく、又之が一方に於て、考古學的發掘と略〻一致して來てゐるのであるから、決して架空な記載でない事に注意さるべきで、世界の學者も亦、早く此點に著目して、年代記中の其名と關聯あ

るらしく見える土地を、一々發掘調査して其成果を擧げて來た次第である。

二　大洪水以前の都市と傳承

それでは、先づ洪水以前時代に存在したといはれる都市に就いて、一應研究しよう。

Langdon 教授發表の年代記と、W.B 第六二號年代記とは、前に示した通り、年代の相違はあるが都市の名は殆んど差異がない。只其創世第一の都市が、前者では第一都市 Eridu、第二都市 Bad-tibra となつてゐるのに對し、六二號年代記には、第一都市 Ḫabur、第二都市 Ellasar、第三都市 Bad-tibra となつてゐる。更にそれ等より二千年後の、西紀前三世紀のベロサス年代記では、第一都市 Babylon、第二都市 Pautibiblus となつてゐる。各年代記のかういふ相違は、その年代記の作製時代に、その資料となつた元の傳承が、各々其發祥の徑路を異にしたからと認められる。南方のシュメル人の間に傳へられた年代記は、シュメル人自身の中心都市を第一都市となし、又バビロン市を第一都市とするものは、其記錄者ベロサスが、バビロン市の太陽神ベルの神殿の奉仕者であつた關係からでも推知し得るやうに、これ亦バビロン市系統の傳承から出たものと考へられる。

尙南方系統といつたが、その第一都市の Eridu は、古代ではメソポタミヤの最南端で、其當時はユーフラティスとチグリス兩河の合流してゐた其河口に出來た都市で、所謂「水の都」である。其都市の主神は水神であつて、之を eⁿa といつた。eⁿ とは家又は宮殿の事をいひ、a は水といふ意味のシュメル語である。だから、此 eⁿa とは「水の宮殿」といふ意味の名である。其國を en-ki といつたが、en は主長者、ki は土地で「土地の主」又は「國土の主」である。だから、神名の eⁿa は、當時未だ水境であつた其都市の實景を自ら表示して居り、又國名の en-ki は自分達の「町の神」「國土の神」の意味で、これ亦其聖稱である。此普通名詞的表現が、遂に固定してエリド市では主神 eⁿa 及び en-ki が、その代表的名辭となつた譯だ。西紀前二九〇〇年のラガシ國王たるウル・ニナ王時代の文書に、

gi en-ki nun-ki

といふ語がある (de Sarzec, Découvertes en Chaldée. XXXVII, No. 10) 此中の nun-ki は「高貴の土地」といふ意味で、これ亦エリド市の古稱の一で、美稱である。又 gi とは蘆の事だから、前の句は「エリド市のエン・キ神の蘆」といふ意味である。蘆は聖物であつて、神殿建築用として特に貴ばれてゐた。

然らば、Langdon 教授年代記の、第一都市エリド市といふ名に對して、第六二號年代記の第一都市、Ḫabur といふのは如何かといふと、これ亦エリド市の別稱である。Langdon 教授は之を Ḫabur と讀んでゐるが、原字のまゝで讀むと Ḫa-a-ki と書いてあるのだ。Ḫa は魚の象形で表はした文字で、其儘魚の意味である。a は水流の象形で水であるから、Ḫa-a で「水中の魚」となる。第三字の ki は、前の en-ki の ki と同じで「國」であり、やはりエリド市の事となるのである。

エリドといふ呼稱は、原稱では eri-dug「純正なる都」の意味である。若し之を eri-nig と讀めば財寶の都といふ事になるが、エリド市の名は前者の讀法で通つてゐる。尙此エリド市は、年代記の中に、神代第一の都として記されてゐるのみならず、創世神話の中にも、人類の創造の魁けとなつた、半神半人の Adapa が、此都の主神の手によつ

て創られたといふ事となつてゐた。又魚神が海からやつて來て、此都市へ一番最初に文明を齎したといふ傳承もあるから、早くから此都市がシュメル人の信仰の中心となつてゐた事も、推知するに難くないであらう。

次に Bad-tibra といふ名であるが、之は實はシュメル文字の儘で讀むと、Bad-urudu-nagar である。此年代記を發表した Langdon 教授は、之をセミト語で讀んで Bad-tibra としてゐるから、之を其儘引用したのである。それでは Bad-urudu-nagar とは何かといふと「銅工人の城壁」である。Bad は城壁、urudu は銅、nagar は工人である。Bad を城壁と直譯したが、都市は何れも城壁又は周壁を以て圍んでゐるのだから、玆では寧ろ銅工人の都市といつてもいゝのである。又セミト語で tibra といつても、金工又は鍛冶の事であるから、どちらにしても同意となる。

此名は、Poebel 教授が發表した大洪水神話の方では、第一都市のエリド市の次に、第二都市として Bad-nagar-dis-ki とあるものと同じ事であらうと思はれるが、Poebel 教授は、此都市の所在が不明だといつてゐる。(Poebel 前引書 vol. IV. 43 p.) 然し、西紀前二一〇〇年代の Larsa 國王 Rîm-sîn-nam の圓錐形A號文書中に、

kalam-e-ag-ag-de Bad-urudu-nagar-ki (國土を周る銅工人の城壁)

とあり、此國名に就いては、別に Poebel 教授が古代の註釋がある事を指摘してゐる (Poebel. ibid. vol. IV, p. 122)。それによると Bad dur-gur-gur-ri とあり、之を Poebel 教授自身が、要塞卽ち Bad の名だといつてゐる。卽ち私が引用した記錄は、ラガシ國のシン・イデンナム王が、斯く命名した要塞を、太陽神タムムズ神の都市に築いたといふ事になつてゐる。而して此太陽神タムムズ神も亦、年代記の洪水以後の記載に據ると Ḫa-a 市に生れたとある。Ḫa-a 市とは今記した通りエリド市の事であるから、此エリド市に次いで建てられたといふ Bad-tibra 市も、此エリド市と直接の系統を引く同族的都市であつたと考ふべきであらう。

尙之に就いては、Poebel 教授が、多數の土版謄寫を示すために集錄した、前引書第五册の第一五七圖版に、バビロン諸都市と其主神の名を聯接して記した楔形文字原文が出てゐるが、其中に、

Bad-urudu-nagar-ki e-ninni kalam-ma

と記した一行の獨立した記事がある。之は「世界のニンニ女神の神殿がある銅工人の城壁都市」と譯されるもので、此中で、ニンニ女神とは、月神の配偶女神でラガシ市に祀られてゐたのだから、此「銅工人の城壁都市」とは Lagash 國の事と推定される。而して銅器文化の點からいへば、南方のエリド市、ラルサ市、ラガシ市は、皆早く銅器文化時代の文化中心で、發掘の結果からいつても、ラガシ市近傍のテロや、ウル市の遺跡から、銅器の遺物が澤山出てゐる。尙 Langdon 教授は W. B 六二號年代記の論文中 J. R. A. S. 1923, 254p. で、Hommel の Geographie. 358p. を引用し、ウルク市に近い Tell-Sifr の遺跡を以て、此「銅工人の都市」に當て、それが Ḫaṭṭ-el-ḥar の東方 Ellasar に近い「銅の山」といはれるところが、それだらうといふ記事を參照として載せてゐる。

然しシュメル地方では、銅は主として輸入に俟つたものらしい。アガデ時代（西紀前二六〇〇年代）には、北方高地のスサから輸入した事が王の文書に記錄されてゐる。外部から來たのは、地中海のキプロス島、埃及の中間地帶たるシナイ半島やマガンから輸入され、シュメル諸都市では、主として此を原料とする工藝的製作が行はれ、之が非常に進歩してゐた事が、考古學的發掘の結果證明し得るところである。

是等の點からいつても、銅工人の城壁たる Bad-urudu-nagar は、南方シュメルの一地方であつた事は確かといつ

て宜しからう。又ベロサス年代記の第二都市 Pantibiblus は、ギリシャ語で表はされてゐるけれども、恐らく Pan-ti-biblus となつて、Bad-tibra の變化である事は誤りなからう。

次に Larak 市であるが、Langdon 年代記では、la-ra-ag となつてゐる。ベロサスには λαραγχων とある。Anton, Deimel 教授に據れば Pa-bil-jar-sag 神（山上の火の主）に捧げた都市であるといふが、Poebel 教授 (ibid, IV 43p.) に據れば、Syncellus 所引 Eusebius の著 Chronicon. chap. I には、Laranche とある由、又アッシリアの年代記の Sanherib 王の第二年の項に、alu-la-rak といふ都市の名が出てゐるといふ事だが、尚同教授も指示する通り、ニップル市の Murashu といふ、新バビロン時代の有名な商店の記錄の中に之があり、(P. B. S. II. 181. 5. 7.) それには次の如く出てゐる。

Sha	ina	Larak-ki	kishad	nari
アルトコロノ	ニ	ララク市	堤防ノ	河ノ

idiglat　la-bi-ri
チグリス　畔ノ

「昔日のチグリス河の堤防にあるララク市にあるところの何々」とあるのだから、チグリス河の沿岸に此町があつた事は確かである。Larak-ki とは、ut-ut-ki 又は ut-ut-nar-ki と記され、ut は太陽であり、光輝である、太陽の町、輝く町で、又輝く河の町ともなる。ムラシュ文書には idiglat 河とあるが、之が今のチグリス河 Tigris であり、此 l と r との相違は屢々現れてゐる。年代記の中でも、ベロサス年代記と他の兩者とは、此混淆があり、プトレミー文書とバビロンの帝王名でも、例へば前に引用した、プトレミーの Poros が、ユーセビウスでは Phullus となり、バビロン帝王名では、Pulu (Tiglath-pileser III) となつてゐる等といふ、相違が現れてゐる。

年代記には、此外 Zippar と Shuruppak があるが、之は同名の都市の遺跡が發掘されてゐるから措く事とする。尚最後に、第六二號だけに出てゐる Ellasar 市は、外の年代記には出てゐない。又此王の名も他の年代記に共通しない。然るに之を原文で見ると、其處には、ut-unu-ki とあり、之ならラルサ (Larsa) 市の事である。Langdon 教授は之を Ellasar と讀んでゐるのは、舊約聖書創世記第一四章第一節に「その時、シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオク、エラムの王ケダラ云々」とある事に據つたものかと思はれるが、此エラサルは Ellasar である。因に、聖書の此章にあるシナルとは、シュメルの事、アムラペルはバビロン王朝の (Hammurabi 王の事で、之は西紀前二〇〇〇年前後の史實と思はれる。それで、此中のエラサルのアリオクとあるのは、Ellasar 國の Arioch 王と綴られ、之はラルサ國の末王リム・シン Rim-en-zu (Rim-sin) の事であるといはれてゐる。此リム・シン王は、ハムラビ王に倒されたものであるが、Langdon 教授は、そこで、六二號原文の ut-unu-ki の Larsa 國を、此創世記の例を採つて Ellasar と譯したものであらう。

そこで此都市の名が、六二號年表にだけあつて、他の年表に現れてゐないのが、却つて六二號年表の特殊性を示すものであらう。而して此 Langdon 教授の所謂 Ellasar 卽ち Larsa 國の原字 ud-unu-ki とは「太陽の家の國」といふ意味である。更に Larak の原字は ut-ut-ki「太陽の國」であり、又 Zippar の原字は ut-kib-nun-ki で「高く引かれ行く太陽の國」であり、又 Bad-tibra は月神の町ウルク市と關係づけられて居り、此月神は又太陽神の子ともいはれる。只第一都市としてのエリド市のみが水神で、それ以外は皆天神であり、太陽神と關係づけられてゐる（水は又蒼空の水とも考へられたが、之は創世神話の天の水である）。そこで此 Ellasar といふ Larsa 國は、Zippar 國と

共に、古代に於ける太陽神崇拜の二大中心地であつた。

尙ベロサス年代記と、Langdon 教授の年代記とは、其第一都市がバビロン市と、エリド市との相違があるが、其外は、都市の數も、名も、代數も、殆ど一致し、尙之は創世神話とも一致する。そこで Poebel 教授は前引の書中に指摘して次の如くいつてゐる。

第一のエリド市は水神。第二のバデビラ市は月の女神。第三のララク市は Pa-bil-jar-sag 神で祖先神を指してゐる。第四のシッパル市は太陽神。第五のシュルパク市はアラダ神 (lam-kur-ru)「茂れる山神」であると。さうすると古代シュメルの原始的信仰は、それを創世神話から見ると、天體としての太陽と、月と、山と、祖先神と而して水神である。此中「祖先神」といはれるのは「山上の光」といふ名であつて、之は天上にある祖先を表はしてゐる。尙山の崇拜も同様で、之は後項に於て信仰を論ずる時改めて論及する。最後に水神は、エリド市に移動してから特に盛んになつたものと考へられるが、然し、太陽は、天の蒼空の水中を、船に乗つて東西へ通ふと考へられてゐる。これ亦後項に觸れるであらうが、然らば此水神も亦、天の一部と考へたものと見ていゝのである。但しエリド市の主神は海より來た文化の導入者たる神でもあるから、地上の交通や、灌漑、その他の、水利に關する此水神の庇護も、決して忽諸に附してはゐなかつた筈である。

三　大洪水以後の都市と傳承

次に、大洪水以後の都市として年代記に記されたものに就き、其考古學的な概況を語ると共に、一應年代記に於ける傳承を主體として、古代人の生活並に信仰、其他に觸れて行かうと思ふ。研究資料の少ない原始時代に對しては、斯くして愼重に其歩武を進めて行かなければならぬ。稍〻考證の煩はしさがあるが、著者の意のあるところを汲み取られ度い。さて筆を進める前に、メソポタミヤ古代都市の重要なものに就いて其名を出さう。

年代記に現れたものか、又は古い都市として知られたものを、文化の照合に便ならしめるために、種族別に、シュメル人とアッカド人の居住都市を兩方に別けて見る。

シュメル人の都市（東南地帶）

I　エリド市
三　ウル市
　ラルサ市
II　バド、ウルヅ・ナガル市
二　ウルク市
V　シュルパク市
III　ララク市
　ニップル市（中間都市）

アッカド人の都市（西北地帶）

三　大洪水以後の都市と傳承

一　キ　シ　市
バビロン市（セミト族）
Ⅳ　シッパル市
アガデ市

（備考　ローマ數字は大洪水以前の都市建設順序、日本數字は大洪水以後の建設順序、其他は歴史時代の都市）

此配列は、南方の河口地帶から、順次、兩河の中流まで遡る順序となつてゐるが、只其中ニップル市が兩地帶の丁度中間に位し信仰中心であると共に、種族闘爭に對しては超然としてゐた。

此中で大洪水以前の都市に就いては、一應記載したから、次に大洪水以後に建國されたと傳へられてゐるキシ市、ウルク市、ウル市、それから其他の都市に就いて記す事とする。然し是等大洪水以後の都市並に王朝の研究も亦、遺跡發掘の結果、其神話的様式から抜け出したと雖も、尚未だ半歴史時代の面影を多分に存してゐる。だから、是等を一方に於ける考古學的調査と對比して、側面から之が研究を促進して行かなければならぬものがある。

キ　シ　市

さてそれでは、今一度年代記に歸つて、洪水以後の都市といはれるキシ市の傳承を吟味しよう。先づキシ市の名は驚のある驢馬の首から上の象形文字で表はされてゐる。何故こんな奇怪な文字を以て國號としたか明かでないが、キシ國の年代記に表はされた王の名を見ると、次に示す通り、大半は動物名で、恐らくトーテミズムと關係があるものかと思はれるから、國號も亦其意味を有したらしく推せられる。

キシ市の王朝は二十三代で、其統治年數を表はすのに 6 sar, 4 gishu＝3600×6＋600×4＝24,000及60×8＋30＝510といふやうに記し、此合計二四五一〇年と、之に加ふるに三月三日半としてある。尚本文には、一代毎の年數が出てゐるが、中間が缺けてゐるから檢算は出來ない。然し何れにしても、一代千年に達する天文學的數字に過ぎない。

Langdon 年代記では、第一代は Ga-ur、第二代は Gul-la dingir nidaba an-na となつてゐるが、第三代から第六代までは缺除してゐる（行數でいへば第二欄の第一行から第六行までの間、第三―六王）。第七代以後は皆判つてゐる。その中の王名を見ると、殆ど天の星象の獸帶と關係があるやうに見える。此キシ國は、アッカド人の國であるから、其名もアッカド又はセミト語系である。次に世代と王名其他を一括して示す。

世代	王　名	セミト語	日本譯
	（原文會讀）		
1	Ga-ur ?	gaur	大　穀　倉
2	Gulla dingir Nidaba an-na (gul-la)	kullatam	天のニタバ神の金髪者
7	Galibum	galaba	剪刀，魚
8	Kalumumu	qalumumu	小　羊
9	Dugga-gib	ziqaqipu	蝎
10	Atab	(a-tab)	二本の腕
11	Atabba	(a-tab-ba)	强き二本の腕
12	Arpium	(ar-pi-um) (mash-da ノ子) arba	荒　掠　者

三　大洪水以後の都市と傳承

13	Etana	(e-ta-na)	昇天神話の主人公
14	Baliḫ	(ba-li-iḫ) (Etana の子) paliḫu	大陽神 Marduk の異名
15	Enmenunna	(en-me-nun-na) adamumu	鳥、蝶
16	Melam-kish	(me-lam-kish-ki)	キシ國の光
17	Barsalnunna	(bar-sal-nun-na)	尊き牝羊
18	Tupraḫ	(tup-za-aḫ) {tepatu / tamshaḫ}	油瓶 / 鰐 ?
19	Tizkar	(ti-iz-kar) tuzzu. tumshu	卵
20	Ilku	(il-ku) elku, alku	領地、領臣
21	Iltasadum	(il-ta-sa-du-um) alluttu	魚
22	Enmenbaragigur	(en-me-en-bara-gi-gur) (エラム人)	聖室の神官
23	Agga	(ag-ga) gullubu	剃る、剃髪者

第一のガ・ウルは磨損してゐるが、若し此讀み方が誤りなければ町の建物といふ意味で、町の中心にある穀倉を指し、恐らく經濟的中心人物を意味する名であらうか。第二の Gulla dingir Nidaba anna とは「天のニタバ女神に屬する人々」の意味で、此女神はウムマ市の主女神であるが、古くはキシ市にも關係があつた。之は農業女神である。第一〇、第一一のアダブ及びアダバは何れも二本の腕の意味だが、後者の語尾は强者を示してゐる。Legrain 博士は之を ush-tab 及び ush-tab-ba と讀んでゐる。ush とは男性性器の象形、a とは肘より手に至る象形で、何れも極端に略書きすれば區別が困難になつて來る。Legrain 博士は、二人の男といふ意味として讀んだものであらう。第十三王のエタナはエリド市の昇天神話の主人公で、特に此年表には sib-lu an-shu ba-e-de (天に昇つた牧人) とある。更に第二二のエン・メンバラギグルは聖室の最高神官、第二三のアッガは剃髪者である。此外の名は、悉く動物的な名で表はされてゐる。因に、キシ市の年代記記錄の最初の部分は、Poebel 教授のものも、其後一九二二年に補足した Legrain 博士のものも、一九二三年の Langdon 教授のものも、皆此部分が缺損してゐる。特に Poebel 教授のものは、前引書第五冊、圖版第二の第一欄と第三圖の第一欄とが、同一なものを、甚しく磨損してゐるので、之を二重に出し、本文にも重復して入つてゐる。何れにしても、此王朝の記載は星占學の影響を受けた、相當後代のものである事も推知出來るやうである。

尙此帝王表の中で、父子繼承の關係が明示されてゐるものゝ中、第十二王のアルピウム (荒掠者) が、mash-da 卽ち貧民の子となつてゐるが、之はバビロン時代のハムラビ法典に現れてゐる、第二階級者としての mushkinu の事である。Langdon 教授は之を「貧民の子」と譯してゐるが、此語は初めから貧民の意味があつたか如何かは疑はしい。此 mash-da とは羚羊の事でもある。次の第十四王のバリフは第十三王エタナの子であり、又第十八王メラム・キシと第十九王バルサルヌンナは、共に第十七王エンメヌンナの子となつてゐる。更に第十九王から第二十一王までは順次父子繼承である。然るに此王朝の最後となつて、第二十二王がエラム山地から入つて來てキシ市の王となり、其子のアッガが之を繼いでゐる。此父子繼承の問題は、王位繼承の意味許りでなく、血族的な繼承順位の問題にも重要な意味があるものである。

ウルク市

大洪水以後の第二王朝はウルク市である。Langdon 教授年代記に據れば、其第一王は Mes-ki-in-ga-she-ir であり、Poebel 教授に據れば、Mes-ki-in-ga-she-ir や、im と in との相違だけである。此の名の中で、mes は英雄、ki-in は愛する、she-ir は誘惑する、といふ意味で、彼は太陽神 Shamash の子である。上記の中で ki-in は ki-gi とも讀み、同じく愛するといふ語で、次の ga は第二格を表はす接尾詞である。希臘神話では太陽神は屢〻處女を姙ますと傳へられる。其太陽神の子である Mes-ki-in-ga-she-ir も亦、美丈夫として父の性質を繼ぐところの名であつたかも知れない。

此年代記に於けるウルク市第一の建設者の時代には、尙未だウルク市といふものが出來上つてゐないので、彼は只エ・アンナ（アンナ神の神殿）の最高の神官たる en であり、同時に帝王たる lugal でもあつた。年代記の言葉でいふと、彼は海に下り、山に上り、四方を征服した。其統治年代は三二五年といはれるが、尙ウルク國を建設しなかつた。其子の En-me-kar (en-me-ir-kar) が、ウルク市のウルク國家を建設した。斯くの如く、彼等の部族は、此ウルク市を建設する前から、此部族の主神としてのアンナ神の神殿を有し、王の家は、其神に仕へる最高神官の家柄であり、此地位が父子相傳であつたものと認められる。（此主神アンナ神の神殿が、ウルク市發掘の結果發見されてゐるから、後章の其説明と、此年代記の記事とは、直接の關係が生ずるから記憶してゐて戴き度い。）

第一王第二王はアンナ神の神官として父子相傳であつたが、第三王以下はそれと異り、各々一王毎に系統を異にしてゐる。第三王は Lugal banda といひ、此バンダとは「小供」といふ文字と同じだが、バンダと讀む時は「若者」といふ意味となり、又仕事、勞務者などの場合は、若者頭、監督者などの意味となる。尙此王は zu-ir 即ち牧人である事を特に附記してゐるが、バンダといへば、之れ亦普通に牧夫の事をいふ。當時如何に牧人生活が主要な仕事であつたかゞ思ひやられる。此第三王の統治年代は一二〇〇年とある。尙此王の事を、西紀前二〇〇〇年頃のウルク市の王シン・ガシド王が、神として祀つてゐるが、之れは恐らく、此王に關する此年代記の記錄の作製などにも、相當有力な關係を示すものと見ていゝのであらう。

尙此ルガル・バンダ王に關する傳承の一として、次のやうな事が傳へられてゐる。王の生涯の運命を記した土版がニップル市のエンリル神の手元にあつたのを、暴風雨の神といはれる Zu といふ鳥神が盜み出した。王は其妻 Nin-sun の智慧を借りて、其命符を取戻し、遂に自らの運命であつた帝王の地位に就き「クラブ國のエンリル神たるルガル・バンダ王」dingir En-lil sha Kullab-ki dingir Lugal-ban-da と呼ばれるに至つたといふ。此傳承で考へると、王は神を驅使して自己の運命を開拓してゐる。之は原始信仰に於けるメヂシン・マンの地位に當り、彼は斯くして神の力を左右し、人類の運命の一部を掌り、其力を以て人民を統治したのだ。此傳承に於ける王の統治した國を Kul-lab-ki 即ちクラブ國といつてゐるが、クラブ國の原稱は Zeru-umu-ki で、之は「ウヌ國と同種」といふ意味の名でウヌ國とはウルク市の原稱である。年代記の方では、此王がウルク市の第三代の王となつてゐるが、此傳承の方では王はウルク市と同族同種たるクラブ國の王者といはれてゐる。更に此ウルク市との同族關係を求めると、ウル市が其原稱を Shesh-unu-ki といひウヌ國即ち「ウルク市と兄弟國」といふ名で、何れも皆ウルク市と同族關係を示してゐ

るのだから、是等は此相互の都市の建設者等の部族的近親關係を推知すべきである。

次に、年代記に於ける第四王は Dumu-zi となつてゐる。之は「若き太陽神」即ち若い頃の太陽神の名であつたといふのである。此王の職業らしいものが、王の名に直ぐ續けて書いてあるが、文字が明確でない。只 zhu-ga …とあり、之は「魚を捕る」と讀めるが、其外は判明しない。が漁師である事だけは疑ひがない。そして其後に同じく ba-a 市即ち「水中の魚の町」として、此半神半人の帝王がエリド市の王である事を示してゐるから、前の漁師とある事も誤りがないのであらう。此王の名は、洪水以前にも、「牧人タムムズ」として一度記されてゐるが、何れにしても傳承だけの名である。但し此神は、別にイシュタル女神の愛人として出て來る。

此神は普通 Tammuz と書かれてゐるが、シュメル・バビロンの文獻では dumu-zi 又は ta-mu-zu と書いてある。若き太陽神は、狂暴にして美の極致を兼ねたイシュタル女神の愛人であつたが、女神が其變性から愛人を殺した。然るに死んでしまつて見ると、其別離の悲しみに耐え兼ねて、既に冥界に去つてしまつた愛人を蘇らせようと、女神自ら地獄へ降り、七つの洞穴の門を通過せんために、次々に寶石から初め、遂に下着までも脫がされ、全裸の姿となつて暗黒の世界に行き、地獄の女神 Allatu に哀願して、漸くタムムズ神を甦生させるといふ凄艶哀切を極めた神話の主人公である。

ウルク市の第五王はギルガメスである。此王は有名なギルガメス英雄譚の主人公で、ギリシヤ神話にまで喧傳されてゐる程である。ところで、此ギルガメスの父に就て一つの問題がある。Langdon 教授年代記の原文によると、ab-ba-ni lil-la とあり、ab は父、ba は强音、ni は指示的接尾詞、そして最後の lil-la は、Langdon 教授自身之を a fool（愚者）と譯し、尙其 note に imbecile（虚弱、魯鈍）cripple（不具者）といふ譯語をも追加してゐる。此譯語は恐らく、ローマの歴史家 Aelianus の物語から示唆を受けてゐるらしいが、私はバビロン語の lilu と等しく「惡魔」の意味で譯した方がいゝと思ふ。といふのは、此原文は、lil-la に續いて en Kullab-ba-ge「クラブ國のエン」即ち最高神官であると記してある位だから、愚人や、不具者とは受取れない。尙 Aelianus の記載では、ギルガメスの祖父 Periechoros は、其娘の生んだ小供のために殺されるといふ豫言を信じ、其娘を城砦に幽閉するが、娘は不明の男によつて遂に兒を娠む。番人は恐れて、生み落した孩兒のギルガメスを高塔から外へ投げ出すと、一羽の鷲が來て之を翼で受け止めて地上に降ろし、牧人が之を拾つて育てるといふ物語となつてゐる。Langdon 教授は此話によつて、之が他のギリシヤ神話の Perseus と其父ゼウス即ち太陽神の事に共通するので、年代記の第四王が、同じく太陽神のタムムズと同名であるところから、此第四王を以て直に第五王ギルガメスの父となし、更に年代記の第二王のエン・メカルを、ギルガメスの母の父即ちギルガメスの祖父と見做して、之に歴史性を認めやうとしてゐるが、年代記では、それ程積極的に其家系を示してゐないのだから、此同教授の說明は少しく行き過ぎであらう。

尙、之に就ての解釋は、後に觸れるであらうが、それより前に、ギルガメスといふ名に就いて一應研究して置く必要がある。此名の讀み方や原意に就ては、種々むづかしい議論もあるのだが、之は此傳承の本質に對して相當重要な意義を有してゐるから、學者も種々な方面から之を論じてゐるのである。

ギルガメスといふ名について、私は今まで何の疑問も示さずに書いて來たが、此シュメルの年代記でも、尙他の文獻でも、何れも其原字を其儘に讀むと、ギルガメスとは讀めないのだ。先づ年代記にあるものを示せば此帝王の名は

dingir gish gibil(bil) ga mesh となつてゐるから、之を文字通り讀むとgish-gibil-ga-mesh 又は gish-bil-ga-mesh となる。尙最初にある dingir は光りの意味の文字で、神名、王名等の決定詞即ちデタミナチーフとして添くられるものであるから、普通は之を讀まない。次にアッシリア時代の文獻で見ると

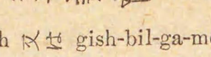 dingir gish ge mash とあり、又、古代バビロン王朝時代のもので、今 Yale 大學にある Yale tablet には、單に gishと一字を記しただけで他の文字を全部省略してある。

それでは、前のやうな綴りになつてゐるのを gi-il-ga-me-esh と讀んだのは、Poebel 教授の指摘に據ると(P. B. S. IV No. 1. 123p.)、それは Pinches が (BOR. IV 264p.) に發表したものであるとの事である。此 Pinches の發表を私は未だ見る機會に接しないが、Jastrow 教授の (An Old Babylonian Version of the Gilgamesh Epic. 26p. Yale Oriental S. vol. IV. 3. 26. pp. 1920) に據ると、バビロンの語彙の中から之を發見したものゝやうである。然るに尙拔に出した Poebel 教授の指摘によると、Aelianus, Claudius (伊太利の Praeneste の人で、西紀後二二五〇年頃にローマに居たといふ) の著 De Natura Animalium, XII 21 には、γιλγαμος 即ちギルガモスとなつてゐる。更に Jastrow 教授の前引書に、Gressmann がバビロンの王統をシリア語で書いた The Scholia of Theodor bar Koni. (Lewin, Die Scholien des Theodor bar Koni zur Patriarchengeschichte. Berlin, 1905.) の中から、 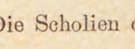 gilmagos 及び其變化たる 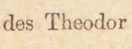 gimigamos といふ名を採り、前者の第一級と後者の第二級を以て、gil と gamos といふ級の形を引出して、ギルガモスの名と一致すると、共著 Das Gilgamesch-Epos. s. 83 で指摘したとの事であるが、Jastrow 教授も亦之を以て、Pinches によつて發見された Gi-il-ga-mesh

との一致を論證してゐる。

此讀み方の問題を暫く措いて、此 gis-bil-ga-mesh の gis-bil だけを採ると、其二字だけが、バビロン語の對譯では、abu となつて父又は祖先といふ意味となる。更に此語は、洪水以前の都市の一といはれた Larak 市の神と同意となる。創世神話には

4	kam-ma	la-ra-ak	dingir	pa-bil	bar-sag	mi-ni-in-si
	第四には	ララク國を	神に	パビル	ハルサク	授く
	(1)	(2)	(4)	(3)	(3)	(5)

とあり「第四には、ララク國をパ・ビル・ハル・サグ神に授く」と譯され、之は神々に地上の領域を割り當て與くる時の最高神の神勅である。之によつてパ・ビル・ハル・サグ神がララク國の主神たるの地位に就くといふのであるが此主神の名は、第一語の pa は主長、第三、四語は高き山である。第二語の bil は、ギルガメスの名の中に出て來る文字であるから、一寸說明を要する。

此 bil といふ字は兩樣ある。楔形で示せば と であるが、前者は普通 ne と讀み火又は光である。後者は前の ne の末尾に二個の楔形を交叉した 即ち pap といふ字を附加したものである。此 pap とは父又は兄弟を意味し、而して此 ne は火を意味し、象形の原始形は、何か燈火臺らしいものゝ上から、火の光或は煙が上つてゐる象を以て表はされてゐる。尙之に附加した pap と複合し、gibil と讀まれて、之が祖先又は血族の長上を意味する。然し一方の ne と、他方此 ne と pap の複合した gibil とは、共に屢々 bil とも gibil とも讀まれる。そして是れ等の兩字は相共に假借轉用され、屢々共通に讀まれ共通の意味を現はしてゐる。

そこで此ララク國のパ・ビル・ハル・サグ神は、山上の聖火であり、更に恐らくは、山上の燔祭の火であらうかと私は想像する。之は後項に於て記すところの、山を象れるジグラットの頂上の、燔祭の儀式に繼承されるものかと考へられるからである。而して、此山上の聖火の意味が、同時に天より山上に下る「祖先の靈」をも意味してゐるのである。

そこでギルガメスの名であるが、此名が其まゝ帝王文書の中に出て居り、普通名詞として、屢々祖父又は長上、兄といふ意味に使用されて居り、ラガシ王朝文書に於て、特に家系を示す個所に見えてゐる。此事は亦、後項に家系を論ずる際、一々文書で示してあるから參照され度い。更に此意味からいへば、ギルガメスとは「祖先」又は「祖先の勇者」といふ事となるのである。

此年代記の王者に就いては、此ギルガメス以下は、王統と統治年數だけについて語らう。

第五王ギルガメスから、第六王ウル・ヌン・ガル及び第七王ウトウル・カラムマまでの三代は、父子相傳であるが統治年代からいふと、第一王から此第五王ギルガメスまでが非常に長い。卽ち全十二王の統治年數二三一〇年の中、第五王ギルガメスまでに二一七一年を經てゐるから、平均一代四三四年間づゝ統治した事となる。そして第六王以後は七代で一三六年統治してゐる。此點は却て人間の歴史らしく感ぜられる。つまり、ウルク王朝も亦ギルガメス以前は神話時代と見てもいゝ位である。だから、之は寧ろギルガメスを祖先とする第六王ウル・ヌン・ガルからウルク市の歴史が初まるといつていゝかも知れない。そこで此ギルガメスの家系に代つたのは、第八王ラバシャル王で統治年數九年、第九王エン・ヌン・ナド・アンナは八年、第一〇王、其名が缺損して不明の帝王は三六年、第一一王メラム・アンナ王は六年、最後の第一二王ルガル・キ・アグア王は三六年であり、此王の末年に、ウルク市はウル市のために倒された事となつてゐる。而して此ウル市から、明確に歴史の時代となり、考古學的發掘の結果、此ウル王朝直接の帝王文書が地下から現れて來た。

四　歴史時代と其先驅的遺跡

今までの傳承的な年代記の神話から離れて、實際の歴史に入るには、我々は、現實の遺跡の上から、之を考古學的に研究するより外はない。そして、其考古學的研究の結果、實際發掘されたるそれ〴〵のものから、其時代々々の現實の人間生活を解き明して行くべきである。

メソポタミヤに於ける古代都市の名の多くは、既に前に擧げてある。而して是等の發見の過程は、それ〴〵遺跡らしい土地を尋ねて、之を發掘し、之が往昔の何といふ都市であつたかといふ事を、今迄發掘され又はいひ傳へられてゐる諸文獻、諸傳承に照し合せて研究し、其結果が報告されてゐるものであるが、中には遺跡だけが發掘されても、往昔の何といふ都市の跡であるかゞ判明しないといふものもある。さういふのは特に古い時代のもの、卽ち古い時代に勃興したが、それが古い時代に既に滅亡して、それ以後に興つた都市の傳承文獻などにも現はれず、遂に其名も其位置も、人に知られずして今日に至つたものである。が、かういふ遺跡とても、今後の研究の進展と共に漸次判明して來る時機もあるのであらう。例へばアッシリアの古代ニネベ市東方の小丘である Arpatschija に存在する遺

跡の如きは、英國博物館の M. E. L. Mallowan に依つて一九三三年以來發掘されてゐるが、尙其古代の都市名が判明しない。又此ニネベ市から更に北方に當るコルサバット東方の、高い丘の一部 Tepe Gaura の遺跡も、古代の名が判明してゐない。只其出土遺物を他の判明した遺跡の出土物と比較研究の結果、大體西紀前五〇〇〇年代の遺跡であるといふ事が推定されてゐるだけである。然し、是等は、今まで觸れて來た古代各都市から、大分離れて北方に偏する遺跡であるからだが、他の多くの、而して大きな遺跡は大體に於いて判つて來てゐる。

さて、かういふところは暫く別として、シュメルに於ける古代の歴史的發掘を闡明せしむべく、差當り、今まで說いて來た、古代から傳承され、年代記等に表はれ、且つ、古代都市遺跡も判明してゐるところを、年代記の記載順に其一二の個所を、考古學的發掘と照合し、彼等の傳承が如何なる程度に歴史的事實に當てはまるか、又現在までの考古學的發掘が何の程度に歴史的傳承と照應してゐるかを簡單に觸れて、漸次本論の研究的歩武を進めて行かう。

年代記に據ると、大洪水以後に起つたと傳へられてゐるのは、第一にキシ市である。キシ市の發掘は S. Langdon 教授の手によつて一九二二年―一九三〇年の發掘があり、之に關しては Excavations at Kish といふ重要な報告がある。之に洪水時代の地層の狀態なども現はれてゐるが、其時の堆積泥土が、建築物のある地層まで二十五呎に達し其遺物的年代としては大略西紀前三〇〇〇年位と見られ、從つて年代的に王朝以前時代を出てゐない。又同教授の手で、此キシ市の東北十七哩の Jemdet Nasr の遺跡が發掘された。玆から出土した文獻の纏つてゐる事と、其古い事とにより、俄然重要性を示した。其年代に於て、當の發掘者たる S. Langdon 教授は、前のキシ市より遙かに古く、西紀前三八〇〇年代といつてゐるが、其土版文書の文字の形體などを、ウルク市其他の都市から出た文獻と比較して進歩の度が高いといふ事並に其他の伴出物をも比較研究の結果、寧ろ之は第二次的年代のものと見られ、他の多くの學者はもつと年代を引下げて之を各王朝時代直前のものとし、大略西紀前三一〇〇年頃とすべきではないかと主張してゐる。是等に就いては尙後項に於て觸れる機會もあるだらうが、此 Jemdet Nasr 遺跡文化、Kish 市遺跡文化は、大體に於て年代記の記載とは違つて、必ずしもシュメル文化の最も古き時代を代表するものではないと考へられる。

そこで、年代記の所謂、洪水以後の第二都市であるウルク市を見ると、之は前者より更に一層考古學的重要性を發揮してゐるらしい。此都市は、古く 'Oρχόη とも Erech とも Uruk ともいはれ、アラビヤ人は Warka といふ。往昔の盛時の都市城壁は六哩もあつた。此都市は古くから注意されて居り、W. K. Loftus が一八四九―一八五三年に調査し發表した。(Travels and Researches. 1857) 其後一九二八、九年に J. Jordan, A. Nöldeke, E. Heinrich. 氏等の手によつて假報告が發表され、又 Jordan の Uruk-Warka. (Wissenschaftliche Veröffentlichungen der deutschen Orient-gesellschaft, 51. 1928) に於ても發表されたが、是等に據ると、其地層に於て、始原地層以後十八層をなし、其最下の第十八層に土器を發見し、次の第十七層に於て土偶を發見してゐる。是等から第十三層までの年代を西紀前五〇〇〇年―三五〇〇年代と見做し、それより上は、第十二層から第四層までを西紀三五〇〇年―三一〇〇年代としてゐる。其時代の最下の地層に於てジグラット卽ち信仰の中心となる七層樓の始原的建造物を發見し、又其頂上の建築物から數字を記した土版が出た。尙此時代にアンナ女神神殿等をも發見した。其以後の地層、卽ち第四層から上は王朝時代を示すもの、如く、其所からは文字を記した土版が發見されてゐる事等により、種々な點で學界に重要な問題を提供し、且つ Langdon 教授の Jemdet Nasr 出土文書より、もつと原始的であるといふ推定により

却て Jemdet Nasr 文化の、時代引下げが論ぜられるやうになつたもので、尙之と共に此ウルク市の土版文書は西紀前三二〇〇年代と推定されてゐる。(A. Falkenstein, Archaische Texte aus Uruk. 1936. s. 37—43.)

年代記に據る洪水以後の第三位の建國はウル市になつてゐる。此ウル王朝は、四代で一七七年とあつて、今までの第一キシ市、第二ウルク市の王朝が、一代で千年とか一代で二百年とかいふやうな、超人間的壽命の傳承と相違して此王朝が四代で一七七年であるから、一代平均四四年强といふ、いはゞ人間の壽命らしくなつて來てゐる。然し、それより、より重要な事は、最近卽ち一九一九年並に一九二二年以後に於て、此ウル市の古代の王城遺跡と考へられた近代村落の Mukayar (Mugheijir) の地を發掘した結果、此年代記に記載してある通りの王の名を刻した遺物や、其王の子が建てたといふ墳墓や神殿などを發見したので、今まで此ウル王朝の年代記の記事に關しても、一つの年代記的神話として考へられてゐたのが、俄然歴史時代の、實在的人物であつたといふ事が考へられるやうになつて來た。

此ウル市の遺跡を調査したのは、一八五四、五年に Taylor が英國博物館のために之を發掘し (Notes on the Ruins of Migeyar, Asiatic Society. 1885. pp. 250. 414. King. 8 & A. 35p.) 尙此地が、舊約聖書の所謂カルデアのウル市の遺跡であると指摘したのは、Rawlinson であるとの事である。(Ur-Excavations. Preface.)。然るに其後一九一九—一九二二年以後に於て、最初は H. A. Hall 次に C. L. Woolley によつて發掘された。此ウル市の發掘品中、古い時代の方は、主としてウル市近くの砂漠の中で、西北方四哩の地點にある小丘から發見された。

其所は「小さな奴隷の墳墓」Tell ul Ubaid, (Al-Ubaid)(El-Obeid) といふ高さ約三十呎、長さ約一五〇呎の小丘である。上記の名は元來「神聖なる墳墓」Tell ul Maâboe の意味から轉訛されたものであらうといはれる。

鼓を發掘した結果、得た其文書の中から、年代記の第一王 Mes-an-ni-pad-da と、其子の A-an-ni-pad-da といふ名を記した土版文書が發見された。此王の子 A-an-ni-pad-da の語尾 da は、前の pad の d を受けて、接尾詞を表はすa と接合したもので、固有名詞から之を除いていゝのであるから、結局此名は Mes-an-ni-pad 又は A-an-ni-pad となり、「天の詔する英雄」「天の言葉」といふ意味の名となる。之はアル・ウベードの遺跡に於て、曾て都市の信仰の中心であつた、ニン・ハル・サグ（高い山の女主）といふ女神の神殿の中から發見したもので、此女神の神殿建設者が、其神殿建造を記念すべく、埋藏したものと認められる。文書の材料は大理石で、二吋四分に四吋の長方形であり、シュメル時代の——特に古い時代の特徴を示す中高になつて居り、其石板に、次の章句を刻んだものである。文字の形は、未だ楔形體に變化してゐない、原始時代の、所謂「線書き字體」である。其内容の音譯と日本譯を示せば次の通りである。(T. O. 160. 上圖參照)

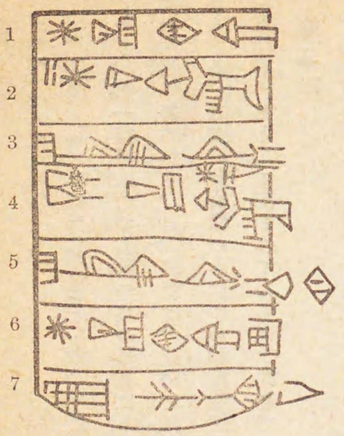

ア・アン・ニ・パダ王の記錄

1	dingir	nin-har-sag	ニンハルサグ女神に(捧ぐ)
2	a-an-ni-pad-da		アーンニパダ
3	lugal	uri-ki	ウル國の王
4	dumu mes-an-ni-pad-da		メス・アンニパダの子
5	lugal	uri-ki	ウル國の王
6	dingir	nin-har-sag-ra	ニンハルサグ女神のために
7	e	mu-na-du	神殿を建つ

（譯　文）

ニンハルサグ女神に捧ぐ。

ウル國の王メスアンニパダの子にして、ウル國の王なるアーンニパダは。ニンハルサグ女神のために此神殿を建てたり。

とあり、第一行第六行の女神の名の最初にある dingir といふ語は、神又は帝王の神視等の場合に、特に先行せしむる決定詞（グタミナチフ）であるから、日本譯では、此語を譯さない事とした。尚此語の眞の意味は、後に信仰を論ずる項に於て說く事とする。さて、此文章の中にある神殿建造者アーンニパダ王の父、メス・アンニパダといふ名は、年代記の中のウル王朝第一王として記されてゐる名と同じである。Langdon 年代記と比較する便宜のために其部分を引用する。

第三欄

39 uri-ki-na　　ウル國に於て
40 mes-an-ni-pad-da　　メス・アンニパダは
41 lugal-am mu 80 ni-ag　　王として八〇年統治す
42 mes-ki-em dingir nannar　　メス・キ・エム・ナンナルは
43 dumu mes-an-ni-pad-da　　メス・アンニパダの子にして
44 lugal-am　　王たり
45 mu 46 ni-ag　　三六年統治す

備　考　本例に於ては、此原文と日本譯文とは逐行的に合致してゐるために、特に意譯的譯文を添へなくとも理解出來ると思ふから、別に前例の如き譯文を添へない。然るに、シュメル原文では、前例の如き場合。王名の如き固有名詞に副ふ肩書等は常に其人名の次に來る。つまり主語に添ふ形容詞、副詞等は常に主語の次に來るから、本書の如く、逐行的に原文と譯文を併行せしめると、其逐行的日本譯文だけでは、通讀的に意味が取り難くなる。私は、さういふ場合に限り、意譯的譯文を特に再記する事とした。而して、私が、特にかうした煩勞があるに拘らず、逐行的譯法を採つたのは、讀者が、此併行的譯文により自らシュメル原文の文脈を解得する事が出來るのを、私自ら經驗してゐるから、特にかういふ方法を以てしたのである。

尙原文の音譯に伴ふ數字は、引用原文の第三欄第三九行以下の行數を示すものである。以下同斷。

さて此年代記の記載に據ると、ウル國の第一王の名は Mes-anni-pad で、それが Al-Ubaid 遺跡から發掘された主神の神殿建造者である、アーンニパドの、父王の名と等しい。只年代記の方では、ウル國の第二王は、此 Mes-anni-pad 王の子 Mes-ki-em-dingir-nannar（「ナンナル女神の愛する英雄」といふ意味）となつてゐるが、實際發掘の方では、Mes-an-ni-pad の子 A-an-ni-pad となつてゐる點が相違する。尙此年代記の方の第二王 Mes-ki-em-dingir-nannar といふ名に對して、Poebel 教授の年代記では

第三欄

3 uri ki na　　ウル國の
4 mes-an-ni-pad-da　　メス・アンニパダは
5 lugal-am　　王たり
6 80 mu ni-a　　八〇年統治す
7 mes-ki-ag nun-na　　メスキアグ・ヌンナは
8 dumu mes-an-ni-pa-da (ge)　　メス・アンニパダの子
9 30 mu (ni) a　　三〇年統治す

（譯　文）

ウル國のメスアンニパダは王たり、八〇年統治す。メスアンニパダの子メスキアグヌンナは三〇年統治す。

とあつて、第二王の名は稍々違ふ。Langdon の Mes-ki-em-dingir-nunar と Poebel の Mes-ki-ag nun-na の中、em と ag とは同一文字を違つた讀み方をしたのである。又後半の nun-na は「高きもの」といふ意味で、之は一方のナンナル女神又はその尊稱で、女神の名の表徴と見ていゝのである。尙ナンナル女神とは月神の意味で、ウル市の主女神である。而して發掘物に出てゐるアンニパダが「天意を受けたるもの」といふ名とは、逐語的には異なるけれども、其意味に於ては共通するところがある。

が然し、年代記の記載は、必ずしも其悉くが發掘した資料と一致するとは、元より考へらるべきではない。只一方に於ける文獻的資料としての年代記と、考古學的資料としての發掘文書とが、互に對比的に研究さるべきものであるから、其名辭的比較より更に數歩を進めて、全體的な考古學的發掘の成果を顧る必要がある。

それでは、ウル市或はアル・ウベードの發掘遺跡に於ける年代を如何見てゐるか、發掘當事者 C. L. Woolley 並に其先驅者である、H. A. Hall の手に據つて報告された、Ur Excavations. vol. I, Al-Ubaid. p. 8, 10. に於て H. A. Hall が之を銅石併用時代の契點をなすものとし、西紀前三五〇〇年と見做してゐるが、その文化の始原は更にそれより遡るものと考へ、そこで Woolley は、Al-Ubaid に於ける洪水以後の時代を西紀前三七五〇年代と見てゐる(Ur Excavations. vol. II. The Royal Cemetery, 15p.)

ウル市の第一墳墓の建設時代は、發掘者ウーレー氏は、第一ウル王朝の西紀前三一〇〇年より以前となし、之を西紀前三五〇〇——三一〇〇年の最盛期と見做してゐる (Proceeding of Ist International Congress of Prehistorie and Protohistric Sciences. London. August 1—6. 1932. ed. 1934.) の西亞に關する報告中 C. Leonard Woolley. The Chronology of the Early Graves at Ur. pp. 160)

實際の發掘の狀態に徴すると、往昔の海水面より、西紀前一一七〇年のネブカドネザル王が建設した城壁の基底までの、地層の厚さが十七米突あり、尙最初に村落を構成した以後に洪水に遭遇し、其洪水が齎らした泥土の層が、海面上から實に六米突に達してゐる個所がある程だ。その當時以前の狀態を見ると、最初、水邊の島嶼に村落を造る中に、其沖積層土と塵埃類の堆積で漸次土地を押擴げて行つたところへ洪水が襲來したものらしい。其洪水期の泥土は平均に六米突も堆積したものでないとしても、其勢の激しさ、又其期間の長さが思ひやられる、(ibid. vol. II. 14p.)

さて彼等の原始的な村落構成の狀態を、此洪水以前の地層に殘された遺跡から判斷して見よう。彼等は常に水邊の淺い洲の島を求め、其所に新たな居住を定めて獨立村落を形成してゐるが、彼等は、原始的な砂洲の自然的情景から相互に聯絡を取り得ないで、多くは孤立的な其各々の小領域を形成する傾向を示してゐる。漸次膨脹するに從つて、互に相爭ふ場合もあるが、又平和に相結合し、相提携して其大を爲すものもある事は、その村落に於ける各々の狀況が之を示してゐる。

アル・ウベード或はウル市の砂洲等に形成した原始的居住の跡を見ると、早く色彩入りの陶器があるから、決して人類文化の原初を示すものでなく、その程度の文化度に達するまで、既に他の何れかの土地に於て、漸次何等かの形で發達して來たものが、此時代に初めてウル市地方へ移動したと考へられるのだ。

第一の洪水地層の上、或は漸次的な河水の堆積層上に形成せられた村落住居の樣式を見ると、先づ地上に木の柱を

樹て、その周圍を蘆の蓆を以て蔽ひ、且つ此蓆に厚い泥と漆喰を以て塗り堅めて四周を圍み、又床にも其蓆を敷きつめた。屋根は、同じく此漆喰で堅めた蘆の蓆を平に繰擴げたらしいが、又一方には、壁から屋根へ、我國の蒲ぼこ小屋の様式と同様な骨組みの上を、左右の壁から屋根へ續けて、すつと蘆の蓆で蔽つてしまひ、此方法により屋根は巧みなアーチ型とする。其細長い蒲ぼこ型の小屋の前と後とが出入口となるのだが、此様式は、現在此地方に殘つてゐる貧民の居住する小屋の形式と一致してゐる。かういふ古代人の居住の狀態は、發掘された封印の繪にも屢々殘つてゐる。その中の一二を見ると、家の前面の入口などは、門の左右の柱は、木でなくて長い太い蘆の束である。

さういふ柱を入口の兩方に立て、其柱の束が上方へ行くに從つて細くなり、其細くなる部分を左右からまげて双方を結び合せる。さうすると、上部は丁度綺麗なアーチ型の門となる。かういふ型の支柱を表口から裏口まで幾本か立て、それを支柱として、其外側と上部即ち屋根とを、前にいつた、漆喰で塗り堅めた大きな蘆の蓆で、左右の壁から圓筒形の屋根へと、續けて其蓆で蔽ふ。そして又其床も同じく漆喰塗りの蓆で敷きつめるか、後には、太陽熱で乾かしただけの煉瓦を敷きつめた。それで圓天井から、左右の壁と床とがキッチリと密着してしまふ。かういふ方法で蒲ぼこ小屋の床、左右の壁、圓天井が出來上ると、別に裏口を塗り込め又は裏の戸口を造る。それは又表口と同じ様式だ。次に表の出入りの戸口だが、其戸を建てるための柱の基礎には、石があれば、其石に大きな穴をあけ、此穴を軸穴（ソケット）として其上に柱を立て、又上部に支へを造り、柱は戸板を附けたまゝ其穴を中心として自由に回轉するやうにする。かういふ柱を左右に二本立て、即ち二枚の戸の附いた二本の柱の回轉により、其左右の戸が開閉自在となる。但し此地方は柱の基底とする石が殆んどないから、之れ亦泥土を燒き堅めた硬質煉瓦で柱の基底を造つた。此柱の基底が建築物のため重要視され、歴史時代になつてからは、其基底に屢々建設者の名などを刻み付けたものもある。

アル・ウベードの初期の遺跡では、其始原時代に於ても、既に牧畜も農耕も行はれてゐた、牛、羊、山羊、豚がゐた。稞麥が作られて居り、之を石臼でつき、又粉にひいて粥のやうなものを作つた。魚も重要な食料であり、鑛物では銅が知られてゐたが、工具の材料にはならない。多くは石器で、石刀、石鋸、打穀棒、石鏃等あり、恐らく周邊の砂漠地方からでも拾つて來たか、燧石（フリント）や黒硅石（チャート）、半透明の黒曜石などがある。鎌や臼は燒きを入れた土製のものであるが、それは折れ且つ碎け易いから其破片などは無數にある。針や錐は骨器である。壺の繪の如きは、幼稚であるが大理石の碗などに沈み彫りを施したものも稀にはある。又舟も存在し、之も蘆で造り之に漆喰を塗り、其形は、舳が高く船體は狹長く、丸木舟（カヌー）式より、寧ろ龍骨式に近い。衣服は羊皮や、粗い手織の布であつた。出てゐる土偶には、その上に點線が見えてゐるので、刺青の習慣があつたかとも考へられてゐるが、尚確說とはならない。婦人は髪を後ろに束ねてゐる。耳飾りや首飾りをし、飾玉や、黒曜石の碎片、紅玉の如きもので裝飾した。男子には鬚がある。死體は地上に屈葬され、死後の食物や、生前の所持品と覺しきものが供へてあつた。（Woolley. The Sumerian. 15p.）

かゝる住居をしつらひ、かゝる裝ひを爲し、かゝる器物を使用して生活してゐた彼等は、其各々の村々の發達と共に、地上には煉瓦を敷き詰める事を考へ出し、村には全體を圍む周壁を造り、村と村との間の自然に形造られる小徑を利用し、又水域では小舟を以て來往し、かくて漸次其擴大の域に進むと共に、遂にはそれ〳〵の都市にまで發達するに至つた。

メソポタミヤ地帶の文化の起源並に其繼承に就き、伯林大學教授 E. Walter Andrae 博士が Handbuch der Alt-

ertumswissenschaft（ミュンヘン大學教授 Walter Otto 編纂）の第六卷 Handbuch der Archäologie. s.648. に於て、西紀前五〇〇〇—三五〇〇年と三五〇〇—三一〇〇年に分けてゐる。之は前に記した文化度の特徴を以て分けた事と一致してゐる。尙是に次いで王朝時代が來るものであるが、同書に於て W. Andrae 博士は次の通りに記してゐる。是等に就いての一々を、本書に於て觸れてゐる迄がないから、總括的に之を紹介する。遺跡記載の順序は時代の古きより新らしきに及び、古きは西紀五〇〇〇年より、以下、西紀前二〇〇〇年のバビロン王朝に至る、三千年間の文化と其地域の順序が一目して知られる。本書は大體に於て、此時代の前後全體に渉つて觸れてゐるから、此引用は決して無用でないと信ずる。尙地名を假名書きに改めると、却て地圖上の檢索に不便である事を思ふて獨逸綴の儘を轉載した。特に此事を附記して原編纂者に謝意を表して置く。但し、此年代決定に就いては、多くの研究中に種々異論もある事は、既に其一部に就て記した通りであるから、此點は讀者諸賢の自主的批判を望むところである。尙括弧内の地名は、其遺跡の所在を示すための井上の註記である。

Ⅰ 大略西紀前 5000—3500 年代

1 Tell Halaf（ユーフラテス河源）
2 Arpatschije（アッシリア地方、チグリス河源、ニネベ西方）
3 Tepe Gaura（〃　ニネベ西北）
4 Ninive（〃　）
5 Tschagar Bazar（ユーフラテス西方河源）

6 Karkemisch（ユーフラテス河源 Halaf 西方一五〇哩）
7 Samarra（チグリス河中流）
8 Tell el Obêd
9 Ur
10 Uruk（XVIII-XIII）地層
11 Lagasch
12 Anau（中央アジア、トルケスタン地方）
13 Te e Sialk im Nord-Iran.
14 Te e Hissar
15 Der Prähistorische Hügel bei Persepolis.（波斯）
16 Susa（エラム山地）

Ⅱ 西紀前 3500—3100 年代

1 Uruk（XII-IV 地層）
2 Uruk（III-II 地層）
3 Djemdet Nasr
4 Fara（Umma 西方數里）
5 Chafadschi（バグダッド東北數里）
6 Tepe Mussian（スサの西方）
7 Susa II

8 Tepe Giyan （ペヤダン市西南七〇哩）
9 Tepe Gaura （発掘）
10 Ninive （〃）

Ⅲ Mesilim（キシュ王朝）及 Ur 第一王朝（西紀 3000 年代）

1 Ur
2 Tell el Obêd
3 Susa
4 Uruk （I 地層）
5 Lagasch＝Tello
6 Adab （Umma 北隣）
7 Umma （Dschocha） （Lagasch 西北隣）
8 Fara （発掘）
9 Kisch
10 Eschnunna （Tell Asmar） （バグダッド東北）
11 Chafadschi （発掘）
12 Mari （Ma-eri） （ユーフラテス中流）
13 Assur

Ⅳ Akkad 時代（西紀前 2600 年代）

Ⅴ ラガシュ王朝グデア王時代（西紀前 2300 年代）
Ⅵ ウル第三王朝時代（西紀前 2250 年代）

1 Ur
2 Uruk
3 Eridu
4 Schurruppak
5 Nippur
6 Mari
7 Eschnunna
8 Assur

Ⅶ イシン・ラルサ王朝（西紀前 2100 年代より）
バビロン王朝 Hammurabi 王時代まで（西紀前 2000年代）

五　メソポタミヤ地方の對外交通

――特に印度とシュメルの交通――

西紀前二六〇〇年代のアガデ王朝の文書に據ると、メソポタミヤの一部であるアガデ市を中心として四方に兵を派

してゐるが、交易方面の記錄から見ても、先づ東北山地帶のグチ、エラム地方、それから、後代の波斯南部地方に當るアンシャン等の關係が記されてゐる。此中でグチといふのは、メソポタミヤの西北方山地のアムルと隣接し、後に波斯人侵入後は之と戰つたりした。尙アラビヤの一部と考へられる Melha, Magan 地方、それから波斯灣のアラビヤ沿岸の Bahren 島、Dilmun 等から、更に遙かに遠隔の地との交涉も記されてゐるが、其地名の一々が完全に明かとなつてゐる譯ではない。然し考古學的發掘の結果から見て、各種工藝資材の原産地を求める事により、實際の其時代の交易狀態の大體を推定する事が出來る。

大洪水以前の都市の地名の中に、銅工人の都市といふ名があつた。此名の源となつてゐる銅は、近くはエラム山地方又はそれに近いスサから輸入してゐたが、其後に地中海のキプロス島などからも來たらしい。銀は南方ペルシヤから、瑠璃卽ち lapis lazuli は、中央亞細亞のパミール高原、又は、それに連接するアフガニスタン等から入つたらしい。此寶石は、瑠璃光澤を有し、美しい靑色を主とし、紫又は綠等の色彩が、石の中から輝いて非常に美しいものであるから、裝飾用として古代人の間でも大に珍重された。古來波斯産と思はれてゐたが、主としてアフガニスタンのバクックシャンの、コクチャ Kokcha 河溪谷に産した。此河はシベリアのアラル湖に注ぐ Oxus (Amudara) 河の河源の一部である。而して此河は、其河源に於て、パミル地方から印度へ流れ下る、インダス河の上流と、極めて相接近するところから發してゐる。從つて後にいふところの、印度シュメル兩地方の交通は、此兩河の北流と南流する流域に誘導せられて、北方山地と南方海岸地帶との兩方面の通路が考へられる譯だ。

其外に、同じく裝飾用として此寶石と共に用ゐられた貝殼類は、近い波斯灣から來た。尙此灣に近い地點からは、首飾りにする方解石や、紅玉類なども出たらしい。更に西北方のアルメニヤ山地地方とシュメルとは、之れ亦密接な關係を有した事はいふまでもない。それから、ユーフラティス河源に近いシリアを通つて、地中海に出て、エーゲアン諸島とも交涉があり、又波斯灣を隔てたアラビヤの海岸地方から、更に半島內部に涉り、更に遠く、埃及との交通も既に行はれてゐたと考へられる。

が、玆に特に新らしく注目されなければならぬのは印度との交通である。此シュメル・印度交通の存在に就いては、在來全く考へられてゐなかつたもので、最近の考古學的發掘の進展に伴つて、之が明確に證明されるに至つたのである。此事は、學界に於て全く新たに發生した事實であるから、一應それを發見した經過を記して置くのも徒事ではないと思ふ。此問題に就いては、著者が曾て東洋協會の機關雜誌である「東洋」の、昭和三年五月六月號に報告して置いたから、其後の狀態をも追加しそれを要約して見よう。

印度の古代文化に就いては、古來アリアン系統卽ち印度歐羅巴又は印度ゲルマン系統といはれる——直接歐洲人と血族的に關係があると考へられる民族が、印度の土地へ侵入すると同時に齎らした、所謂アリアン文化卽ちサンスクリットで書かれた吠陀文化が、其最古のものと考へられて居り、印度の原住民族たりしドラヴィダ族其他は、全く野蠻朦昧の人類に過ぎなかつたといふ事を、在來の歐米の學者が等しく之を信じ、且つ斯くの如く呼號してゐたものである。

然るに今から約二十年前の一九二一年以來、印度政廳に關係のあつた英國人の學者 Sir John Marshall を主班とする考古學調査隊が、印度半島の西方を流れる大河インダス流域を調査した。而してインダス河の河口 Karachi か

ら遡る事百五十哩の地點に、印度の庭と呼ばれる肥沃の地 Mohenjo Daro があり、更にそれから遙かに遡つて、インダス河五支流の一たる Ravi 河流域の Harappa といふ土地と、此兩地に於て、西紀前二〇〇〇年乃至三〇〇〇年代の文化遺跡を發見した。之によると、前にいつたアリアン文化などは、此インダス河流域の古代文化時代から見ると、二千年又は一千年も後に發生したものであつた事が判明した。さういふやうな、西紀前三〇〇〇年代の大きな都市の遺跡から、大きさ一寸四方位を通例として、それ以下の、小さい印章か、護符と思はれるものに、一聯の文字と牡牛、一角獸などの繪を表はしたものが、非常な多數發掘された。

その印章らしいものに書いてある文字は、目下諸方面の學者が懸命に研究してゐるが、尙解讀が出來てゐない。然るに、此新發見の印度の文字に就き L.A. Waddell. といふ人が、自ら之を解讀し得たと呼號してゐる。我國にも此人の解讀法を承認してゐる學者もあるが、然し同氏の解讀法は、實は甚しく非科學的なもので、此印度の文字及び言語を、在來のシュメル語、埃及語、ヘブライ語、ギリシャ語、サンスクリット等々の混合的解釋で、結局、此古代印度語は古代英國のブリトン語と共通するといふ事となる。

卽ち之は、サンスクリット以前の印度文化もやはりアリアン系統であるといふ事を暗示し、英國と印度の祖系的共通性を指示しやうといふ、一種の意識的企圖の下に考へられた解讀法に過ぎないものだから、此事は、今後の研究家に特に注意して置き度い。（同氏の所論は英國學者の間ですら承認されてゐない事をも知つてゐて欲しい。是等の詳細は井上の前引「東洋」の論文を參照され度い。）

そこで、此印度の印章若くは護符と殆んど同型のものが、今度はメソポタミヤ地方から發見されるに至り、俄然此

シュメルと印度との、古代に於ける交通の存在が、論證される事となつたものである。

印度に於ける此種の封印の發見は、此發掘主任のジョン・マーシャル氏の手により、一九二四年秋の、倫敦發行の繪入ロンドン・ニュースに現はれたのが衆目に觸れた初めであり、此時、印度とメソポタミヤ兩地の交通を、歴史上の重大問題なりとして、曾て我が京都大學にゐた事のある H.A. Sayce 教授が、後の京都帝國大學總長故濱田耕作教授に私信を寄せたので、濱田博士は之を大正十四年（一九二五年）一月の「歴史と地理」誌上に發表して、我國の學界に對し、此事の重大性を注意せられた位である。

印度に於ける此未解讀の文字並にそれを記した印章の發見は、實をいふと此時が初めてゞはなかつたのだ。今から約七十年前の一八七二―三年前後に、當時印度に駐在した英國の武官クラーク少佐の手に、之と同型の封印の一個が入つた。それが如何なる狀態に於て、地下から發掘されたものかは遂に判明しなかつたが、之が一八七五年に Alexander Cunningham によつて Archaeological Reports. vol. V に揭出發表され、尙一八七七年に同氏の「アショカ王の記錄の研究」中にも圖示された。其後一八八六年に、又此同一な封印が、デームス氏によつて Indian Antiquary 第十五冊に指示された。其現物は今、英國博物館に保存されてある筈である。質は硬質の燒煉瓦らしく、大さは約八分四方、厚さ二分位で、其上に、背面には小突起の所謂「乳」があつて、それに小穴があり、紐を通してぶら下げる樣に出來てゐるから、恐らく最初から護符として造つたものらしい。而して封印の表面は皿型で少し凹形をなし、左向きの（押した印影でいふと）牡牛が首を高く上げてゐる所を表はし、牛の上方には、特有の象形文字が記されてゐる。

次は、一八八五年の十月に、印度人教育の先覺者として知られたエム・ハーヴェー氏がインダス河上流のハラッパの町で學校を調査してゐた時に、ゆくりなくも土地の百姓の一人が、其地方の土中から出たといふ種々な古物を持込んだが、其中から一個の封印を得た。其出土狀態が不明であるが、前記の通り前の小封印と共に、デームス氏が Indian Antiquary 第十五冊に發表したのである。で此の方の封印は、前のものとは異つて繪がなく、單に象形文字だけを横書きしてある。長さ一寸一分、幅四分五厘、厚さ二分、そして背面には、前例と同じくぶら下げるやうに、小穴を明けた乳が附いてゐる。

尙デームス氏が、是等と同時に發表した封印が今一個ある。同氏が T. A. O'Connell から、直接入手したものだといつてゐる。前の二個より大分大型で、一寸一分に一寸二分といふ、殆んど正方形に近い、厚さ約三分、其上に乳が附いてゐる事は常例の通りであり、此圖は、大きな牡牛に似た一角獸が高く首を擧げて立つてゐるところを表はしその上、他のものと同種類の象形文字が記されてゐる。

ところで、此當時、此の Cunningham は、既に之を自己流の解釋で按讀を試み、第一の封印の文字に對して L-a-chk-m-i-ya の六字であらうと指示した。此發表を見ると、六十年前の彼の按讀法は、之を音標文字と見做し、且つ、子音と母音とが、別々に表はされる、現代歐羅巴の Alphabet の如きものと想像したらしく、しかも同時に之を、佛敎初期頃の印度の古代文字と認めやうとしてゐたらしい。從つて之を、アリアン系統の音標文字使用者の言語構成と關係あるものと考へ、此くの如く音標文字として按讀しやうと企圖したもので、之は、自己の有する知識程度から出發した、推定理論の當然な歸決に過ぎなかつた譯だ。而して此新發見の文字に對する解讀の能、不能の問題は、結局は、其民族の本質の究明に資する事を得て、古代文化の闡明に貢獻するところ絶大である筈であるから、學者は何れも其成功を仰望する事非常なものだが、如何も、今日に至つて尙肯綮を得たものを認め得ない事を遺憾とする。

それで、此最初の Cunningham の按讀企圖から、大分時を隔てゝ、一九一二年になつて J. F. Fleet が Journal of the Royal Asiatic Society 誌上に於て、是等に關する學界の注意を喚起すると共に、文字の解讀法に就いては前の Cunningham の方法を、他の封印の文字解讀に試みたが、結局之に從ひ難き旨を附記し、其比較研究のためにも、同種類の資料發見の報道を世界に要望したものであるが、當時は未だ其時機に至らずして、其儘に終つてしまつた。

然るに、前にいふ通り、一九二一年以來、J. Marshall を主班とするインダス河流域の發掘により Mohenjo Daro 及び Harappa の兩所から、之と同種の封印を陸續として發見するに至り、俄然學界が色めき立つた。加之、西方アジアのメソポタミヤのキシ市發掘に於て、一九二三年に、此印度の封印と同型の封印を發見したので、一方に於て學者を驚喜せしむると共に、一方に於て、發見年代が一九二二年の印度と、一九二三年のメソポタミヤが、二年續いての新發見に、寧ろ疑を抱く位のものであつたが、之が學者の良心的報告を聞くに及んで、一層重大なる衝動を與へた譯であつた。一九二五年十月の Journal of the Asiatic Society 誌上に發表した、キシ市に於ける當時の發見狀態の報告は次の通りである。

「圖示した封印は、キシ市に於けるオクスフォード大學及びフィールド博物館共同調査隊の發掘に際して之を得たもので、インダス河流域から發見したものと同一なる事疑がない。而して右は、一九二三年に、此地方の俗稱アイ

ミルの岡と呼ぶ小丘の、軍神イルババの高塔即ちジクラットの北東側に於て、其から更に下層約二米突の深さに位置する、一小室の基底から發見したものである。恐らく此室の基底を固めるために用ゐた、碎屑の中に置かれてあつたものであらうから、シュメル時代初期のものである」(Dr. Mackey「古代印度とシュメルの連繫」一九二五年十月號所載)

而して此キシ市發見の印度式封印は、約一寸四方、厚さ三分あり、背には乳狀突起ある事印度の例と同じく、又其表面には、一角の牡牛が表はされてゐる事も亦同じである。且牡牛の上には象形文字で「魚」の形を表はしたものと其外稍々缺損してゐるが、長方形の中に何かの線を表はした文字とが見え、是等は、何れも印度から出てゐる封印の文字と全く符合してゐる。

然るに、此事が、之より更に一層急轉して來たのは、此キシ市發掘に續いて、一九二七年にキシ市より下流のウル市から、又もや同型封印が發見され、それのみならず、此ウル市發見の封印は、其印章の形體と動物の表現とは、印度式のものだが、それに記された文字は、印度式のものとは全く異なり、全然シュメルの象形文字であつた。玆に至つてか、其封印は、印度とシュメルの間に行はれた、單なる「物」としての交易的移動のみでなく、兩地の間には、其時代に於て、既に互に其文化の方面に於ても相交流するところがあつたのだといふ事を、具體的に證明する重要なる材料となつたのである。

ウル市に於ける印度式封印發見の次第に就いては、Woolley の發表に次いで、Sidney Smith が之を批評し同時に次の如くいつてゐる。

「ウル市初期の遺跡の墳墓の中に於て、殆んど四角形の一個の封印を發見したが、それには丁度、印度の Sir John Marshall 指揮の下に、インダス河のハラッパ及びモヘンジョ・ダロの發掘で得た、封印の牡牛の圖と、全く同形式の牡牛を彫刻してある。只それが、印度の封印では、皆それを押印すると、牡牛の顏が圖の左方へ向くやうに表はされてゐるが、ウル市の遺跡から得た封印は、其反對に右の方に顏を向けてゐる。そして其彫刻の手法も、或は印度のものを手本として作つたものかと思はれる位で、時代も　略々同一と認められる。

封印の圖が其の通り印度のものとよく似てゐるのだから、それに記された文字も、やはりハラッパ出土の封印にあるやうな形であらうと思ふのが自然だが、實際は之と全く相異して、ウル市の封印には、三個の楔形文字があり「sak」と「ku」と今一字は判明しないが、多分「uru」と讀むらしい文字が刻してある。

尙此文字（楔形文字）に就いて、若し我々の意見が誤りないとすれば、前サルゴン時代、卽ちアッカドのサルゴン王以前位の年代に當り、之は西紀前二五〇〇年より以後ではないから、此封印も、Woolley 等の發掘當時の狀況から推して、確にサルゴン王時代より古く、西紀前二七〇〇年頃を暗示し、ハラッパのそれも、略々同時代と考へられる。」

此シドニー・スミス氏が翌一九二八年に出版した Early History of Assyria. で、やはり此問題を取り上げてゐる。只その時は封印の楔形文字の讀み方を、前の場合とは異り、KA (or SAK), KU and SHI(LIM) or PI と指摘した。今此一九二八年の同書の圖によつて其文字を見ると、同氏のいふ第一字の ka 又は sak といふのは、楔形文字では、兩者は別な文字で、形は兩者相互に、稍々似てはゐるが混同は出來ない。ka の方は「口」であつて「言葉」

といふ意味を有し、元來は「人頭と、顏面に鬚のある」象形から出たものである。sag 又は sag とは、單なる「人頭」の象形から出たもので ka に比べると其象形は極めて簡單なものである。其意味は「頭」の意味を其儘「人」「一人の人」「頭目」「監督者」等の意味となる。第二字 ru は、四角又は長方形の中に横線が入つてゐる象で、「石」「網」といふやうな、又其外の意味をも有するが、動詞としては「投げる」であるから、石にも網にも共通する。

ウル市發掘の印度文字楔形文字と楔形封印と印度型

そこで、恐らく石、網共に元來は共通のものであつたらしく、卽ち「投げる武器」なのである。シュメル古代では、網は、水産のためよりは、寧ろ敵を捕捉するための重要な武器であつた事は、シュメル神話及び戰記に常に表はれてゐる。第三字の shi, lim, pi とは同一文字の異音である。眼の象形で、今一つ igi とも讀む。之は眼の象形から出た文字だけに「見る」といふ意味と「前に」といふ前置詞にも使用される。然し此所では、三個の文字の最後に書かれてゐるのだから、前置詞ではない筈だ。そこで是等の三文字を通觀すると、第一字は頭部、第二字は武器（石又は網若くは棍棒の頭部の石）で、此第一字第二字の兩文字で、武器をも、又武器の頭をも意味する。而して最後の第三字は恐らく、之を「見守る」「守護する」で、全體としては「守る武器」又は「武器を守る」の意味となるものかと想像される。從つて、之を發見した墳墓と何等かの關係があつたのではないかとも思はれるが、出土狀態は形式的に又は意識的に置かれたものらしくないとすれば、最初の製作者又は所持者のための護符的意味があつたものかとも想像される。（上圖參照）

印度に於ける此種の封印は、形態の上から見ても、護符として常に身邊を離さず携帶したと判斷し得るからシュメルの之も同樣に解釋さるべく、而して印度の此封印式護符の文字が今日になつて、尙完全に解讀不能なりとしてもシュメルの此三文字から或は何等かの指唆が得られない限りでもない。さて印度の文字解讀への指唆は暫く措いて、此シュメルの文字は、此意味に於て讀むとすれば sak-ku-igi であらう。然し之がサルゴン時代であるとすれば、或はアッカド語で讀まなければならないかも知れない。さうすると kakku-uznu で「武器を把るもの」といふ意味となる。kak-ku とは武器又は武器の頭部で前のシュメル語の意味と同じである。uznu は igi をアッカド語で斯く讀み得るもので、此場合は眼でなく「耳」であり、「把手」である。然しかうは譯したものゝ、之が或は所持者の固有名詞であつたかも知れない。此邊の事は、單に之れだけの材料による推定に止まる事を特に附記して置きたい。

此外に印度式封印の圖形と一致して、且つシュメル的樣式を有するものに、北方メソポタミヤの Tell Asmar (Eshnun-na)（バグダット市東北）から發掘した回轉式封印があり、印度の封印によく見る、象と一角獸及び鰐魚と見ゆる動物を表はしてある。發掘者 H. Frankfort も之を印度と關係ありと指摘してゐる。（九一頁寫眞參照）

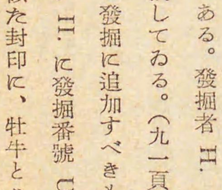

ウル市發掘の印度型印章（U.17649號）

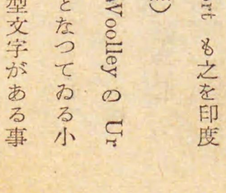

ウル市發掘の印度型印章（U.8685號）

尙ウル市からの發掘に追加すべきものは、Woolley の Ur Excavations. vol, II. に發掘番號 U.17649 となつてゐる小圓形のボタンに似た封印に、牡牛とハラッパ型文字がある事を著者が指摘してをり、之は同書圖錄の plate 211 に出てゐる。然し著者が指摘してゐないものでも、第二一六圖版

Woolley. The D. of Sumerian Art 所載の印度型封印

にある U. 8685 號のボタン型のものも亦寫眞に據つて見るに、正しく印度型である事が誤りないと私は信ずる。

又 Woolley の別な著述 The Development of Sumerian Art. 1935 に印度型なりとして、著者が指摘してゐる圖版第七一の最上端に一列に並んでゐるもの〻中左方より第三のものは、前の U. 17649 號と同一であるが、此外に左端にあるものも亦印度型である。（上圖參照）

さて、今まで擧げたのは、總て一九二三年に、キシ市から發掘した印度型封印の、發表以後の報告を示したのだが、實はそれより以前から、此種のものが稀には出てゐた事は、私が既に記した通りである。然しそれを、かゝる種類のものと心附く由もなく、一九二二年の印度に於ける Marshall の報告によつて、初めて問題視され、更にそれによつて、メソポタミヤのキシ市發掘物が、此印度のものと關係があると知つて、西方アジアの方に於ても亦重要な問題として取上げられたのであるが、然し、此種のものが、既に私が記載したもの〻外にも亦發掘されてゐたのを、之れ亦何人も心附かずにゐたものと認められる。或は然らずとしても、少くも、私は寡聞にして、次に擧げるものを、印度型であると指摘してゐる學者を、未だ聞いてゐないのである。

それでは、次に私が注意し度いのは、一九一〇年出版の W. H. Ward の著、The Seal Cylinders of Western Asia の第八〇三圖に出てゐるものも其一つである。此 Ward の著書に出てゐる圖は頗る印刷が悪いが、圖形の中に、上方に五個の文字が半圓に連り、下に恐らく牡牛と見える動物が稍々頭を下げて馳ける樣を表はしてゐる。Ward は之をヒッティトの作品と一括し、第四十三章に、他の定型的なヒッティトの作品と同列に出してゐる。而して著者はそれを其八〇一圖及び第八〇二圖と比較して「それ等の中、赤鐵鑛の兩者には、精巧なるヒッティト及びミケネ風の渦紋が示されてゐるが、ティラコッタ製の第八〇三圖には之が無い」といつてゐるのみで之に對し、ヒッティト的作品としては、別に疑ひの念を示してゐない。而して此第八〇三圖と同じ圖が、別に Ancient Oriental Seals in the Collection of Mr. Edward T. Newell. Von der Osten (The Univ. of Chicago Oriental Institute Publications. vol. XXII. 1934.) 中の、圖版第三の第一三圖に出てゐる。しかも此書では、此圖が既に Ward の著作に於いて發表された事も注意し、且つ五個の象形文字の存在をも記してゐるが之を印度型のものとは書いてゐない。

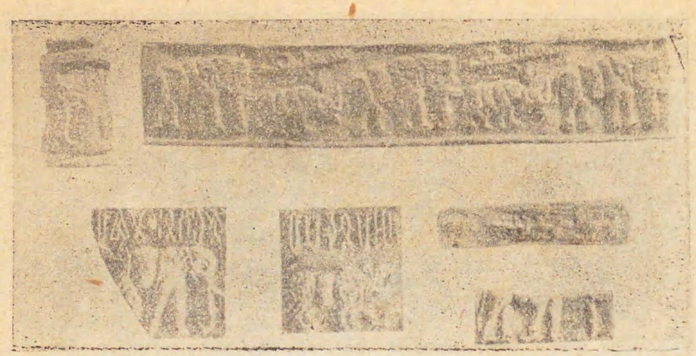

上　Tell Ashmar にて Frankfort 博士發見の圓筒形印章（左方）と其印影（右方）

下　印度 Mohenjo Daro 發見の封印

（J. H. Breasted. The Oriental Institute より）

尙 Ward の著 Cylinders and Other Ancient Oriental Seals. 1920. の第三六圖版第二八一號にも、一角獸を表

はした回轉式封印の印影が出てゐる。之には文字がない。尙此の方は印度のものか如何かは大分疑はしい點があるが背中に瘤のある一角獸が四肢を延ばして歩行する表現が、模倣的作品らしいが、印度系統の面影が見える事を指摘し度い。但し、原著者は「恐らくペルシヤのシリンダーであらう。玉髓で造られ、細部もよく出來てゐる。保存も宜しい、長さ二五ミリ巾一三ミリある。瘤のある牡牛のみを表はし、其牡牛は圖柄の長さに應じて按配され、非常に優れた出來榮えである。恐らく西紀前五〇〇年頃」といふ。其作風を見ると、成る程、印度のもの丶如き手法は有つてゐない。又年代も寫眞で見てさへ恐らく印度のもの程古いとは思はれない。其動物の姿は、牡牛といつてはゐるが、普通の牡牛と大分相違し、印度式表現の一角獸と甚だ似通つてゐる事は、たとへ之が印度のものでない事は確實らしいが、其動物的類似から、系統分布を跡附ける事も出來るであらうし、又若し之が印度古代のもの丶模倣的作品だとなると、其時代までの遺品の存在並に其流布的系統にも、新らしい研究分野を與へる事ともなるであらう。（尙サルゴン時代の對外交通の問題は、サルゴン時代の內部的資料によつて、再記するであらうから之を措く事とし、本項に於ては之に止めて置く）

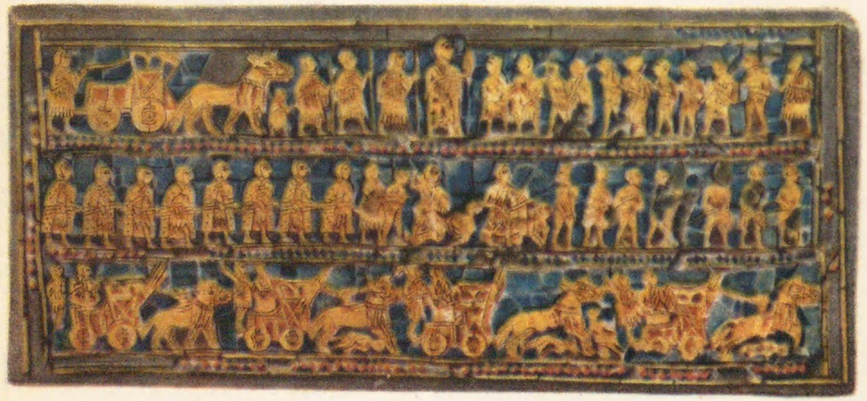

U1　の遺跡に於ける王の墳墓より發掘せる飾臺。瑠璃，赤色石灰石，貝殼等にて象眼せり。上は王座及王城への行列圖。下は王に從ふ軍隊行進圖。西紀前約3000年。原形の約1/5。圖は其飾臺の表裏なり（Woolley）。

前揭飾臺の左右兩側を示す。各々其時代の信仰的說話を主題とせる圖柄と認めらる。此飾臺には脚を副へたるもの丶如し死者の右方に置かれありたり（Woolley）。

第三篇　宗教より見たる原始社會

一　帝王の稱號出現

——ルガルとパテシの併稱——

現在我々の手元に存してゐる歴史的資料は、既に原始的ながら封建制度的な萠芽を見る。從つて此上に立つ我々の研究は、此資料の上に現はれたる封建國家的概念から、更に其始源の姿にまで遡つて、其所に此研究の史的發展的基礎づけをなさなければならぬ。其爲に、私は此章に於て、當時既に文獻の上に現はれてゐた、原始封建的國家態制に於ける帝王の本質を究明し、尙それから更にもつと遡るところの其原始的な姿を求めようとするものである。

シュメルに於ける、帝王としての稱號的出現の最古のものは、キシ市及びウル王朝のそれであらう。是等の兩市が史上に出現するより先に、既に他の各都市も形成されてゐた事は、今まで述べたところによつて疑ない事實であるが直接に帝王的記錄が發見され、之が傳承的記錄と合致したのはキシ市でなく、ウル市の方であつた。キシ市に就いては、帝王的記錄の遺物が發見されたが、之が、王朝として比定すべき文獻がないために、多少の疑問裡に置かれてゐ

るけれども、考古學的研究の結果から見て、前に述べたやうに、年代的にはウル第一王朝より前に置かれた。その他にも、年代的地位に尙多少の不明確な點もあるが、ウル王朝又は前ウル王朝より、年代的にもつと前のものと考へられてゐる記錄も相當あるが、是等に就いては、それ〴〵必要に應じて說く事とする。そこで是等を除いて、ウル王朝のものが、其記錄的地位からいつても最も整つてゐる點に於て好資料と考へられる。

然しながら、玆でいふ「記錄出現」といふ事は、只に其時代的遡及を、具體的な記錄の存在に對してのみ示すといふに止つてゐる。——といふのは、此文獻の發見によつて、初めて、かゝる事實が現はれたと主張するためのものでなく、只其記錄的發見といふ事それ自身が、その種の事實の發生又は存在を、かゝる記錄の存在に據つて證明するための、單なる一資料たるに止まるのであるから、先づ其意味だけに於ていふならば、資料を此程度に理解して置いて敢へて差支ないであらう。

さて、帝王的記錄出現の最初のものとして、ウル市のアル・ウベード遺跡から發掘した文獻は、曩にウル市の考古學的發掘を紹介した時に既に述べたが、今玆に、前に述べた意義とは、又異つた意義に於て、其社會史的研究の步武を進めんために、之を取上げて再吟味する事とする。

そこで、此帝王的記錄といふのは、最古代に於て、ウル市に建設されたニン・ハル・サグ女神の神殿建造者が、其神殿建造を記念すべく、其基礎的踏石の下に埋藏したものである。それは其神殿の中心をなす祭壇に上るべき階段の最下の第一段に足をかける前の最初の踏石の下の其南隅に置かれてあつた。其原文と日本譯を今一度出す事とする。

1 dingir nin-ĝar-sag　ニン・ハルサ・グ女神に（捧ぐ）

2 ₣an-ni-pad-da　アーンニパダは

3 lugal uri-ki　ウル國の王にして

4 dumu mes-an-ni-pad-da　メス・アンニパダの兒なり

5 lugal uri-ki　ウル國の王たりし

6 dingir nin-ĝar-sag-ra　ニン・ハルサグ女神のため

7 enu-na-du　神殿を建つ（(T. O. 160.A1-Ubaid. 126 p.)

（備考　前出六九頁の譯文とは、稍々文章の構成を異ならしめて譯出した。）

とある。而して、此中にアーンニパダ王の父として記されてゐる Mes-an-ni-pad-da といふ名は、ウル市から別に發掘された遺物の中にも出てゐるが、順序として年代記の記載を、重複ながら今一度出す事とする。此大理石記錄と照應する年代記の記載を Langdon 教授集錄の年代記に據ると

第三欄　39 uri-ki na　ウル國に於ける

40 mes-an-ni-pad-da　メス・アンニパダは

41 lugal-am mu 80 ni-ag　王として八〇年統治す

42 mes-ki-em dingir nannar　メス・キエム・ナンナルは

43 dumu mes-an-ni-pad-da　メス・アンニパダの兒にして

44 lugal ann　王たり

45 mu 35 ni-ag　三六年統治す

尙 Poebel 教授年代記では

1 帝王の稱號出現

第三欄　3　uri-ki na　　ウル國に於ける
4　mes-an-ni-pa-da　　メス・アンニパダは
5　lugal am　　王として
6　80 mu ni-ag　　八〇年統治す
7　mes-ki-ag-nun-na　　メス・キアグ・ヌンナは
8　dumu mes-an-ni-pa-da (ge)　　メス・アンニパダの兒にして
9　30 mu ni-a　　三〇年統治す

兩記錄の帝王の統治年代は六ケ年の相異がある。尙父王の名も些少の差はあるが文脈は全く同一である。而してウル國の第一王の名 Mes-an-ni-pad-da 又は Mes-an-ni-pa-da といふは、ウル・アベードで發掘したニン・ハルサグ女神神殿の建設者たる A-an-ni-pad-da の父の名と等しい。尙此父王である Mes-an-ni-pad-da に就ては、此外に、ウル市から發掘した印章に次の記載がある。（後に出す二九七頁圖版參照）

1　(mes)-an-ni-pad-da　　メス・アンニパダ
2　lugal kish-ki　　キシ國の王
3　dam nu-gig　　ヌ・ギグの配偶者

（譯文）　ヌ・ギグの配偶者にしてキシ國の王たるメス・アンニパダ

此王を其配偶者として表はしてあるヌ・ギグといふのは、女神に直接奉仕する神殿の神婦（巫女の高位のもの）である。此神婦に就き、又神婦と帝王との關係は後に出すから、玆では暫く措く事とする。

而して、此ヌ・ギグといふ神婦の配偶である帝王メス・アンニパダは、前に出した大理石の記錄及年代記では、何れもウル國の lugal 卽ち王となつてゐるのに、此記錄ではキシ國の王と呼ばれてゐる事に注意すべきだが、思ふにウル市のウル王朝では、此メス・アンニパダ王の時には北方のキシ市をも其勢力圈内に入れ、ウル市と同時にキシ市に對しても、其王權を揮ひ、兩市は此王による同一主權の下にあつた事を推定せしめる。

かくの如く、ウル市遺跡から發掘した實際の遺物の上で、帝王としての lugal といふ稱號が既に出現してゐるのだが、然し此王統に於ける記錄は、傳承的な年代記の記載と相違してゐる點も多少ある。卽ち發掘遺物に於ける記錄では、ウル市の第一王 (lugal) はメス・アンニパダで、第二王は其子アーンニパダであり、此第二王が、ウル・アベードにニン・ハル・サグ女神の神殿を建てた事となつてゐる。

然るに Langdon 年代記では、第一王メス・アンニパダの子がメス・キエム・ナンナルで、之が第二王となつてゐる。更に Poebel 年代記では、第二王がメス・キアグ・ヌンナであつて、同一なのは第一王の名だけで、第二王の名は皆相違してゐる。然し之を其名の意味からいふと、やはり、恐らく同一者の名であつたとも思はれる。卽ち、第一王の名 Mes-anni-pad-da は「天神アヌに詔されたる英雄」といふ意味であるが、其子の A-anni-pad-da は「天の言葉」といふ意味である。更に Mes-ki-em-dingir-nannar は「ナンナル女神の愛する英雄」である。ナンナル女神とはウル市の主神であつて、月神であり、天神アヌの小牛卽ち子供ともいはれる。從つて天神に詔されるのも月神の愛する英雄も、高きものに愛されるものも同じ意味で恐らく時代的な神統繼承の信仰關係から、かうした相違が出てゐるが、信仰的には同一な出發點にあると考へられる。

但し之が實在の人物の名として考へる時は、必ずしも同一人の異稱であるとも速斷出來ないから、此點は尙後考に俟つべきものであらう。

さて、玆で此王統の實際的繼承の問題は暫く措いて、傳承の上で、此ウル市には既に王者としての lugal が存在した事になつてゐると共に、實際の發掘遺物の上にも亦、此帝王的稱號である lugal としての名が現はれて來たのであるが、此事に加へて更に一步を進めなければならぬ記錄が、他の遺物の上に現はれてゐる事を注意しなければならぬ。

それは、ウル市からの他の發掘遺物の中で、今までいつてゐた lugal といふ「帝王」の意味の稱號と併せて、他に pa-te-si といふ稱號を同時に表はしてゐるものがある事だ。此 pa-te-si といふのは後に詳說する通り「宗教主長者」を意味するものであるが、之は帝王的意義の統治者としての地位に加ふるに、かゝる宗教主長者としても亦、同時に其統治權を併せ有してゐた事が、ウル市の文獻的資料の中に既に現はれてゐるのである。

然しながら、元來此 lugal といひ、又一方の pa-te-si といひ、其兩方の主長者としての地位の本質が、少しも闡明されてゐない其上に、此双方の稱號が、歷史的文獻の上に甚しく相錯綜して現はれて來るために、結局是等に關する社會的事相が、我々の知識の上に常に明確に反映して來ない。此事は、實に是等の稱號を有するものゝ、其社會に於ける本質が、歷史的に研究されてゐない結果と考へられるから、玆に其不明確な點を歷史的に明瞭に檢覈しなければならない。此事に就いては、曾て、歷史的に研究されたらしく考へられてゐた King の A History of Sumer and Akkad の卷末にある帝王年表に於て、lugal と pa-te-si の稱號を兼ね有したのはラガシ王朝（西紀前二九〇〇年）の E-an-na-tum 王を以て初見とするが如くに記してゐるが、今では必ずしも正鵠を得たものとは思はれない。

ラガシ王朝時代の帝王的稱號については後にいふ。只次のものは恐らく同氏の著作より後に發見されたものであらうが、此ラガシ王朝以前にウル市の發掘物中に次の如きものゝ存在する事に注意され度い。

1 lugal
2 pa-te-si
3 kis (?)

(T. O. 220). (Ur Excavatios. vol. I Al-Ubaid 80p. 120p.)

といふ三行の楔形文字を記した小片がある。之は元より殘缺の一少部分に過ぎないが、前にいつたアーンニパダ王が建立した、ニン・ハルサグ神殿の階段の前にあつた、石花石膏の碗の缺けた部分に記されてゐたのである。大きさも、0.05×0.22m. で、何分にも一小片に過ぎず、缺損の一部であるから、記載も單に之れだけより知られてゐない外は不明である。從つて、之れだけでは殆んど眞相を捕捉し得ないやうだが、尙之れと恐らく同じく繼ぎ合せられる破片かと思はれるものに

1 dingir en.....
2 ki .....　　(idid. T. O. 219)

と記された斷片があり、此方は前のものより尙小さく、0.033×0.01 m. である。此二破片は、Woolley の Al-Ubaid には圖が出てゐないから、其字體などの判斷が出來ないが、此書の八〇頁には、恐らく T. O. 159 と同じものゝ破片であらうといつてゐる。而して此第一五九號といふのは、前に記したアーンニパダ王及び其父の名を記した第一六〇

號と、殆んど密接してあつたもので、原著には Found near stair-foot close to T. O. 160. (30p.) としてある程で、又字體及び手法から判斷しても、恐らく同時代のものと推定出來るから、是等は何れにしても王朝初期のものと考へられる。そして此二一九號の一方の破片と思はれる第一五九號には次の記載がある。

1 dumu.....　　.....の子
2 e dingir nin ḫ(ar sag)　　ニン・ハル・サグ女神の神殿を
3 in-du-a　　建てたり
4 dusu ku　　聖き籠を
5 mu na il (?)　　捧持せり
6 ..... zi (?) an.....

此一五九號を、原發掘者は Fragment from near the rim of an alabaster vase (80 p.) といひ、他の二一九號及び二二〇號を Fragment from near the rim of an alabaster bowl (80p.) とし、vase と bowl との各々違つたものゝ破片といつてゐながら、尙前に記した通り同じ破片らしくも考へてゐるのだから、此點は多少疑を存して置くべきではあるかも知れないが、兎も角玆に出した第一五九號の記述に就いて私見を述べて見る。此第一五九號の行數を原著者は斯く一行から六行と指摘してはあるが、之は元來破片であつて、其前後並に右端共に、尙記載が續いてゐた筈である。そして、此第一行の dumu 卽ち「小供」といふ文字の次には、勿論其父の名が書き込まれてゐた筈で、更に此前の行には、恐らく第一六〇號の例の如く、王の名又は其他の、ニン・ハルサグ女神神殿建造者の名が出てゐた筈である。之が若し其建造者が帝王であつたとすれば、更に其王名には、稱號等も記載される筈であるから、此所

に第一行とはなつてゐるが、之が第三行乃至それ以下となる事が推定されて來る筈である。それでは其前方にあつた殘缺は果してどれかといふと、或は前にいつた第二一九號、第二二〇號であつたかも知れないといふ想像は、必ずしも無稽でないともいひ得られる。

といふのは、此第一五〇號に表はれてゐる部分の字句を讀んで見ても判明するやうに、後代の、例へばラガシ王朝のウル・ニナ王の記錄に現はれてゐる如く、王者が神殿建設の際に自ら頭上に籠を載せて土を運ぶ其行事と全く相一致してゐるからである。此點からいつて、此第一五九號は王者の遺品ではないかと疑つて見る事は寧ろ至當に近いものであらう。此第一五九號に記載されてゐる字句の通り、神殿を建造するには、dusu ku といふ神聖なる土を盛り運ぶ籠 (dusu) を、王自らが己れの頭上に捧持し、神殿建造を王自ら行つてゐる事は、ウル・ニナ王の記錄と圖示の通りである。卽ち此神殿建造といふ仕事こそは、實に pa-te-si といふ稱號の原意であつて、此名の現はれる所以なのである。而して第二二〇號には、此 pa-te-si は、lugal 卽ち帝王といふ稱號と併せ稱せられてゐるのだが、lugal といふ稱號が、獨立的に人名に附記せられてゐるのは、第一六〇號に既に示してあり、此 lugal が同時に神殿建造者として其宗教主長者的地位につくが故に、pa-te-si としての名で表はされたるものである。

二　宗教主長者パテシの意義

然らば此 pa-te-si とは抑も如何なる意義を有する名であらうかといふ事が、次に究明されなければならぬ。

シュメル語は、單綴語 monosyllable としての特徴と併せて、膠着語的性質 agglutination を有してゐるところの其言語構成から、此 pa-te-si といふ語も、其内容をなす一綴々々が、各々獨立した意味を有してゐる。しかも此三綴即ち三語が、結合して、第二次的新意義の語を生み出してゐる。之が即ち此シュメル語の言語的性質の特徴なのである。

pa-te-si といふ此語の構成内容となつてゐる。各部分 の一語々々を分解すると pa（線字體 ）は二叉を有する樹の枝の象形で、恐らく權標の杖の如きものゝ表現であらうが、語の意味は「監督者」「高官」等々である。te（線字體 ）は建物の基礎をなす「壇」である。si（線字體 ）とは牡牛の角の象形で、「立てる」「正しく置く」といふ意味があり、建造するといふ意味でもある。而して此三語の中の中心をなすのは第二語の te で、之が神殿の中心をなす祭壇を指すのである。古代支那に於ても、此「壇」といふ文字は、土を盛り上げて祭壇とする事だ。此壇は即ち「段」を造る事で、之は其段階の基底、基礎又は第一段階をいひ、同時に天の祖靈神へ近附く第一段階でもある。此意味は、正にシュメルの祭壇の te と合致するものである。

そこで pa-te-si は「神壇を築く監督主長者」といふ意味となり、此語の中に、先づ神に奉仕するもの、地位が、自ら包含せられ、表示せられてゐると共に、神殿建造主長者、神の奉仕者としての最高位置を示す語となつてゐるのである。之を西紀前二三五〇年代の、ラガシ王朝の pa-te-si グデアの文書から採つて其實例を示す事とする。gu-de-a の豐富な宗教的記錄の中 Cylinder A として、研究者の間に記號附けられてゐる記錄の、第三〇欄第四、五行には次の言葉がある。

4 gu-de-a　pa-te-si　shir-pur-la-ki　ge
グデアは　パテシ　ラガシ國　の
(4)　(3)　(1)　(2)
5 temen-bi　mu-sig
祭壇を　その　建てた
(6)　(5)　(7)

此中 temen とは、Pa-te-si の第二語 te であり、sig は第三語の si と同じく、何れも同文字、同義語である。玆では長い記錄の中の片鱗だけと示したものであるが、此文章でも判明する通り、ラガシ國のパテシであるグデアが、自ら祭壇の te 即ち temen を si, sig 築いた事を示したもので、此建造主長者即ち pa が此記錄者たるグデア自身である譯だ。更に此事を、もつと古い時代に遡り、もつと具體的に示してゐるのが、シュメル時代初期のラガシ王朝の記錄である。此時代には、王者が同時に其都市の主神の神殿建造者であつたのだ。西紀前二九〇〇年代のラガシ王朝の第一王ウル・ニナの有名な家族群像が即ちそのよき說明資料である。（三五〇頁圖版參照）

此ウル・ニナ王一家の家族群像といふものは既に數個發見されて居る。何れも、ウル・ニナ王自身が、家族の先頭となつて、自ら其頭上に、土を滿した籠、即ち第一五九號記錄で說明した通りの、シュメル原語で dusu といふ籠を戴き、神壇建設のために土運びの役を爲してゐる。そして其後から家族達が附從ふところを描き出してゐるが、中には、籠を頭上にした王を中心として、家族、家臣が只整列してゐるだけのものもある。要するに王と共に、家族家臣悉くが、神殿建設に奉仕する有樣を表はさんとしたものと解せられる。是は家族制度を知るためにも重要にして又最

もよき資料である。家族制度に就いては別項で記すから、玆では當面の問題だけに止めて置くが、其中の短かい一例には次の如くに記してある。

1	dingir nina-ur	ウル・ニナ
2	lugal	王
3	shir-pur-la	ラガシ國の
4	dumu gu-ni-du	グニヅの子
5	e nin-gir-su	ニンギルスの神殿を
6	mu-ru	建てたり
7	lugal-ezen	ルガル・エゼン
8	gu-la	グラ
9	a-ni-ta	アニタ
10	a-kur-gal	アクルガル

（譯文）

グニヅの子にしてラガシ國の王たるウル・ニナはニン・ギルスの神殿を建設したり。ルガル・エゼン、グラ、アニタ、アクルガル。

此末文のルガル・エゼン以下は王子及び家臣の名であるが、（此點も家族制度の項で詳細に說明する）要するに是等の人々と共に神殿を建築した事を、神へ報告し、將來を祈願したものであらう。かうした祈願圖の表現は、近代日本の例でいつたなら、祈願のための懸額又は繪馬の如きものに近い性質のものであらう。

さて此圖に附記した文章では、ウル・ニナ王自身を lugal とは呼んでゐるが patesi とは呼んでゐない。然し此ラガシ王朝（シル・プル・ラ王朝）では、皆 lugal と patesi の兩稱號を併用したらしく考へられる。そは玆で示したもの以外、代々の王は何れも patesi であつた事を、ウル・ニナ王の孫に當るエ・アンナツム王がニン・ギルス神に獻じた記錄に明かに記してゐる。それは次の通りである。

第六欄

12	e-an-na-tum	エ・アンナ・ツム
13	pa-te-si	パテシ
14	shir-pur-la-ki ge （中略）	ラガシ國の（中略）

第七欄

14	e-an-na-tum	エ・アンナ・ツム
15	lu inim-ma sig-ga	辯才を與へられたる人なり」
16	dingir nin-gir-sukage	ニンギルス神の
17	dingir-ra ni	その神のために
18	dingir dun mush	ヅン・ムシュ女神の
19	e-gal te-ra-ush	大神殿を
20	mu-na-ru	建てたり

第八欄

1	dumu a-kur-gal	アクル・ガルの子

2　pa-te-si　　パテシ
3　shir-pur-la-ki ge　　ラガシ國の
4　pa-gis-bil-ga-ni　　其祖先
5　urdingirnina　　ウル・ニナ
6　pa-te-si　　パテシ
7　shir-la-ki-pur-km　　ラガシ國の

（譯文）

ラガシ國のパテシなるエアンナツム（中略）、エアンナツムはニンギルス神の辯才を與へられたる人なり。その神のためにヅン・ムシュ女神の大神殿を建てたり。ラガシ國のパテシなるアクル・ガルの子にして、其祖父（祖先）はラガシ國のパテシ、ウル・ニナなり

とある。之はエ・アンナツム王がニンギルス神より辯才を與へられたといふ信仰的記述である。尙同じ此記錄の直ぐ前に當る第五欄第六欄に、家系以外に lugal と patesi の兩稱號を併用せる個所をも引用して見よう。

第五欄
23　e-an-na-tum　　エ・アンナ・ツム
24　pa-te-si　　パテシ
25　shir-la-pur-ra　　ラガシ國の
26　dingir ininni ge　　イニンニ女神は
第六欄
1　ki-an-na ag ga da　　そを愛する
2　nam-pa-te-si　　パテシとしての地位の上に
3　shir-pur-la ta　　ラガシ國の
4　nam-lugal kish　　キシ國のルガルの地位を
5　mu na ta sum　　加へたり

（譯文）

ラガシ國のパテシたるエアンナツムに對し、彼を愛するイニンニ女神（イシュタル女神のシュメル語としての讀み方）が、ラガシ國のパテシたるの地位に、尙キシ國のルガルたるの地位を加へしめたり（石刻記錄A號）

之はラガシ國のパテシたる者が、更に其上にキシ國のルガルとしての地位を兼ね具へたる事を、神の啓示として書き記したものである。ジュメルの古代に於ては、主長者としての地位を得た場合に於ても、常に神の命によつて此地位に就くとした事を、此文面が充分に表はしてゐる。尙是れだけでは、此王がラガシ國のパテシたると同時に、ルガルの地位を兼ね稱したか否かの明徴とはならないが、彼の次の王エン・アンナツム第一世は、明かに此兩稱號を兼ね稱したものゝ如くである。

第一欄
1　en-an-na-tum　　エン・アンナ・ツム
2　pa-te-si　　パテシ
3　shir-pur-la-ki　　ラガシ國の

三　宗教主長者パテシの意義

4	dumu a-kur-gal	アクル・ガルの子
5	pa-te-si	パテシ
6	shir-pur-la-ki ka	ラガシ國の
7	ud dingir nin-gir-su ge	ニン・ギルス神の時に

第 11 欄

1	sag-gi-ba pad-da	彼の心を喜び
2	erin bar-bar	輝く杉を以て
3	kur-ta mu-na-ta-e	山より持ち来れる
4	e-shu mu-na sig-sig-ga-a	その神殿を建つ
5	sag shush bi	其大なる屋根を
6	erin bar-bar	輝く杉を以て

第 三 欄

1	mu-na-ni-gub	葺き
2	ur ḫa-lu-ub	ウルハルブに
3	ni-gab-shu mu-na-tush-tush-na	其管理を任じたら
4	lugal ki an-na-ag-ni	愛する王（ルガル）として
5	dingir nin-gir-sura	ニン・ギルス神は
6	mu mu-na gar-gar	其名を與へたり

（譯文）

ラガシ國のパテシなるアクル・ガルの子にして、ラガシ國のパテシなるエン・アンナ・ツムは、ニン・ギルス神が王の心に喜ばし時、山より齎らせる輝く杉を以て、その神殿を建て、其の屋根を、輝く杉を以て葺き、其管理者たる任をウルハルブに命じたら

而してニン・ギルス神は愛する王者としての名を與へたり　（楔形記錄文）

更に、臣下より、王を稱していつた事の例證は次の如くである。

1	dingir nin-gir-su	ニンギルス神に
2	e ninnu ra	ニンヌの神殿に座す
3	en-an-na-tum	エン・アンナ・ツム
4	pa-te-si	パテシたる
5	shir-pur-la-kika	ラガシ國の
6	nin-a-ni	其主長者にして
7	bar-ki-sal	バルキ・サル
8	sukul-li	長官
9	nam til	命運の長久のために
10	lugal ni	王の
11	en-an-na-tum ma-shu	そのエン・アンナツム
12	a-mu-shu na-ru	寫紹す

（譯文）

ニンヌの神殿に座ますニン・ギルス神に。主長者にしてラガシ國のパテシたるエン・アンナツム。その長官バルキサルより、エン・アンナツムの王たる命運の長久のために奉納す（ニンギルス神に奉納せる兵器としての棍棒頭部刻文）

さて、前の資料は、パテシであつたエン・アンナツムが、神命によつて後よりルガルの號を與へられた事となつてゐる。然るに後の例は、既にパテシとルガルの兩稱號を併せ有してゐる事を示すものである。因に此エン・アンナツムは、前王のエ・アンナツムとは兄弟の關係にあり、共にウル・ニナ王の家族群像中に描かれてゐる王子アクル・ガルを父としてゐる事、上述の記錄にある通りである。次に第三王のエン・アンナツムの子エン・テメナ王の記錄を見よう。

第一欄

1　dingir nin-gir-su　　ニン・ギルス神
2　ur sag dingir en-lil ra　　エンリル神の英雄
3　en-te-me-na　　エン・テメナは
4　pa-te-si　　パテシ
5　shir-pur-la-ki　　ラガシ國の
6　dumu en-an-na-tum　　エン・アンナツムの子
7　pa-te-si　　パテシ

第二欄

1　shir-pur-la-ki ka　　ラガシ國の
2　dumu-ka　　子の
3　ur dingir nina　　ウル・ニナの
4　lugal　　王
5　shir-pur-la-kikage　　ラガシ國の
6　dingir nin-gir-su ra　　ニン・ギルス神のために
7　esh dug shub　　神倉を

第三欄

1　mu-na-ru　　建てたり（後略）

（譯文）

エン・リル神の英雄、ニン・ギルス神に捧ぐ。ラガシ國のルガルたるウル・ニナの孫、ラガシのパテシたるエン・アンナツムの子にして、ラガシ國のパテシ、エンテメナは、ニン・ギルス神のために神倉を建てたり（後略）（石花石實記錄）

かくの如く、パテシとルガルとは、ウル王朝又はラガシ王朝に於て、既に之を兼ね稱してゐた事は明かである。而して此中、パテシとは神に奉仕する場合の、信仰上の稱號で、ルガルとは、政治上の統治者としての稱號であり、此名は各々、別個の性質のものであつたらしい。尚是等に補足して、ラガシ王朝のエン・テメナ王が大パテシといふ稱號を用ひた例證を擧げて置かう。

1　dingir nin-gir-su　　ニン・ギルス神に
2　ur sag dingir en-lil　　エン・リル神の大戰士

3　en-te-me-na　エン・テメナ
4　pa-te-si　パテシ
5　shir-pur-la-ki　ラガシ國の
6　shag pad-da　心は與へられたり
7　dingir nina　ニナ神より
8　pa-te-si gal　大パテシ
9　dingir nin-gir-su ka　ニン・ギルス神の
10　dumu en-an-na-tum　エン・アンナツムの子
11　pa-te-si　パテシ
12　shir-pur-la-ki kage　ラガシ國の

（譯文）

エンリル神の大戰士たるニンギルス神に捧ぐ。ニナ神より其心を授けられたるラガシ國のパテシ、エン・テメナは、ラガシ國のパテシたるエン・アンナツムの子にしてニンギルス神の大パテシなり

原始的血族集團に於ては、初めは、其血族的信仰に於ける、宗教主長者であり、同時に其地位に於て、神政政治の主長者たる地位を保持してゐたが、是等の宗教主長者たるパテシを中心とした各神聖都市が、互に呑噬する時代となつてからは、一方のパテシが、一方のパテシを征服し、之を自己の從屬下に置くといふやうな現象が發生し、其結果として、敗者たるパテシが其地位を失ひ、或は其パテシたる地位を其儘に、他の都市のパテシの下に從屬するが如き狀態さへ現はれた。

ここで、其征服者としての一方のパテシが、その下に從屬せしめられたパテシに對し、恐らく自己を誇稱するためであらうか、遂にはラガシ國のエン・テメナ王が、其主神エン・リル神の大パテシであると、自ら呼稱したやうな事實となつて現はれて來た。更に、勝者としての都市主長者が、神の奉仕者たる地位を離れ、純然たる政治的統率者として、單に lugal といふ稱號をのみ專ら稱へるに至つて、patesi とは、此意味に於て、lugal に從屬する副王的地位を表はす名稱とさへなるに至つた。

かくの如き事實は、民族的性質を異にするアッカド人との接觸が烈しくなるに從つて、益々明確となつて來た。今まで政治主長者的地位にあつたシュメル人を逆に壓迫して、アッカド人の政權が、全メソポタミヤより西方アジア全面の統制に成功するに至つた。此意味に於けるアッカド人の王朝を表現する、アガデ市に樹立されたアガデ王朝の文獻には、此歷史的變遷が歷然と現はれてゐる。是等に關する歷史的事實は、それを主題とする後項に讓り、玆では單に lugal と patesi の關係に於てのみに其資料を示す事とする。

此アガデ王朝は、太略西紀前二六〇〇年代に樹立されたものである。次の資料は、此アガデ王朝の創建者である第一王サルゴンの記錄であるが、此記錄の前半は、シュメル語とアッカド語の兩方の國語で書き記されてゐるから、言語學的資料としても、同じ意味の言葉が兩方の比較研究の結果明確となり、此點に於ても亦主要なる資料である。

第七欄

34　shar-ru-kinu　サルゴン（シャルルキン）王
35　shar　王

二　宗教主長者パテシの意義

36 a-ga-de-ki　アガデ國の
37 rabiṣi kinu　信頼すべき侍者たり
38 il-ishtar　イシュタル女神の
39 shar kishi　キシ國の王
40 pa shesh ani　アヌ神の血族主長者を
41 shar　王
42 mat liṣiṭim　地上の國々の
43 isshakk　イシャク（パテシ）
44 dingir en-lil　エン・リル神の
45 in qabli　戰に於て
46 uruk (ki)　ウルク國の
47 iqqaru　破りたり
48 u　而して
49 50 isshakki　五〇人のイシャク（パテシ）
50 in kag gis　武器と共に
51 il za-ba　サバ神の
52 u　及び
53 alam　町々を
54 imar　服從せしめ

第八欄

1 (dur-su)　城壁を破りたり

（譯文）

イシュタル女神の信頼すべき侍者たるアガデ國の王サルゴン王は、エンリル神の宗教主長者にして、地上の國々の王、アヌ神の血族主長者たるキシ國の王を、ウルク國の戰に於て破り、且つ五〇人の王等を町々及びサバ神の武器と共に服從せしめ、城壁を破りたり。

三　政治主長者ルガルの原始的意義

玆で帝王的意義を有する lugal （楔形字體 ）の原意を調べて見やう。lugal といふシュメル語は人卽ち lu （楔形字體 ）と、gal （楔形字體 ）卽ち高き、大なる、といふ二語の複合名詞である。シュメル語では、形容詞が主語の次に來る語法であるから、從つて主語たる名詞 lu が前にあつて、かういふ語形のまゝ、複合的に新らしい名詞となつたものと認められる。然し文字の形でいふと、元來が象形であるから、gal といふ「羽冠」が lu といふ人の頭上に加へられた形で表現されてゐる。だから字形を其まゝ讀めば gal-lu となるべきであるが、語として、卽ち讀み方としては、語法通り lu-gal, lugal となつてゐる。元來二つ

の語が結合して新らしく出來た語であるから、言語の進化の跡から見ても既に原始的な性質から離れ或る程度の進展を示してゐる筈で、卽ち此 lugal といふ複合名詞が出來た時代は、シュメル社會の第二次的進歩の段階を示してゐるものと認め得らるゝのである。

因に、此 lugal といふ語を、lu-gal といはずに、gal-lu といつた實例がある。之は、アッカド語並にセミト語に於ては、シュメル語と語法が違ふために、其語法の相異する他國語の、單綴音の數語を連ねて書き表はすやうな場合、屢々順序を取違へることがある、又古代に於ては、文字の記述の法は必ずしも發音の順序通り、正確に書かなかつたのではないかとも疑はれる場合がある。上に出した資料の中の數次の例でも、ラガシの國名を shir-pur-la とも shir-la-pur ともした例を見る事が出來る。又ラガシの王名のウル・ニナを ur-dingir-nina とも dingir-nina-ur としたものもある。アダブの主神殿 e-ghar を ghar-e とする等、シュメル人の間でも既にかういふ例が少くないのだが、西紀前三〇〇〇年のアッカド人の都市キシ市第一王朝のメシリム王文獻などには、もつと多かつたと思はれる。之はシュメル語をアッカド人が書いたものらしいから、語法の混亂や變化なども一應考慮に入れていゝものであらう。

さて、此 lugal といふ語が、西紀前二九〇〇年代のウル第一王朝に於て、既に明確に「帝王」としての意義を有した。而して此文字並にシュメル語の通用は、其後アッカド語の勢力裡にあつても尙依然として衰へず、シュメル時代末期の、西紀前二〇〇〇年のセミト族の帝國たる、バビロン王朝の出現するまで、シュメル語として文獻的にも繼續存在した。——之とは別な意味ではあるが、宗教用語が宗教儀式と共に、シュメル的原始形のまゝ、バビロン時代からアッシリア時代を經て、新バビロン時代にまで及んでゐる事も、一應は記憶の中に存して置いて戴き度い——而して此 lugal といふ文字が、シュメル語を以て讀まれ且つ通用したと同時に、北方、西北方に勢力を張つたアッカド人により借り用ひられ、文字は其儘だが、讀み方をアッカド語によつて sharru とした。此種の文獻的證據は、既に引用してあるが、西紀前二六〇〇年のアッカド王朝第一王朝サルゴンの時から現はれ、更に其後の西紀前二〇〇〇年のバビロン王朝に於て、バビロン語として、——之はアッカド語と同系語のセミト語であるから、同じ語を以て繼承され、其次のアッシリア時代から西紀前五三八年までの新バビロン王朝までも同樣であつた。此文字は最後にインドゲルマン語として讀まれ、ペルシャにまで踏襲された。但し、字形は、線書きの象形文字から、楔形文字に變り、更にそれが同じ楔形でも非常な省略形となつたが、根源的形態は少しも失はれなかつた。此楔形文字が東洋に行はれてゐたのは、最後は、紀元後一世紀まで存在したといふ事である。

さて、西紀前二〇〇〇年までの、シュメル時代に、lugal [lugal] といふ語に對する「帝王」といふ意味の存在した事は、果して此文字の原始的意義であつたかといふと、文獻的證跡から見ると、前にいつた通り、帝王的意義を以て表はされた方が最も古いのであるが、然し語の意味からいふなら、此帝王としての意義より、もつと原始的なものがあつたと推定される。

それは、西紀前二三〇〇年頃の文獻と考へられる、シュメルの法律條文を記した記錄の中にある。此シュメル法律といふのは Lutz, Henry Frederick の手によつて Sumerian and Babylonian Texts (University of Pennsylvania, The University Museum Publications of the Babylonian Section. vol. I no. 2) に收錄されたもので、全部で十七ケ條の法文があり、lugal といふ語のあるのは、その中の第六條である。しかも此第六條にある其語は、玆でいつてゐる帝王的意義と全く異つてゐる。

卽ち此第六條に、出てゐる lugal といふ語は、決して帝王的意義を有するものでなく、單に此語によつて、奴隷と其主人との關係を定めたものである。此條文では、條文中に現はれてゐる「主人」卽ち奴隷の所有者を指して、此 lugal といふ名を以て表示し、しかもそれは、普通一般の市民の中の單なる奴隷所有者を指して lugal といふに外ならず、只それが奴隷を所有してゐる限りに於て、其奴隷の所有者としての主人卽ち lugal たるの地位を有するものに過ぎない。今その實相を示すために、Lutz 教授集錄シュメル法文第六條を出す事とする。

第三欄

3	tukundi-bi	若シモ
4	ir lu sag	人ノ奴隷ガ
5	lugal a-ni-ir	ソノ主人ニ
6	nam ir da-ni	奴隷タル事ヲ
7	ba-an-da-uru	拒マバ
8	lugal a-ni-ir	ソノ主人ハ
9	nam ir da-ni	奴隷タルコトノ
10	a-ra 2 kam	二倍ヲ
11	un-ga-in	定メ
12	kish bi	ソノ頸ニ
13	al-gir-e	鎖ヲ置ク

此條文の飜譯及び解釋には、種々の點に疑問があり、上記のやうに譯する事も、其一々を詳細に研究すると、之を容易に決定出來ないところも少くない。それ等に就いては、本書の法制篇に於てシュメルの法制を論ずる際に、原文を出して充分檢討するが、此シュメル原文に對する飜譯に就ては、歐米學者の論著にも、亦必ずしも其全部を信憑する事の出來ない點もあり、それ等も別に記すであらうから、玆では直接本論に關係ある問題だけに局限する。

さて、此第六條法文の中の第五行に、其奴隷の所有者を指して lugal といつてゐるが、此所では、之は單に此「奴隷の所有者」卽ち「主人」であるといふだけの意味より持つてゐない。從つて、前から論ぜられてゐる、帝王的意義とは全然大なる社會的な隔たりがある。が然し、此點は寧ろ、此 lugal といふ語の、原始的意義に近い境地を示してゐるかに見える。而して此 lugal といふ語に對し、アッシリア時代に記された、シュメル語とバビロン語の對譯的記錄に據つて見ると、此 lugal といふ語に對し、バビロン語では malîku 卽ち顧問、評議員といつたやうな地位的性質の語が、其對譯語として記されてゐる。又 šailu と譯されて、質問する人、說明する人などの意味ともなる。此後者の語は、恐らく同じ形のバビロン語 šailu といふ語が「神託者」を意味する事と關係があると思はれるが、此信仰的方面の意味は、遂に對譯語としての lugal といふ語の意味から全く離れてしまつた。更にバビロン語の belu といふ語があつて、之は「主人」といふ意味で、之が却つて、此法文第六條に表はれてゐる lugal の意味と合致してゐる。然し尙此 belu といふ語も、一方に於て長上などいふ尊敬的意義もあり、又神名としても、天の最高の神の意味で記されてゐる。

尙、玆で擧げた lugal といふ語を、帝王的意義に用ゐた特殊な例は、年代記にあり、神話的建國時代から、既に

帝王として存在したといふ意味で、此語を使用してゐるが、之は却つて、其年代記そのものゝ作製時代の思想を示し、其作製時代の社會制度を以て、建國神話時代にも之と同樣であつたとする、其時代の作者的見解から導かれた、遡及的記錄として、此名辭が使用されたものと考へられる。尙之に就いては次項の en に就いての所論を參照され度い。

四　原始的主長者エン

前項に於ては、歷史的記錄から、主長者的名辭の lugal と patesi といふ兩稱號を併用した實例を示した。然るに之を、前に擧げた年代記に徵すると、玆ではかゝる兩稱號を併稱するといふ實例が記載されてゐない。しかも最初から lugal といふ帝王的主長者の稱號が現はれてゐるが、宗敎的主長者としての pa-te-si といふ名稱を見出し得ないで、この pa-te-si に代るものらしい名稱が別に出てゐる。それは en （楔形字體 ）といふ名稱で上記の四字は其異體である。大洪水以後のキシ王朝に次で興つた、ウルク王朝の出現の記事に於て、第一王メスキエムガシェル王のために、其稱號を次の如く記してある（Langdon 年代記）

第二欄

45	kish-ki gish-ku ba-an sig	キシ國は武器を以て倒され
46	nam-lugal-bi e-anna-shu	王權はエ・アンナに移り
47	e-anna-ka	エ・アンナに於て

第三欄

1	mes-ki-em-ga-she-ir	メス・キエム・ガシエルが
2	dumu dingir babbar en-am	太陽神の子にしてエンたり
3	lugal-am mu 300+25 ni-ag	王たり。三二五年統治す

尙之に對比すべく Poebel 年代記からウルク王朝の部分だけを引用する。

第二欄

3	e-anna-ka	エ・アンナに於て
4	mes-ki-in-ga-she-ir	メス・キ・イン・ガシエルが
5	dumu dingir babbar	太陽神の子にして
6	en-am	エンたり
7	lugal-am	王たり。
8	300+25 mu ni-a	三二五年統治す

兩文は些少の差だけで殆んど一致してゐる。而して此文中、新に興つたウルク市の第一王を太陽神の子といひ、同時にエ・アンナの en であるといつてゐる。エ・アンナといふのは、アンナ神の神殿といふ事で、ウルク市の主女神アンナ神を現はしてゐるのであるから、從つて王は、此女神神殿の en である。

en に就いては此原文を發表すると共に其飜譯をも發表した Langdon 敎授は、之を high priest と譯してゐる。そして此 en といふ地位が、年代記中のウルク王朝の記事の中に今一度現はれて來る。それは第一王の次のルガル・

バンダ王の次に立つた、ギルガメス王に關するものである。卽ち此ギルガメス王の父が、やはり en であつた事を記してゐるが、然し其父は單に en であるのみで lugal ではない。

第三欄

12	dingir lugal-banda sib	牧人・ルガル・バンダは
13	mu 1200 ni-ag	一二〇〇年統治す。
14	dingir dumu-zi shu ja-gunu	漁人タムムズ
15	uru-ki-ni ja-bur-ki	彼の町はハブル國なり
16	mu 100 ni-ag	一〇〇年統治す。
17	dingir gish-bil-ga-mesh	ギルガメス
18	ab-ba-ni lil-la	其父は白痴にして
19	en kul-ab-ba-ge	クラブのエンなり
20	mu 126 ni-ag	一二六年統治す

以上は Langdon 年代記からの引用であるが、Poebel 年代記も殆んど之と同文である。念のために次に引用する。

第二欄

21	dingir lugal-banda sib	牧人ルガル・バンダ
22	1200 mu ni-a	一二〇〇年統治す。
23	dingir dumu-zi su-ku-a-gunu	獵人タムムズ
24	uru ki ni ja-a-ki	彼の町はハア國なり
25	100 mu ni-a	一〇〇年統治す。」
26	dingir gish-bil-ga-mes	ギルガメス
27	ab-ba ni-a……	其父は……
28	en kul ab……	…クラブのエンなり
29	126 mu ni-a	一二六年統治す

此譯文は、Langdon 及び Poebel 兩教授の英譯文を特に其儘重譯したものであるが、前者にはタムムズを fisherman とし、後者は shepherd としてゐる。原語にも是等兩方の意味があるのだから、日本譯も、わざと之を變へずに譯して置いた。又次の ja-a と ja-bur とは、どちらも同一な文字を譯者が各々自己の見解に據つて讀み分けたもので、何れも水中の魚の國の意味である。又ギルガメスの父に就いては、ランドン教授は之を白痴と譯したが、此原語 ab 又は ab-ba は何れも父の意味であり、そして lil-la は白痴、不具者、惡魔の意味がある。こゝは Poebel の方の原文は缺損してゐる。尙ギルガメスの父が en であつた國の名が kul-ab となつてゐるが、此クラブ國の其別稱は zeru-unu-ki で、zeru とは同族又は同種族の意味であるから、卽ち「ウヌ國と同族の國」となり、此ウヌ國といふのは、ウルク市の事である。尙ウル市の古稱は shesh-unu-ki であつて、shesh とは兄弟、同胞の事であるから、之れ亦ウルク市と同血なのである。結局クラブ市も、ウル市も、皆ウルク市から別れた同族の町なのである。ギルガメスは、此血族的中心のウルク市の古帝王であり、更に其父は、此クラブ國のエンであつたといふ事になつてゐ

るものである。

此 en に就いて、年代記以外に、歴史上の實際の帝王記錄から之を求めると、ウルク市の王 lugal-ki-gub-ni-du-du の文書に、其王が en と lugal の地位をエン・リル神から與へられたといふ事を記錄したものがある。

1　dingir en-lil　　エン・リル神は(2)
2　lugal kur-kur-ge　　世界の王(1)
3　lugal ki-gub-ni-du-du ra　　ルガル・キグブニ・ヅヅに
4　ud dingir en-lil-li　　エン・リル神の時
5　gu-zid e-na-de-a　　忠言を與へ
6　nam-en　　エンたり
7　nam-lugal-la　　王たるべく
8　e-na-da tab-ba-a　　約を爲せり（王の瓶の記錄）

此王の名は、年代表に洩れ、尚聯絡を得べき手がゝりがないから、其在世の年代的決定が出來ないが、ウルク市初期の王と認め、西紀前三〇〇〇年前後とすべきものと考へられてゐる。而して此記錄中「エンたり、王たるべく」とある原文は、上記の音譯にある通りで、之が年代記のキシ第一王朝第一王メスキンガシェルの記事中「エンたり、王たるべく」とある原文即ち en-am lugal-am とあるものと、其形式が全然同一である事に注意すべきである。只年代記の en-am lugal-am の動詞 am は不定形を表はしてゐるのに對し、ルガル・キグブニ・ヅヅ王のものは、nam-en nam-lugal となつて居り、後者の en 及び lugal の主語に對し、添へられた nam は、次に來る語が抽象名詞であるといふ事を示すための先行的決定詞である。從つて玆では en 及び lugal たるの「地位にあるべきもの」といふ意味を表はしてゐる。之は前に引用した Lutz 法文第六條中の第六行に、「奴隷の地位」を意味する語に nam-ir とあつたのと同一で、此 nam-ir は「奴隷たるべき事」といふ意味を以て譯してあるものである。

尚此 en といふ地位を示してゐる他の例證としては、シュメル初期のエン・シャクシュ・アンナ王の記錄の中にも現はれてゐる。

1　dingir en-lil　　エンリル神(に捧ぐ)
2　lugal kur-kur-ra　　世界の王者
3　en-shar-kush-an-na　　エン・シヤクシュ・アンナ
4　en ki-en-gi　　シュメル國のエンたる
5　lugal kalam-ma　　大地の王
6　ud dingir-ri-ne　　神々が
7　e na ni tush-a　　啓示せし時
8　kish-ki　　キシ國を
9　mu hul　　破り、
10　en bi ash dar　　エン・ビ・アシュ・ダル(イシュタル女神のエン)
11　lugal kish-ki　　キシ國の王

12　mu ku　　放逐したり
13　lu uḫi-ki ka ge　　ウヒ國(オピス國)の人の
14　lu kish-ki ge　　キシ國の人の
15　uru-na-ga-ḫul-a　　その町を破り、
16　……nig-ga……　　其財産は……(以下破損)

(譯文)

世界の王者エンリル神に捧ぐ
大地の王にしてシュメル國のエンたるエン・シヤクシュ・アンナ王が神々より啓示を受けし時、キシ國を破り、キシ國の王
エンビ・イシュタルを放逐したり。ウヒ國(オピス國)の人、キシ國の人の町を破り其財産を……

此第四行にあるシュメル國とはシュメル人の都市の總括名とも見做し得べきであるが、然し Poebel 教授は之をニップル市の事であるといひ、(P. B. S. vol. IV. no. I 42P. 153p.) キング氏の STC I 217p. を引用し、ki-en-gi=nibru-ki となし、又 ki-ni-gi=nippur-ki とある旨を引用してある。是等に據れば、ki-en-gi 又は Ki-in-gi 卽ちシュメルの國號は nibru又は Nippir 市の事を表はすといはれてゐた譯だ。

さて以上に擧げた諸例により、歷史上の記錄に於ても、特に en-am lugal-am 又は nam-en nam-lugal といふ云ひ表はし方を以て「エンたり王たるべし」云々と宣言するところの形式は、前に之と對照的に擧げた nam-lugal nam-patesi を併せ稱した事と、其實質も、其名辭的形式も、全く符節を合せたる如くである點からいつて、玆で此 lugal と併稱された en が、恰も先に lugal と併稱された patesi と、其關係を等しくするものとさへ考へられるではないか。之に就いては尙之を確かめるために今少しく實例を求めよう。

en といふ名辭が、まとまつた古い記錄の中に、著しく現はれてゐるのは、Langdon 教授の Jemdet Nasr 文書であらう。(Oxford Editions of Cuneiform Text. vol. VIII.:—S. Langdon. The Herbert Weld Collection in the Ashmolean Museum. 1928) 同教授の報告された集錄中に表はれた圖版は、全部で一九四圖あり、之れが何分原始的な時代のものであるから、何れも極めて簡單な記錄のみであるが、しかも其中で、其圖版中の七〇圖までが、何れも此 en といふ言葉が出てゐる。之は元より此所で論證せんとしてゐる性質に於て、此 en といふ語が記されてゐるといふ譯ではないが、是等の圖版中で、此語を記した記錄は實に其全數の三割六分に當る。此文書以外でも、古帝王の名の中にも、此語を使用してゐるものが頗る多い。

而して此 en といふ語の意味に就いて、年代記の一方の發見者であり、又飜譯者、發表者でもあつた Poebel 教授は、同書に古帝王の名を解釋してゐる中で、en を Langdon 教授がいつたと等しく、やはり high priest と譯してゐる。(Ibid. vol. IV. p. 115 p. 154 P.)

シュメル語の en に對して、バビロン語としての對譯語を見ると、enu 神官、belum 所有者、baalu 强大なる、sagan 質問、shemu 天、sharru 帝王等の意味を有する語が當てられてゐるが、是等は大體に於て、何れも前の lugal のバビロン對譯語と一致してゐる。但し、字形からいふと en は「高塔」又は「高樓」の象形から出てゐる。形容詞副詞、動詞は何れも「高き」「高きに上る」等の意味に於て働いてゐる。其所で、高きもの、主公、主長者等の意味となつてゐるが、實は此「高塔」そのものゝ信仰的原始形が、其高塔中に居つて、神に近接し、神に奉仕するもの

信仰的地位を表示し、其意味に於て、此 en なる地位にあるものは、畢竟するところ、神に近接して神の意を問ひ、之を人々に告げ傳へることの「神の使ひ」に外ならず、之が卽ち神官、神婦、巫女等の地位を示してゐるのである。

五　帝王の神聖視

patesi にしても en にしても、其地位並に職分は神と現世の人類とを繋ぐ重要な契點としての存在である。シュメルに於ける此信仰上の神人交通の方法は、傳承の上に屢々語り殘されてゐる通り、「夢」と「神託」とであつた。夢が原始人の間で、人と神靈との交通に重要なる役割をなしてゐる事は、原始信仰を研究するものゝ、等しく認めてゐるところである。曩に擧げたシュメルの創世紀的年代記と同一關係にある「大洪水神話」(Publications of the Babylonian Section, 第四冊第一分冊) に於ても、帝王 Ziusuddu (Poebel 教授は、此名を Zi-u-gid-du と讀んでゐるが、同じ叢書の第一〇冊第一分冊に於て、Langdon 教授は Zi-u-sud-du と讀んでゐる) が、大洪水襲來につき、天神 An と地神 En-lil の神託を夢に於て知るといふ事となつてゐる。此大洪水神話を記載した土版は、ニップル市の遺跡から發見したもので、其作製年代は、遲くも西紀前二〇〇〇年より前のものと推定されてゐる。

而して此大洪水神話に關聯して、別にギルガメス英雄傳說がある。之は、此傳說の中に大洪水神話が其一部分となり、連續した傳承として遺されてゐるが、其方の土版は、種々な傳來によつて幾通りもあつたものらしい。だから其記錄の年代によつて話の內容も種々と變化がある。尙此ギルガメス英雄傳說にはウルク市の古帝王にして、人類の祖先であるギルガメスが、冥界に行つて、人間の死の秘密を探らんとする時、自分の母 Nin-sun と會つて、彼女を介して神界へ近づく事となつてゐる。此 Nin-sun といふのは、一の神託者である。だから同じ神話の中で、ギルガメスが此母に夢中の神託を占つて貰ひ、自分の協力者として En-ki-du を探し求め得た事になつてゐる。ランドン教授に據ると、此ギルガメス傳說の記錄は、ウルク市に近い古代のラルサ市の遺跡、卽ち Senkereh から發見したものだとの事だから、其作製年代も、略々前者と近い頃であらうか。尙此傳承を記したアッシリア時代の作製と認められるものが、アッシリアの古都市ニネベ市遺跡から發見された。之はアシュル・バニパル王（西紀前六六八―六二六）の建設した圖書館の所藏品と認められる。十二枚一組となつてゐる土版文書で、之にもギルガメスの夢と夢占の事が書いてある。尙アシュル・バニパル王の圖書館跡から發見した多數の占術記錄の中には、此外には夢占に關するものが多數に存在してゐる。此事は太古の、シュメルやバビロン時代から、此アッシリア時代までの長い間、此夢そのものが、一の信仰的表現形式として、有力なる方法と考へられてゐた事の證據と見做し得る。

茲でいふ「夢占」といふものは、それを、單なる自己の夢としてのみ考へる意味ではなく、其夢を通して、神の託宣、神の意志、啓示を聞くべき一の方法としたに外ならない。此夢の中で、靈界にある祖先を通じて更に其祖先の上にある大神と結合するといふ事も亦、一つの大切な信仰的要素であつた。ギルガメス傳說では、ギルガメスが其母親を通じて神の意志を享け、大洪水神話では、人類の大祖ジ・ウド・スド・ヅ（之をセミト語の表現でいへば、ウト・ナピシュティムとなる）が、夢の中で、神から洪水の豫報を受けて難を免れた事となつてゐる。此ジ・ウド・スド・ヅ（ウト・ナピシュティム）は、神話の中では、現世に生きてゐるものとして神に接してゐるが、此神話を語り傳へ

る「傳承歌手」なり、それの聞き手なりからいへば。此祖先ジウドスドヅは。冥界に在ます祖先として、靈界の神と、現世の人間の子孫との間を中介するところの、「神人」としての地位にあるものだ。此名の Zi-ud-sud-du といふのは、zi が生命、を及 ud が時間、sud-du が永遠であるから、其名の意味は「永遠に繋がる生命」で、又「永遠の時を生きる人」といふ意味でもある。セミト語でいふ ut-napisht-tim といふのは、ut はシュメル語の ud と同じく又 napisht は「生命あるもの」である。語尾の tim は第二格を示してゐるから、全體で、「永遠に生くるところの時」といふ意味で、やはり永遠を表徴したシュメル原語からの譯語であらう。後者はアッシリアのアシュル、バニパル王の時の土版に記されてゐる名である。

此種の思想は、人が死すると冥界の祖先の居る所へ行き、半神半人となり（ギルガメスは三分の一が人で、三分の二が神だ、とある）そして、神と、生きてゐる人間の——自己の子孫として、生きてゐる人間との間を仲介し、靈魂の世界と現世との連鎖となつて、人間の運命を守護し、自己の子孫の繁榮を祈つてゐると信じたのだ。そして先に死んだもの、即ち古い時代の祖先は、古い程神に近くなり、遂に祖先自ら神となる。之は明かに、祖先崇拜の一つの顯はれ方であり、ギルガメス傳說は、正に此一つの形式を示すものである。又大洪水神話の Ziudsuddu や Utnapishtim が、永遠から永遠に續き、大祖から我が父母にまで續いて來た祖先である、更に我れから永遠の子孫にまで續く、無限の生命の表徴であるのみならず、彼は常に生々流轉し永遠の祖先となつて、永遠から永遠へ續く事を示してゐるのである。又英雄傳說の主人公たるギルガメスといふ名は前にも記したが、實は祖先といふ普通名詞が、其儘此傳說の主人公としての固有名詞となつてゐるものである。此名の讀み方には、種々の議論があり、又其書き表はし方にも種々な變化があるが、要するに之は、此傳承の根源となつてゐる、祖先崇拜思想と子孫繁榮祈願の具體的表現であつた時代の思想的變化をも、同時に此中に示してゐるものに外ならないのだ。

かくの如くして、彼等自身からいへば、自分達人間といふものは、神より直接に繋がるところの祖先から出でゝ、次々に生を現世に享けるものと信ぜられたのである。即ち此事は、生きてゐる人間自身が、神の直系の末端即ち神の御末、神の末裔であると見做さるゝ事であるから、人間の現身そのものが、亦神の直接の子であるといふ觀念として現はれて來るのである。其結果、現身それ自身が神であると考へられ、それが人間的、現世的權威と結び付いた時、其所に現世人への神的崇拜思想も亦現はれて來る。シュメルに於ける帝王崇拜思想の出現に就いては、必ずしも只一途の見解よりする說明だけでは、その眞相の全般的把握を可能ならしめ得ないであらうが、次々に其史的資料を提示して諸賢の研鑽の資に供し度いと思ふ。

シュメル時代よりバビロン、アッシリア時代を通じて、神名には何れも皆「光輝」を表徴した ✳（楔形文字で は 𒀭 ）dingir（シュメル語）、ilu（セミト語）といふ聖稱が、決定詞として先行してゐる。此兩語は各〻其讀法が異つてゐるが、文字は同一で、つまり元來同じ文字に對する同じ意味を、異つた國語でいひ表はしてゐるに過ぎないのである。

そこで、神名に此聖稱が附いてゐるのは當然の事であるが、それが後には、地上の帝王の稱號たる lugal といふ語に添へるやうになつた。其歷史的過程は一應研究して置く必要があるであらう。そこで此經過を大觀すると、最初は

神自身を、世界の最高の主裁者と見做して、先づ之を天界の主裁者と考へると同時に、地上の主裁者として之を表示し、更に之に政治的主裁者の意味をも兼ねしめて、神を「聖なる帝王」と認めるに至つたのだ。此事は、歴史時代の最初からあつたやうに見えるが、翻て之が、地上の帝王を神聖視する意味に於て、帝王の表現に神としての稱號を用ゐるやうになつた。此實例は、アガデ王朝の第三王ナラム・シン（西紀前二四〇〇年）の時代に於て、文獻的に見得られる。

之を文獻的資料存在の順序からいへば、先づ神を地上の帝王とし、次に地上の帝王を神への段階まで上昇せしめたかに見える。此點からいふと、帝王神聖視の思想的發達の順序は、單なる一血族的信仰の發生進展とは尚幾分の相異があるもの丶やうにも見えるが、此事は、血族的、自然發生的な、純粋な民族的信仰と、更に其次に來る第二次的な原始的國家發生の途上に於ける、原始哲學的な、或は神學的な一個の原始國家的意識形態の上に立つものとの相違が現はれてゐるともいふ事が出來よう。

要するに、是等の兩方の場合が相共に存した事は、史上の實例によつて知る事が出來る。而して、具體的にいへば斯く、神を地上の王者と認めるといふ思想は、ニツプル市發見記錄の、古代帝王キシ市ウル・ザグ・エ王がエン・リル神に捧げた稱號の中に見る事が出來る。

1　dingir en-lil　　エン・リル神に（捧ぐ）
2　lugal kur-kur-ra　　世界の王たる
3　dingir nin-lil　　ニン・リル女神
4　nin an-ki-ra　　天と地の女主
5　tur she ki a-ni　　彼の低きもの
6　dam dingir en-lil ra　　エン・リル神の配偶者
7　ur-zag-e　　ウル・ザグ・エ
8　lugal kish-ki　　キシ國の王
9　lugal……　　……の王
10　ga-til-la-ni shu　　その生命のために
11　a-mu-na-ru　　捧ぐ

（譯文）

世界の王たるエン・リル神、天と地との主長者ニン・リル女神、彼の低きもの、エン・リル神の配偶者、キシ國の王……の王たるウル・ザグ・エは、その長壽のために捧ぐ。

之はエン・リル神を世界の王（ルガル）とし、其配偶女神としてのニン・リル女神を天地の主長者と見做し、之に國王の長壽を祈願して此願文を捧げたものである。之は神を單に世界或は天地の主裁者の意味に於ける帝王と見做したもので、此種の形式は寧ろ無數にあるといつてい丶位である。卽ち之は、神の支配は無限であるから、地上をも其主裁の下に置くといふ意味であるが、更に此信仰樣式は、地上の統治的帝王として、現世的に寧ろ引下げられたかの觀さへ呈するものがある。西紀前二九〇〇年代のラガシ王朝第一王ウルニナ王の記錄の中、土版A號には次の如くに現はれてゐる。

1	dingir nina-ur	ウル・ニナ
2	lugal	王
3	shir-pur-la	ラガシ國の
4	dumu gu-ni-du	グニヅの子
5	dumu gur-shar	グルシャルの子
6	e dingir nina	ニナ女神の神殿を
7	mu-ru	建てた

第二欄

1	dingir nina	ニナ女神の
2	mu-tud	刻み
3	a-alan	神像を
4	mu-dun	形造り
5	dingir nina	ニナ女神の
6	alan	神像を
7	a-mu-ni-sag-na	年の始めに

第三欄

1	esh-ir	その神殿に
2	mu-tur	安置せり
3	40 ur	四〇人の戰士を
4	dam	配偶者として
5	dingir nina	ニナ女神の
6	mash-bi pad	神託により選出せり
7	a edin	エデンの堰溝を
8	mu-ru	開鑿し

第四欄

1	nin-nig	寶庫の女主を
2	mu-ru	定置し
3	e-pa	七層塔を
4	mu-ru	建て
5	bad shir-pur-la	ラガシ市の城壁を
6	mu-ru	築きたり。

第五欄

1	dingir-lugal-uru	町の聖帝を
2	mu-tur	入れて
3	ma-al	立て
4	kur-ta	山より

5　gu-gish mu-gal　樹木を植らした

（譯文）

グルシャルの孫にして、グニヅの子たるラガシ市の王者ウル・ニナは、ニナ女神の神殿を建て、ニナ女神の神像を刻み、年の始めにニナ女神の神像を其神殿に安置し、神託により四〇人の戰士をニナ女神の配偶者として選びたり。エデンの平野に堀溝を開鑿し、寶庫には女主を定め、七層樓を建て、其周圍にラガシ市の城壁を築き、町の聖帝を奉安して立て、山よりは貢物の樹木を植らしたり

此記錄を殘したウル・ニナ王のラガシ市は、元來ニナ市、エリム市、ギルス市、ウル・アザグ市の、四つの小市から成つて居り、其町々には各〻獨立した主神があつた。ニナ女神は此ニナ市の主神であつて、神託を主裁した女神であり、七層樓の高塔たるジグラットには此女神が神託者として祀られてゐたのであるが、玆では其女神の方は暫く措くこと〻して、本項では、却て末文にある第五欄第一行の dingir-lugal-uru といふ名が主要なのである。之は「町の聖帝」と譯されてゐるが、此神はラガシ市の一部をなすエリム市の主神である。此神名は「町の王者」といふ意味なのだが、之が神名であるから、其王者たる lugal の前に dingir といふ聖稱が附いてゐる。それで此エリム市の主神が單なる「町の王者」といふ名だけを以て呼ばれてゐる事は、結局此神が、此町の主神であつて、しかも其現世的な政治上の統治者としての意味をも併せ有したものと考へられ、更に恐らく此町の部族的性質に對しても亦、其血族主長者たるの地位をも有してゐたであらうと想像される。但し此エリムの町は、純然たる同一血族集團として成立してゐた都市であつたか、如何かを、直に證明する方法がないから、此ルガル・ウル神が、血族的代表者たるの意味に於て主神たるの地位を得たか如何かは、積極的には明確にする事が出來ない。因に、ラガシ王朝の第一王ウルニナの名が dingir-nina-ur 又は ur-dingir-nina となつてゐるが、此王の名に附いてゐる dingir といふ聖稱は、ウルニナ王自身のために附いてゐるものではなく、此王又は其命名者が、ニナ女神崇拜の結果、命名したものであらうが、此聖稱たる dingir は、ラガシ市の一部分たるニナ町のニナ女神に、元來附いてゐたもので、王の名ウルニナは、此女神の名を聖稱諸共に、その名として採つたものに過ぎない。

エリム市の神名に就いては、此ウルニナ王の孫のエン・テメナ王の記錄にもある。それはエン・テメナ王の肖像の背に刻んであるものと、外に石花石膏の平版に同樣の刻文がある。之はエン・リル神に此建物等を奉納した事を神へ報告するために撰文したものである。

第一欄

1　dingir en-lil en ad-da dingir-ra-bi　神々の父エンリル神よ。」

2　en-te-me-na　エン・テメナは

3　pa-te-si　パテシ

4　shir-la-pur-ki　ラガシ國の（中略）

第二欄

3　dingir-lugal erim-ki-ra　エリム國の聖帝のために

4　e-gal erim-ki ka-ni　そのエリム國に大神殿を

5　mu-na-ru　建てた

6 dingir nina　ニナ女神の
7 e-engur-ra ka-lum-ma　深淵及び棕櫚園を
8 mu-na-ru　造つた。
9 dingir en-ki　エン・キ神のために
10 dingir lugal nun-ki-ra　エリド市の聖帝
11 zu-ab-pa-sir-ra　輝ける深き堀溝を
12 mu-na-ru　造つた。

（譯文）

神々の父なるエンリル神に捧ぐ。ラガシ國のパテシ、エンテメナは（中略）エリム國の聖帝のために、エリムの國に大なる神殿を建て、ニナ女神のために深淵及び棕櫚園を創つた。エリド市の聖帝たるエン・キ神のために、光輝ある深き堀溝を開鑿した。

此記錄はラガシ市の一部エリム町の主神に對して、之を「聖帝」といひ、且つシュメルの南端に位し、ペルシャ灣頭にあるエリド市のエン・キ神に對しても亦聖帝と呼んでゐる。尙此外にウル・ニナ王時代の大理石製の圓板にも次の如きものがある。

第四欄

1 dingir dun mush　ヅン・ムシュ女神に
2 dingir lugal　聖なる帝王
3 il azag　神聖にして輝き渡るもの
4 e il　神聖なるもの
5 dingir nina ur　ウル・ニナより
（譯文）

神聖なるもの、神聖にして輝き渡るもの、聖なる帝王としてのドン・ムシュ女神に、ウル・ニナより（奉獻す）

此ドン・ムシュ女神に對し、玆では「聖帝」といふ稱號を奉つてゐる。尙此女神の名の本當の讀み方は判つて居らない。dun とは「豚」の事であるが、次の mush と讀んでゐる文字は、實は mush ではないのだ。mush といふのは蛇の事であるが、此神名を表はす第二字目の文字は「蛇」の mush とは稍々違つてゐる。蛇は蛇だが其蛇の頭に、大きな人間の顏に似た顏が附いてゐて、其顏に、ぢかに長い蛇のからだが書き添へてある。他に對比すべきものがないので、止むなく之を蛇といふ名詞に假りて mush と讀んでゐるのである。此女神はラガシ王朝のウル・ニナ王家だけの信仰神らしい。第一字の dun は豚だが、又「賢明なるもの」といふ意味がある。恐らく、第二字の mush と讀まれてゐる文字も何か他の意味があり、トーテム的な神秘的な動物の姿であらうかと推定される。ラガシ王朝にとつては重要な神性で、此神に就いてはラガシ王朝の歷史を敍する時に尙屢々引用されるであらう。

此所謂ドン・ムシュ女神はラガシ王朝のウルニナ王家の直接の信仰神であるが、之が果して、此王家との血族的な信仰と直接の結合を示してゐるか如何か、今直に判明せしむる譯には行かない。然し血族的信仰關係にある神性は、第一次的に既に其血族との直接的結合の裡に信仰神として現はれて來るのだが、史的發展的に、其血族集團並にそれに類するものが、多數に抱擁せられて、一の民族的集團にまで擴大した場合は、其信仰對象は、個々の血族的關聯の

神性では滿足出來ないで、其所に第二次的な更に擴大性を有する高位の神性が要求される。此場合、其中心となる血族又は民族に於ては、屢〻自己固有の神性に、新に擴大性を附與して此發展段階に適合せしめんとする。かゝる狀態に於ては、又屢〻其固有の神性に對して、何か異つた新らしき信仰的解釋が附加せられて、其所に神學的解說の端緒が發生する。

かくして第二次的な發展段階に於ては、其神性は社會的な擴大性に適應するやうに、より高く、より廣汎な神性が附與されるが、しかも其所には其始原的民族中心の、より強き牽引力が存在するが故に、再び直接的な信仰的結合が發生して、高く神學的神性へ飛躍せんとするものを、再び其民族の身邊近く引下ろして來るといふ傾向が、必ずしも失はれるものではない。シュメルの都市的信仰が、天なる神を地上に引下ろして、其都市の直接の支配者とするといふ信仰的傾向は、尙此第二次的狀態に於てその說明が許容される。

更に此傾向がより强く、其個々の民族の上に反映した有樣を、次のアガデ王朝の帝王聖視の形態に於て見る事が出來る。此點に於ては、シュメル乃至アッカドの帝王聖視が、先に擧げた原始的血族信仰の純粹な發展的な姿、神の末裔としての帝王聖視とは稍々異るものも亦存在するやうに見える。

神の聖稱が帝王の稱號の上に現はれてゐるのは、アガデ王朝の第四王ナラム・シン王である。例へば、彼の遺した煉瓦の上に押印した、印影記錄の如きは其一である。

1　dingir na-ra-am dingir-en-zu　聖ナラム・シンは
2　ba-dim　建設者なり

3　e dingir-en-lil　エン・リル神の神殿の

（譯文）

聖ナラム・シンはエン・リル神の神殿の建設者なり

此王の名 dingir na-ra-am dingir-en-zu の最初の dingir が卽ち王の名全體の先行的決定詞として表現された聖稱に外ならない。第二語に附いてゐる dingir は、其次にある en-zu 神の聖稱であつて、王は此神名を其儘取つて自己の名としてゐるから、此方は王名の聖稱と認められないのは、第一王ウル・ニナの名に於て、其名の一部たるニナ女神の名 dingir-nina が附いてゐるのと同一である。因にナラム・シン王のシンとは月神 sin の事である。然るに、實際の王の名では、之が dingir en-zu となつてゐるが、此 en-zu はアッカド語では sin-en となり、更に之を同系語のバビロン語で sin と讀み表はしてゐるのである。

又此ナラム・シン王の封印B號記錄には次の如くになつてゐる。之は家臣である書記アネイシャルから、王と王子に呼びかけた形式になつてゐる。

1　dingir na-ra-am dingir en-zu　聖ナラム・シン
2　dingir a-ga-de- ki　アガデ國の神たる
3　bi-in-gu-ni-shar-ri　ビンガニ・シャル
4　mar-zu　其の子
5　a-ne-i-shar　アネイシャルより
6　dub-shar　書記

五　帝王の神聖視

3　ir-zu　　其神奴

（譯文）

アガデ國の神たる聖ナラム・シンとその子ビンガニ・シヤルのために捧ぐ。其神奴たる書記アネイシヤルより

といふやうに、帝王を完全に神として取扱つてゐるが文獻的資料からいふなら、かゝる種類のものは此時代あたりから現はれ初めたらしく見えるが、帝王の聖視の形式からいへば、帝王の肖像を造つて人民に禮拜せしめ、又は生活の安穩を之に祈願するといふやうな事は古くからあつた。西紀前二八〇〇年代にラガシ王朝のエンテメナ王の肖像を建てた時、其肖像に次の如く刻文を施した。

第三欄

8　ud-ba en-te-me-na ge　　エン・テメナの時に
9　alan-na-ni　　この肖像を
10　mu-tud　　彫刻し
11　en-te-me-na dingir en-lil-li ki-ag　　ニン・リル神の愛するエン・テメナは
12　mu-nu-sa　　其名を名附け
13　dingir en-lil-la　　エン・リル神により
14　e-a　　宮殿に

第四欄

1　mu-na-ni-tum　　それを運んだ

（譯文）

エン・テメナは此肖像を彫刻せし時、エン・リル神の愛するエン・テメナがエン・リル神により其名を命名し、之を宮殿に運び入れたり

稍々後のものだが、肖像の聖視は、西紀前二三五〇年の後期ラガシ王朝のグデア王の肖像に長文の記載があり、それに充分明かに表はれてゐる。其後、西紀前二一〇〇年の第三ウル王朝、西紀前二〇〇〇年のバビロン王朝に於ても同樣之があり、ハムラビ法典を刻した石柱の上部に、神より法典を授けられる王の姿を表はし、人々の安全を此神と、神の法と、王の姿に祈願すべき意味を宣言してゐる。

六　信仰上に於ける女性の地位

今まで記した古代シュメルの政治主長者としてのlugal、宗教主長者としてのen又はpatesiが、悉く男性であつたらしく認められる。然し、實は、其最古代に於ては必ずしもさうでなかつた事が、前に擧げた神名の稱號中に、ラガシ王朝の王家の信仰神dun-mush女神を、政治的主長者としてdingir-lugalといふ稱號を以て呼んでゐる事によつても、其思想の一端を推知する事が出來る。其外に、現實の歷史の上で、直接の文書の中に宗教主長者としての女性の名が現はれてゐる事は、特に注意すべきである。

西紀前三一〇〇年代と考へられるキシ國のメシリム王に關する文獻中に、左の如きものがある。

1　me-silim　　メシリムは

2　lugal kish　　キシ國の王
3　shar e　　シヤルの神殿を
4　ga-mu-gi　　修復せり
5　sal-ishib kisal si-gar pa-te-si ud-nun-ki　アダブ國のパテシにして神婦キサル・シガル

（譯文）

キシ國の王メシリムは（アダブ國の）シヤルの神殿を修復せり。アダブ國のパテシにして神婦キサル・シ・ガル（が之を主神に告ぐ）

此記錄は、王朝時代に入つてからの最も古い記錄である。ラガシ國の北方に近いアダブ市の遺跡 Bismaya から發見したもので、此市の主神の神殿である e-shar に奉納した鉢（此神の「鉢」は、特に神の精（アニマ）と精子とを受ける意味がある）に記してあつた。此記載によると、キシ王朝のメシリム王が勢力を張つて、アダブ市をも其手に入れた時、王の權力を示すと共に、恩威併せ行ふ意味で、其勢力下となつた都市の主神に奉納物や神殿修復などを行つた。

シュメルの歷史にかういふ事は悉々現はれてゐるが、此メシリム王の時も、同樣であつた。上記の文章は其被征服國の神殿を修築した事を、其主神の女性のパテシである神婦の手から神へ報告した形式で書かれてあるのだ。記載にある神殿 shar-e は e-shar とも呼ばれる。shar とは庭園の事であるから、之は神苑の神の意味である。

此アダブ國の主女神の神殿 e-shar に就いては Poebel 敎授が編纂したペンシルヴァニア大學博物館の楔形文書集錄の P. B. S. vol. IV—1 第一五七圖の第一欄第七行に、楔形字原文で ud-nun-ki e-shar-ra とある。之は都市と其主神を記したもので、ud-nun-ki とは、アダブ市に對するシュメルの原稱で、「高貴の太陽の町」といふ意味である。e-shar は其市の主神の神殿である。e は家、宮居又は神殿、shar は神苑であるが、shar-ra とは玆では特に、音樂とか文字とかを指し、恐らく文藝、文化を守護する女神であつたかと思はれる。而して此 shar-ra のバビロン對譯は kunukku 封印、sirḫu 歌、shataru 書く等の意味がある。

此神殿 e-shar に祀られた主女神は、建國神話に出て來るニン、ハル・サグで、「高い山の女主」といふ名で呼ばれ、女神中の最も古い女神である。而して此アダブの町で、此女神に奉仕してゐるのは、此文獻に出てゐる通り sal-ishib といふ官名を有し、sal とは女性、ishib とは神官で、女性神官、即ち私の譯語では「神婦」といふ名詞の一部の神職に當るものである。そして此神官職名に次で、特に自己の名と共に、アダブ國のパテシ即ち其宗敎主長者である事を連記してゐるのだ。

此女性宗敎主長者の名 kisal si-gar といふのは恐らく寶庫といふ意味の名と思ふ。kisal とは神殿の前庭を指すが、kisal-si と連つて、家又は居住の意味となる。gar は財寶の意味である。

ラガシ王朝のエン・アンナ・ツム王の時の神殿に、次の如き女性の神官の名が見えてゐる。——かゝる神に奉仕する女性即ち女の神官を、私は總稱して「神婦」といふ名を與へてゐる。それは、其信仰內容に於て古代支那の巫及び日本の巫女ミコと多少相違するところがあるので、別にかういふ譯語を撰んだものである。

さてエン・アンナ・ツムの文獻では

1　en an-na-tum ma　　エン・アンナ・ツム(のために)。
2　en　　エンより

六　信仰上に於ける女性の地位

3　sal-nunuz-zi　純潔なる童女にして
4　dingir　神の
5　nanar　ナンナル

（譯　文）

エン・アンナ・ツムのために、（之を捧ぐ）ナンナル神の純潔なる童女たるエンより

之は Anton Deimel の Sumerisches Lexikon. 394-19 の引用句から採つたものであるが、此語は別に、Clay 教授の Yale Oriental Series. vol. I の第二七號で、Libit-Ishtar の記錄を說明した中にも引用文として入つてゐる。

そこで此文中に現はれてゐる sal-nunuz-zi（純潔なる童女）たるべき en は、ナンナル神卽ち月神の最高神婦であるが、Clay 教授は之を e-gi-par の最高神婦と對比してゐる。然らば此 e-gi-par とは何かといふと、直譯すれば「廣い夜の宮殿」であつて、之が、神に直接奉仕するところの、最高位の女官の夜の居室を表はしたものに外らない。此最高神婦の役名を何といふかといふと、nin dingir-ra である。此名は「神の女主」といふ意味を以て表はされてゐるのだ。

之をシュメル原字で示せば次の通りである。 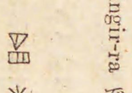 （シュメル時代の線字體） 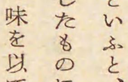 （楔形字體）。而して、此名の第一字 nin は女主、第二字 dingir は神、第三字 ra は接尾詞であるが、之は、時代によつて同じ文字で書き表はされつゝも、異つた讀み方をしてゐた。此 nin dingir-ra といふ呼稱は、西紀前五五五―五三九年の新バビロン時代の、ナボニダス王 Nabonidus が、其王女を此月神の最高神婦とした時の事を記した文獻に據つたものである。然るに、此時から遙か一五〇〇年を遡る古代バビロン王朝（西紀前二〇〇〇年代）及び、それより以前のシュメル時代には、此同じ文字を nin-an と讀んだ。勿論此讀み方は、誤りなく時代々々の神官名の實際の稱呼を示してゐるものと信じ得る。

備考　一寸、わき道へそれるが、同じ文字を一方では nin dingir-ra と讀み、一方では nin-an と讀んだといふ、兩時代の讀法の相違を、如何なる方法で確められるのかといふと、此語の中心をなすところの、シュメルの原形で「光輝」を表はす文字、卽ち八方に光輝を放つてゐる象ち 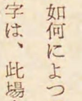 であり――後には省略せられて只の といふ十字となつたが――それが天或は神といふ意味を有した（勿論其外、無數の意味をも有つてゐる）。而して之を「天」といふ場合は an と讀み、神といふ場合は dingir と讀んだ。ところで、前記のやうに、新バビロン時代の文獻では、此光輝を表はす文字の次に、別に接尾詞として ra といふ文字を附加してゐる。此接尾詞 ra は、元來此語の格變化を示す a といふ語が、其前の dingir の語尾の子音 r の影響を受けて ra となつたものであるから、其格變化を示す a の前に立つ語が、子音の r を以て終るといふ事が判明する。卽ち此最後尾の附加語が、前の語から受繼ぐ子音の如何によつて、前の語の讀み方が推定出來るのである。

それで、此所では此接尾詞 ra に先行する文字は、此場合 an と讀むべきでなく、其語尾に r の子音を有する語、卽ち dingir と讀まなければならぬといふ事が判斷される。又之と同じ事を逆にいつて、dingir の r が、格變化を示す a と接合して、dingir-ra となつたといふ事も、亦充分理解される譯である。尙此 nin dingir-ra といふのはシュメル語である。而して新バビロン時代では、勿論バビロン語であるから、日常語としてはシュメル語は用ひてゐなかつたであらう。然し只神に關する宗教用語などは、尙二〇〇〇年前のシュメル語法を踏襲してゐたと推定される。此 nin dingir-ra は西紀前二〇〇〇年のバビロン王朝ハムラビ法典には接尾詞の ra が附加されてゐない。從つて學者は、之を nin-an と讀んでゐる。尙此 nin dingir-ra のバビロン對譯語を求めると、entu となつてゐる。en とは前からいつて來た通り、古代シュメル以來の最高神官の原始的稱呼である。そこ

で此 entu といふのは、バビロン語に於ける女性名詞を表示する接尾詞 tu と結合したもので、尙 tu の母音 u は主格を示してゐる。シュメル原語に於ける nin dingir-ra は神の女主としての女性を示してゐるのだから、バビロン語でも女性名詞を以て表はしてゐるものである。

此ナボニダス王の文書では、其王女 en sha-al-ti dingir nannar が其時の最高神婦であつた。但し此名は實名ではない。此王女が其神婦の官職に就いてから命名されたものと認められる。其名の意味は「ナンナル神の神託を告げる神婦の最高地位者」である。王の文書の表面第二四、五行に、其時、王女のために命名した事が記してあり、其文は次の通りであるから一寸引用して置かう。

24	mar-ti	si-it	lil-bi-ia	a-na	e-nu-ti	ash-shi-ma	
	娘を	擧つり	捧げ	として	最高神婦の	役目	
25	en-shaali	dingir	nannar	shuumsha	ambi		
	エン・シャルチ	聖	ナンナルと	命名せり			

（譯文）

王女を最高神婦たるの職に捧げ奉つり、其名をエン・シャルチ・聖ナンナルと命名せりとある。此文書は今までのシュメル語とは相違しバビロン語である。而して、此中にある e-nu-ti は卽ち enti, entu であり、神殿にあつて直接神に接し、其神託を受けて諸人に告げるといふ、最高位の神婦の地位に當る稱號である。此王女が此月神ナンナル神の最高神婦として就任した時には、古式に則つて、卽ち、それより約六百年前に行はれたネブカトネザル王（西紀前一一七〇年――）の殘した「豫言書」と其時代に作り殘された官職相當の服飾を受け繼ぎ

其地位に就いたものである。ところで、此地位といふものは、まだ〳〵もつと古い時代に遡るべきもので、其事も亦此文書の中に明記してある。それに據ると、此神事は、それより遙に古い西紀前二〇〇〇年代のラルサ王朝の時の事で、其時、北方山地のエラム地方から來て建國したラルサ王朝のリム・シン王の妹姫で、エムトバルの領主であつたクドゥル・マブグの娘 en an-e-ul が、神託に據つて記した豫言の記錄に從つたものであると記してある。其次第は次の如くである。

記錄裏面

1	musaru	labiri	sha	en-an-e-ul		enti	uru-ki
	文書により	古き	の	エン・アン・エウル		神婦	ウル國の
	(6)	(5)	(4)	(3)		(2)	(1)
2	marat	kudur-mabug	abat	rimsin	shar	uru-ki	
	娘	クドゥル・マブグの	妹	リムシンの	王	ウル國の	
	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	

（譯文）

ウル國の神婦のエン・アン・エウルの古き文書による。此人はウル國の王リムシンの妹にしてクドゥル・マブグの娘なり。

さて然らば、次に此最高神婦の居る e-gi-par とは如何なるところかを文書に據つて見る事とする。e-gi-par とは前にもいふ如く、文字通りに解釋すると、e は家、gi は夜、par は廣いといふ意味で、「廣き夜の宮殿」といふ事になるが、之は神殿の中心をなす高塔卽ちジグラットの階段の中心であり、其所を、更に其外部から遮斷するために、城

壁の如く壁を以て圍むものらしい。此文書では其所を ma-a-a-al といつてゐる。

記錄裏面

4　ana　itee　egipar　dur　ali　maaaal　enti(nin-dingir-ra)-mesh
に　傍　エギパルの　周圍に　の　マール　神婦等の
(3)　(2)　(1)　(4)　(3)　(2)　(1)

5　labirati-mesh　ilmuu
古代の種々の(如くに)　建てた。
(4)　(5)

6　appalisma　egipar　kima　labrimma　eshish　epush
還へした　エギパルを　同じく　古きものと　新らたに　建て
(6)　(3)　(2)　(1)　(4)　(5)

7　parrakke-mesh-shu　u　uṣurati-mesh-shu　kima　labirimma　esshish　abni
其神殿等　及　其圖像等を　同樣に　古きものと　新らしく　刻み
(1)　(2)　(3)　(5)　(4)　(6)　(7)

8　ana　itee　egipar　bit　en-shaalti-dingir-nannar　marti-ia
に　傍　エギパルの　家を　エン・シヤルチ・聖・ナンナルの　娘　私の
(3)　(2)　(1)　(9)　(8)　(7)　(6)

9　enti (nin-dingir-ra)　dingir-sin　esshish　epush
神婦たる　月神の　新らしく　建てた
(5)　(4)　(10)　(11)

10　martu　ullilma　ana　dingir-sin　u　dingir-nin-gal　bel-mesh-e-a　ashruq
娘は　清められたる　に　月神　及　ニンガル神(大主女神)の　主神等　捧げられたり
(2)　(1)　(7)　(3)　(4)　(5)　(6)　(8)

11　ina　shibir　ashipu-utim　ishipput-su　epushma
に　權威　神託の神婦を　神の　神婦たらしむべき　着手せしめ
(8)　(7)　(5)　(4)　(6)　(9)

12　ana　egipar　usherib
に　エギパル　連れて行き
(2)　(1)　(3)

13　saattukki　egipar　udaḫḫid
正しき供物を　エギパルに　準備し
(2)　(1)　(3)

14　eqle-mesh　kireti-mesh　ashtapiru　alpe　u　ṣene-mesh　udaashishu
多くの畑　多くの園　從者　牛　及　多くの羊を　豐富にし
(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)

a が四

15　dur　maaaal　enati-mesh　labirati-mesh

壁を　マールの　神婦等の　古き古き

（4）　（3）　（2）　（1）

16　kima　labarimma　esshish　almi

同じく　古きものと　新らしく　造り

（2）　（1）　（3）　（4）

17　biti　shuati　ana　maṣṣartim　dannatim　ashkunshu

家の　其の　に　砦　強き　基礎を置く

（5）　（4）　（3）　（2）　（1）　（6）

18　ninushu-sha　dingir-sin　u　dingir-nin-gal　bel-mesh-e-a

其時　月神　及　ニンガル女神（大女主神）の　主神等に

（1）　（2）　（3）　（4）　（5）

19　sattukki-shunu　eli　sha　pana　u-laḫḫid

正しき供御を　其　加へて　あるところのものに　前に　準備せり

（2）　（1）（5）　（4）　（3）　（6）

（譯　文）

エギパルの傍り、神婦等のマールの周邊に、古くより傳へられたる種々の物と等しく建て、古くより巡らされあるエギパルを新らたに建て還へしたり。其神殿及び圖像等を、往昔のものと等く、新らたに刻みたり。

エギパルの傍に、月神の神婦たるべき我が姫エン・シャルチ、ナンナルの宮殿を新らしく建て、清められたる姫は月神及大主女神の主神等に捧げられたり。姫をエギパルに連れ來り、神の神託者たる神婦中の神婦たらしむべき權威に着手せしめたり。

エギパルには、多くの供御を供へ、多くの神地、多くの神苑、從者、牛、羊等を豐富ならしめたり。

古き〳〵神婦等のマールの壁を、古きものと等き形に新しく造りなし、其宮殿の基礎を強き城砦に置き、其時、月神及大主女神の主神等に、その昔ありしところのものに加へて、更に新らしく正しき供御を供へたり

之は西紀前六世紀の記錄である。以上の記載によつて、是等の最高神婦が神々に仕へるまでの準備樣式の一端が判明するであらうが、尙其詳細の內容に於ては、次々に提示さるべき多くの資料から綜合研究されなければ、此古代宗教の神秘の扉を闢いて、其眞相を把握する事、蓋し仲々容易の業ではない。

七　宗教的建造物の內容

シュメル及びバビロンに於ける信仰的建造物の中心は ziḳḳurat 又は siḳḳurat といふが、之はバビロン語であつて「尖つたもの」を意味する語である。ジクラット其ものは、山の頂上をも表はし、又神殿の尖塔をも指した。

シュメル語では、之を e-pa といふが、此 e は建物を指し、pa は監督者などの意味に廣く使はれてゐる語で、恐らく「主要なる建物」であらうが、此名は既に王朝以前の文書中に現はれてゐる。尙此實際の遺物に就てはウルク市

の歴史以前の遺跡を解説した時にいつた通りである。文獻としては、西紀前二九〇〇年代のラガシ王朝第一王ウルニナの時代に現はれてゐるが、此文書では、前に出した通り單に e-pa を建てたと記してあるだけで、其 e-pa の内容の片鱗さへも窺はれない位だ。然るに之を、西紀前二三五〇年の後期ラガシ王朝のグデア王文書には、其王の肖像のD號、E號、及びI號と記號附けられてゐる肖像の刻文に、皆同文で次の如く記されてある。

e-pa	e	ub	imin	na-ni	mu-na-ru
エパ	神殿を	層塔の	七つの	その	建てた

（譯　文）

エ・パ即ち神の七層の塔の神殿を建てた

とある。此七層の塔即ちシュメル語の e-pa バビロン語の zikkurat の中心たる、塔の最底の基礎をなすところが、ma-a-a-al である。此所に此七層の塔を守つて神に奉仕する nin 即ち女主がゐた事は、前の記錄の王女エン・シャルチ・ナンナルの時ばかりでない。古い時代から此七層塔又は天を祀る高塔に、女主なるものがゐたといふ事は、實は、それより一層古い時代には、其所に人間としての女主ではなくて、眞實の「女神」がゐたといふ信仰形式から導かれたものである。後の時代に、人間としての最高位で、且つ純潔なる帝王の王女が、此女神の代りとなつて神に仕へるといふのは、實に此の神界の事實を、人間的最高權威を以て代表せしめようとする思想に外ならない。それに就いては、先づウルク市の最古のジグラットの遺跡と、其主女神アンナが之を證明してゐるが、又最も古い記錄として、現はるゝものは、西記前二九〇〇年代のラガシ王朝第一王朝ウル・ニナの土版文書B號記錄である。

1	dingir nina-ur	ウル・ニナは
2	lugal	王
3	shir-pur-la	ラガン國の
4	dumu	子(たる)
5	Gu-ni-du	グニドゥの
6	dumu-gur-shar	グル・シヤルの子(にして)
7	e-nina	ニナの神殿を

第二欄

1	mu-ru	建て
2	dingir nina nin-en	神の女主ニナ女神を
3	mu-tur	奉安した。
4	esh gir-su mu-ru	ギルスの家を建て
5	dingir dun-shag-ga	ヅン・シャクガ神を
6	mu-tur	奉安し
7	gal-ib	大なる城壁を

第三欄

1	mu-ru	築き
2	lugal-uru……	町の王……

3　mu-tur　　容れた
4　lugal erim　　エリムの王を
5　mu-tur　　容れた
6　ki-nir　　高き土地を
7　mu-ru　　築き

第四欄

1　dingir nin-esh alan　　家の主女神の像を
2　mu-tur　　置き
3　dingir nin-pa　　七層塔の主女神を
4　mu-tur　　奉安せり

（譯　文）

グルシャルの孫にしてグニヅの子たるラガシ國の王者ウルニナは、ニナ女神の神殿を建て、最高神婦の女主たるニナ女神を奉安し、ギルス神の神殿を建て、ヅン・シャクガ神（ギルス神の子神）を奉安した。大なる城壁を築き町の王……を容れ、エリムの王（エリム町の主神）を容れた。高き土壇を築き、家の主女神の像を置き、七層塔の主女神を奉安せり。

此記錄の中に出て來るニナ女神とは、ラガシ國のニナ市の主女神で、後にいふ通り、此女神は、天より七層の塔に降つて神託を告げる女神である。尙之と同樣な記錄を、後期ラガシ王朝、西紀前二三五〇年代のグデア王の瓶の記錄號によつて示す事とする。

dingir nin e gal　　大神殿の主女神
nin pa　　七層塔の女主
nin a-ni　　その女主（に捧ぐ）
gu-de-a pa-te-si　　パテシたるグデア
shir-pur-la-ki go　　ラガシ國の
nam-til-la ni-shu　　その生命のために
a-mu-na-ru　　之を建つ

（譯　文）

ラガシ國のパテシたるグデアは、その女主、大神殿の主女神（に捧ぐ）。王の生命のために之を建つ

玆では七層塔のジクラット卽ち pa の女主である nin-pa は大神殿の主女神 dingir nin-gal である。グデア王は此女神に守護を求めて其長壽を祈願し、聖水を入れる水瓶を女神々殿に奉納したものである。尙女神の名はニップル市の宗教主長者パテシであるナム・マフ・アプスの生命守護の祈願文にも出てゐる。此大神殿の女主たる女神は、結局此神殿が統率してゐる各都市の上に君臨する主女神と見做し得べきであらう。尙その點に就いて、次にパテシのグデア王が主裁してゐたラガシ市の一部分たるウル・アザグ市の女神バウに就いて見る事としよう。

此のウル・アザグ市とは、元來一の獨立した小市街であり、其市の信仰中心はバウ女神であつたのが、後にラガシ市に併合せられたものである。次の文書は、ラガシ市のグデア王がバウ女神神殿に捧げたもので、王は自分の肖像に祈願文を刻したものである（肖像12號）

七　宗教的建造物の内容

第一欄

1	gu-de-a pa-te-si shir-pur-la-ki	ラガシ國のパテシたるグデア
2	dingir ba-u	バウ女神のために
3	sal shag-ga	惠み深き女性
4	dumu an-na	天神アヌの子にして
5	nin uru azag-ga	ウル・アザグ町の女主
6	nin ḫe-gal	富有の女主
7	nin gir-su-ki a nam-tar-ra	ギルス市の命運を司る女主
8	nin di-kid uru-na	その町を勤く女主
9	nin sug-e ki-ag	供物を愛する女主
10	nin gar-u gu-de-a	グデア王を養ふ女主
11	nin a-ni	彼の女主
12	gu-de-a	グデア
13	pa-te-si	パテシたる
14	shir-pur-la-ki	ラガシ國の
15	lu e-ninnu	五十神の神殿の人にして
16	dingir nin-gir-su ka	ニンギルス神の
17	e-pa e-ub imin	七層の宮殿エパを
18	mu-na-ra	建てた(後略)

（譯文）

ラガシ國のパテシなるグデア（より捧ぐ）。天神アンナの子にして惠深き女性、ウル・アザッグ町の女主、富有の女主、ギルス市の命運を司る女主、その町を戴く女主、供物を愛する女主、グデア王を養ふ女主、彼の女主（のために）。ニン・ギルス神の五十神の神殿の人として、ラガシ國のパテシたるグデアが七層の宮殿エパを建てた。

此文書が作製された時代には、後期ラガシ國の最盛時ではあつたが、シュメル文化は末期的爛熟の時代であつた。從つてグデア王のラガシ市が開かれて以來、ニン・ギルス神はラガシ市の主神として、其市の信仰中心となつてゐたのに拘らず、此ラガシ市が併合した其市の一部分としての、小さなウル・アザグ町の古き主女神バウ女神への信仰が、此文書が示す通り、少しも衰へては居ないで却て再燃してゐた。加之、此女神のためにジグラット即ち七層の高塔 e-pa を建てゝゐる。此 e-pa は勿論此女神バウが其 nin-e-gal 即ち大神殿の女主人公であつた筈である。しかも上記の女神に捧げた頌歌によつて、此女神が神判を司り、ラガシ全體の命運を司り、其王者を守護してゐるといふやうに、此女神が寧ろ其最高の地位にあつた事を見得るのである。

然らば、かゝる最高の信仰を表示する女神の在ます七層のジグラットとは、一體何をするところかといふ事を理解して置く必要がある。ジグラットが高塔であり、之が山の尖端、頂上の表徴と考へられてゐた事は既にいつたが、シュメルに於ては、神は天に居ると考へてゐた。此ジグラットは e-ur-imin-an-ki で「天地の七層の家」と譯され、從つて之は天と地を結ぶための祭壇であり、しかも其高塔たる形は、天神の所在に最も近いところへ、出來る限り進み